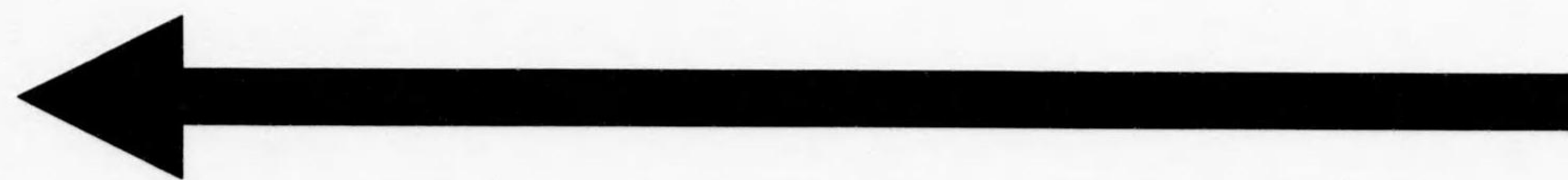


175.3
2

175.3-J527
1200500727536



始



175.3
J 52



官國幣社特殊神事調

三

神

祇

院



畿

地

方

京 都 府
大 阪 府
兵 庫 縣
奈 良 縣
三 重 縣
滋 賀 縣
和 歌 山 縣



900
177

目次

近畿地方（京都・大阪・兵庫・奈良・三重・滋賀・和歌山）

官幣大社 賀茂別雷神社 (一一)

御棚會神事・土解祭・競馬會神事・御阿禮神事・御戸代會神事

官幣大社 賀茂御祖神社 (一一)

步射神事・夏越神事・井上社祭

官幣大社 石清水八幡宮 (一九)

青山祭・御神樂祭

官幣大社 松尾神社 (二六)

西七條奉射式・西鹽小路奉射式・神幸祭・還御祭・御田植祭

官幣大社 稻荷神社 (三三)

大山祭・奉射祭・初午祭・菜花祭・神幸祭・還幸祭・火焚祭・御神樂

官幣大社 平安神宮 (四七)

時代祭

官幣大社 八坂神社 (四八)

白朮祭・祇園會・疫神祭・夏越祓

官幣大社 白峰神宮 (四九)

御火焚祭

官幣中社 貴船神社 (五〇)

雨乞祭

官幣中社 大原野神社 (五一)

御弓祭

官幣中社 吉田神社 (五二)

疫神祭

官幣中社 北野神社 (五三)

梅花御供・青柏祭・赤柏祭・御手洗祭・瑞饋神輿・初雪祭・獻茶

國幣中社 出雲神社 (五四)

粥占祭・花祭

國幣中社 籠神社 (五五)

四月葵大祭式

別格官幣社 豊國神社 (五六)

古式祭・獻茶祭

官幣大社 水無瀬神宮 (五七)

松籟神式

官幣大社 枚岡神社 (五八)

御粥卜神事・平國祭

官幣大社 大鳥神社 (五九)

花摘祭・堺渡御祭

官幣大社 住吉神社 (六〇)

踏歌祭・白馬神事・御結鎮祭・埴使・卯之葉神事・神輿洗神事・御田植神事・

南祭・寶之市神事

官幣大社 生國魂神社 (一三四)

初穂祭・末社北向八幡宮御弓祭・走馬祭

官幣中社 坐摩神社 (一三九)

鎮魂祭・花祭・夏越神事・陶器祭・懸鳥祭

官幣大社 伊弉諾神社 (一三四)

粥占祭・御田植祭・除蟲祭・夏祭・秋祭

官幣大社 廣田神社 (一三七)

探湯神事・御田植神事

官幣中社 生田神社 (一三九)

千燈祭・注連焼却神事

官幣中社 長田神社 (一四三)

追儼式・長田祈禱祭・池田祈禱祭

官幣中社 海神社 (一四九)

秋祭

國幣中社 出石神社 (一五〇)

立春祭

國幣中社 伊和神社 (一五二)

三山祭・渡御祭・萬燈祭

官幣大社 大神神社 (一五六)

繞道祭・御田植祭・攝社若宮渡御式

官幣大社 大和神社 (一五六)

御弓始祭・粥占祭・御田植祭・神幸祭・神樂祭

官幣大社 石上神宮 (一七七)

御田植祭・神劍渡御式・榜示浚神事・渡御祭・鎮魂祭

官幣大社 春日神社 (一八七)

御田植祭・春日若宮祭(おん祭)

官幣大社 廣瀬神社 (一八九)

御田植祭

官幣大社 龍田神社 (一九)

例祭(たき祭)

別格官幣社 談山神社 (一九)

談山神社神幸祭・談山神社嘉吉祭

國幣大社 多度神社 (二〇三)

例祭神事

國幣中社 敢國神社 (二〇八)

神幸式

官幣大社 建部神社 (二〇九)

護國祭・納涼祭

官幣大社 多賀神社 (二二三)

四月古例大祭・六月古例祭・九月古例祭・大宮祭・御田植祭

官幣大社 日吉神社 (二四七)

大戸開神事竝神能・神輿揚げ・大神渡御祭・午神事・神輿入・柱奉幣

官幣中社 御上神社 (二六一)

弓射祭・影向祭・秋季古例祭・神御衣祭

官幣大社 日前神宮
國懸神宮 (二七四)

堰祭・平瓮伏祭・平瓮起祭

官幣大社 熊野坐神社 (二七五)

八咫鳥神事(寶印神事)・湯登・宮渡神事・神輿渡御・御竈木祭

官幣大社 熊野坐神社 (二八三)

例祭渡御式・神倉神社御燈祭

官幣大社 丹生都比賣神社 (二九二)

御田祭・花盛祭

官幣中社 伊太祁曾神社 (三〇一)

卯杖祭管粥式・茅輪祭名越ノ神事・神輿渡御式

官幣中社 熊野那智神社 (三〇四)

例祭渡御神事・牛王神輿祭

官幣大社 賀茂別雷神社

京都府山城國京都市上京區上賀茂鎮座

祭神 別雷神

○御棚會神事 一月十四日

儀式

先 土舎ニ於テ修祓

次 御棚進行先導白丁一人大瓶子杓一本鳥附木等ヲ擔ク次御棚一脚白丁四人ニテ擔キ行キ(片山御子社ノ前岩下ニ於テ祓ヒ)玉橋ヲ渡リ樓門中門ヲ經テ祝詞舎ノ南神庭ニ昇キ据エ大瓶子鳥附木ハ其ノ前ニ置ク

次 宮司以下東局軒下ノ座ニ着ク

松明白丁先導

次 片山御子神社ニ獻饌

次 宮司小庭ニ進ミ奉幣祝詞奏上

次 御棚等ヲ撤ス

次 各攝社獻饌



次 宮司以下退出攝末社巡拜

由來 寛仁二年十一月廿五日、太政官符を以て、賀茂下上社に山城國愛宕郡八箇郷を寄進せられし中、當社の分は賀茂郷・小野郷・錦部郷・大野郷の四箇郷なりしが、中古河上・岡本・小野・中村・小山・大宮の六郷に分割し、各郷より御棚一臺づつの神供を奉る。この神事を御棚會神事と稱する。毎年一月十四日勤仕し、各郷よりの輸物の他に、郷内に住する者よりも私饌を徴して補ひき。古來本社には多くの神領を有すと雖も近郷の輸物のみを以て、一の神事を營みしは蓋是のみ。明治維新以後、社領上地の結果祭儀も廢れんとせしを、一社にて漸く一臺の御棚を調へて、毎年備進し以て今日に及べり。

○土解祭 四月三日

儀式

稻種卜占

往時ハ陰陽大夫數日前ニ行ヒシヲ現今ハ主典當日早朝之ヲ行フ

先 修祓

次 白黒赤三種ノ稻名ヲ別記セル御籠ヲ大床ニ献シ祝詞ヲ奏ス

次 御籠ヲ撤シ幣殿臺盤上ニ置キテ之ヲ開キ順次ヲ勘文ニ記シテ退下

祭儀

先 修祓

次 宮司以下透廊ノ座ニ着ク

次 開扉

次 献饌

次 片山御子神社献饌

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 撤饌

次 閉扉

次 宮司以下退下

次 宮司禰宜ハ細殿ノ南軒下主典以下ハ土舎ノ南軒下ニ着座

次 主典 宮司ニ稻種ノ勘文ヲ進ム宮司禰宜披見ノ後主典ニ返ス

次 宮司當年相應ノ稻種ヲ持參スヘキコトヲ黄衣ニ命ス

次 黄衣稻種ヲ二ノ鳥居ノ外切芝ノ南方豫テ舗設シアル疊ノ南方ニ置ク

次 宮司禰宜二ノ鳥居外疊ノ上ニ列立

次 白丁弓箭ヲ進ム

- 次 雇員稻種ヲ祓フ
- 次 宮司禰宜稻種ニ弓ヲ放チ本座ニ復ス
- 白丁稻種ヲ持チテ從フ
- 次 宮司禰宜糶ヲ扱キ落シ紙ニ裏ミ白丁ニ授ク白丁櫛ノ枝ニ附ク
- 次 直會
- 次 宮司以下退下
- 次 禰宜以下二ノ鳥居ヲ出テ御田ニ參向ス
- 次 禰宜以下御田ノ南方ニ列立ス
- 次 献饌
- 次 禰宜祝詞ヲ奏ス
- 次 主典稻種ヲ蒔ク
- 次 撤饌
- 次 直會了リテ社頭ニ歸ル

由來 創始の年代は不詳なるも「嘉元年中行事」に見えれば、古き時よりのものと思はる。

○競馬會神事 五月五日

儀式

- 五月一日 足汰
- 先乘尻二十人廳舎ニ參集
- 次 手水修祓
- 次 澤田神社前ノ川ニ臨ミ鞭ヲ清ム
- 次 長官所司代目代馬場殿ノ座ニ着ク(此間御馬候ト乗尻ニ告グ)
- 次 乘尻乘馬馬場殿ノ南方ヨリ西庭ニ乘リ廻シ所司代ニ一揖ス 所司代馬ノ年齒ヲ調べ毛付ヲナス
- 次 乘尻二鳥居前ニテ一拜 馬場末ニ南上ニ馬ヲ立ツ
- 次 馬場ヲ九折シテ南下シ西埒外ニ南上東西ニ列ス
- 次 順次馬ヲ馳ス所司代其ノ遅速ヲ檢シ之ヲ注記ス
- 次 乘尻再ビ埒内ヲ南下シテ馬場殿ノ南方ニ北上西面ニ列立シ下馬シテ馬場殿ニ着ク
- 次 所司代注記ニヨリテ左右ノ順位ヲ定メテ乘尻ニ告グ
- 次 乘尻順位ニヨリテ左右二頭ヅツ馳驅シ畢リテ馬場殿ニ着ク
- 次 長官以下退出
- 次 乘尻廳舎ニ着キ直會畢リテ退散
- 五月四日 菖蒲根合

早且頓宮(豫メ馬場殿ノ西ノ東ニ建シ)ニ神靈ヲ遷シ奉ル 此間乘尻二十人各自菖蒲鈔鞭蝙蝠(左方ハ赤地ニ日ノ丸ヲ携ヘテ馬場殿ノ前ニ北上西面ニ列立踰躍ス) 次ニ左右ノ第一番ノ者頓宮ノ屋根ニ菖蒲ヲ葺キ次ニ菖蒲ヲ取換ヘ座ニ着ク 二番以下菖蒲ヲ取換ヘ順次十番ニ及ビ了リテ本社ニ參進シ左右一番棚尾社ト祝詞舎トノ屋根ニ菖蒲ヲ葺キ菖蒲ヲ取換ヘ本殿ヲ拜シ唐門新宮門ヲ經テ攝末社ヲ巡拜シ廳舎ニ着座所司代競馬當日ノ廻文ヲ附シ乘尻裝束等ヲ點檢シ畢リテ退散

五月五日

當日早且修祓開扉獻饌祝詞撤饌閉扉等例ノ如シ

乘尻等村役場ニ參集 次ニ騎馬ニテ社ニ參集シ廳舎ノ座ニ着ク 馬ハ築垣ノ内左ハ北上西面右ハ北上

東面ニ立ツ

次 左右念人廳舎ノ座ニ着キ獻ノ儀アリ

次 御馬候ヲ申ス

次 手水畢リ乘尻廳舎ヲ出デテ乘馬先左一鳥居前ニ至リテ月形ヲ踏ミテ下馬參進ス左東方左右念人之

ヲ迎ヘ引率シテ進行ス(陰陽大夫馬場殿前ヨリ進ミ出デ左)樓門内ニ於テ左右對揖左方念人乘尻神前ニ

進ミ東局軒下ニ東上北面ニ着座乘尻奉幣念人奉幣念人幣ヲ社前ニ納メ乘尻ニ返祝詞ノ儀終リテ退下

二鳥居外ニテ念人乘尻對揖ノ後念人ハ左方ノ幄ニ着座乘尻ハ馬場末ニ至リテ乘馬埒内ニ九折南下シ

テ左方幄ノ南方ニ北上西面ニ列立ス

次 右方念人以下左方ト同様ノ儀アリテ念人ハ右方幄ニ着座乘尻ハ馬場末ニ至リテ乘馬埒内ヲ南下シ

テ右方幄ノ後方ニ北上東面ニ列立ス

次 長官所司代目代頓宮ノ南方ニ候ス

次 一番競馬(左ヲ先馬トシ右ヲ追)勝者ハ祿ヲ受ケテ後下馬頓宮ニ參拜 馬場殿ニ退下

次 二番先ヅ右方埒ニ入り次ニ左方埒ニ入り小振三運巴等畢リテ競馳ス三番以下皆同シ但三番以下ハ

勝方ノ馬先ニ埒ニ入ル 十番ハ二番ノ如ク右方先ニ入ル五番畢リテ頓宮ノ梓ヲ倒ス十番馳セ畢リテ

長官以下廳舎ニ於テ直會退下

氏子崇敬者との關係 朝廷より當社に武德殿の競馬を預けさせ給ひしより以來、當社々家

氏人、歳々乘尻念人等を奉仕し今に絶ゆることなし。而して馬匹は鎌倉時代、競馬料所の

寄進以後、全國莊園より各一頭、都合二十頭の馬匹を年々奉獻せしが、徳川氏時代以來、

本村及近村(舊社領)の住人より徵發して神役を奉仕せしめ、以て現今に及べり。

由來 堀河天皇寛治四年、武德殿の競馬を當社に預け給ひしに始まるものにして、爾來

毎年社家氏人をして、十番の競馬を勤行なさせたり、其の經費は全國莊園中貳拾箇所の

莊園を指定し、馬匹其の他競馬一切の費用を負擔せしめたりしが、戰國時代に至りては一

社限りにて漸くこれを持續し、徳川氏の代に及び莊園を没却せられて以後は、朱印領知行の内よりすべてを支辨し、馬匹は地元竝に近郷の舊社領地より徴發することゝなれり。尙ほ菖蒲の根合は、堀河天皇寛治七年殿上人菖蒲の根合に依りて、奉幣使を立てられしことありしに基き、爾來當社に於ても毎年これを左右乗尻に行はしむることゝなれり。

○御阿禮神事 五月十二日

儀式

- 先 宮司以下御阿禮所ニ參向御圍ニ向ヒ一拜 幄舎ニ着ク
- 次 葵桂ヲ挿頭ニス
- 次 献ノ式
- 次 手水
- 次 庭燎ヲ消ス
- 次 奉幣
- 次 裂幣ヲ挿ニ附ク
- 次 神人神ヲ持チ御圍正面ノ立砂ヲ三匝シテ佇立ス
- 次 宮司以下神館ノ座ニ北上西面ニ着ク

次 神人神ヲ持チ進行ス(此間雅樂頭代笏拍子ヲ打チテ祕歌ヲ奏ス)

通路ハ裏門ヨリ社頭橋ヲ過ギ樟橋ヲ渡リ樓門前ヲ經テ新宮門ニ入り若宮社本殿前ヲ經テ中門ニ出デ棚尾社ニ神二本ヲ挿シ置キ樓門ヲ過テ玉橋ヲ渡リ二鳥居ヲ經テ御所舎ノ南方權地ニ神三本ヲ安置シ

三匝一拜ス

- 次 宮司以下昇殿御幸ハ樓門通過ノ頃 透廊ノ座ニ着ク
- 次 閉扉御幸ハ本殿前通過ノ頃
- 次 小庭ニ松明ヲ舉ゲ殿舎ノ燈爐ニ火ヲ點ス
- 次 葵桂ヲ献ス
- 次 片山御子神社ニ葵桂ヲ献ス
- 次 祝詞
- 次 閉扉
- 次 宮司以下退出

由來 當社祭儀中、最も重き祭儀にして、當社祭祀の根源と謂ふべきに位する。由來に就いては「賀茂舊記」に「御祖多々須玉依媛命云々、夜夢天神御子出各將逢吾造天羽裳炬火肇銚又飭走馬取奥山賢木立阿禮垂種々綵色又造葵楓覆嚴飾待之吾將來也御祖神即隨夢教令

彼神祭甲走馬竝葵覆楓覆此之緣由也」と見えてゐるが如く、御祖神等の別雷神を祀り給ひしに始まるものにして、神主以下五官奉仕せしを、現時は宮司以下五名の神職これを奉仕す。

○御戸代會神事 七月一日

儀式

- 先 修 祓
- 次 閉 扉
- 次 進 烏 扇
- 次 献 饌
- 次 祝 詞
- 次 撤 饌
- 次 閉 扉
- 次 退 下 廳 舍 着 座
- 次 能 樂 五 番 奏 進

由 來 天平勝實二年十二月十四日壬子、賀茂兩社に御戸代田各一町を寄進あらせられしに始まると云ふ。神能に就いては、「仁治三年六月舊記」に「六月御戸代會二十七日八日、座

敷の舞、於奈刑狂牛其駒はあり、咒師猿樂はせず、七月八日戊子祝才御戸代」と記する、或はこれが猿樂奉奏の起原とすべきか。

官幣大社 賀茂御祖神社

京都府山城國京都市左京區下鴨宮河町鎮座

祭 神 玉依姬命、賀茂健角身命

○步射神事 (武射神事トモ書キ又御結トモ稱セリ)

祭 日 五月五日

儀式

- 第一鼓 祭員預屋ニ參集著服 是ヨリ先弓箭ヲ神前ニ安ス
- 第二鼓 師範以下參進幣殿前庭所定ノ座ニ著ク 是ヨリ先手水ノ儀アリ
- 第三鼓 宮司以下參進幣殿所定ノ座ニ著ク 是ヨリ先手水ノ儀アリ

修 祓
次 禰宜以下神饌ヲ供ス

- 次 宮司祝詞ヲ奏ス
- 次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮
- 次 禰宜以下列拜
- 次 師範檢見玉串ヲ奉リテ拜禮 自餘奉仕者列拜
- 次 禰宜以下神饌ヲ撤ス
- 次 主典弓箭ヲ師範檢見及射手ニ授ク
- 次 神職以下一同大芝生弓場ニ參進著席
- 次 師範介添ヲ隨ヘテ射初式ヲ行フ(拂式 矢渡ノ儀)
- 次 檢見出デテ所定ノ位置ニ著ク
- 次 射手六人出デ二人宛射竟ル(三度弓ノ儀)日記點ヲ採リ矢文ニ付ク
- 次 檢見矢文ヲ宮司ニ進ム
- 次 宮司以下退場幣殿所定ノ座ニ著ク(主典矢文ヲ宮司ヨリ受ケテ捧持ス)
- 次 宮司矢文ヲ神前ニ奉ル
- 次 各退下

畢リテ大的奉納ノ儀アリテ三十間ノ遠矢ヲ行フ

由來 昔は正月十四日に執行せられたり。明治二十五年の「年中神事目錄沿革略解」に

は「元祿拾年再興、明治六年以後中絶同廿二年再び執行す」とあれど、以後亦衰へたるを大正十年復興致し、執行の日取も五月五日の節供の日に改定せられたるなり。尙歩射神事は度々廢絶しては復興されれば現行神事は往昔の儘とは云ひがたし。元祿十年復興の神事式次第は次の如きものなりき。

武射神事次第

- 當日禰宜祝社司冠衣手長氏人淨衣參向
- 先 正官自切戸參于御前於階下一拜
- 次 氏人將高坏來此高坏ニ載土器
- 次 正官執高坏備進于御臺盤上
- 次 氏人將御瓶子來
- 次 正官獻神酒氏人執御瓶子進畢而直撤御瓶子
- 次 正官於階下祝詞拍手二拜
- 次 撤神酒
- 次 於階下一拜退焉

先是射手所司出司預大夫等狩衣參集于會所而後參向此時弓箭覽宮等令青襖持之豫令使部設的弓立等令神人舖食薦圓

座自御料屋迄弓場庭上
令刀禰送食薦圓座等

到于刻限而正官以下出于樓門外

先 正官進弓場而沓揖着座座揖安坐(此時着座之事泉亭作法記)
(沓揖而左膝ヲ突着座座揖)

次 社司等着座次第禰宜方南上祝南上
如前禰宜方東面祝西面

次 所司着座西方出司着座方記矢數
悉中レベ書十豫坐前設小机硯

次 射手着座前方南上東面
後方南上西面

次 預太夫着座 南面

次 射手二人起座進預太夫座前而揖預太夫答揖而取弓箭一授射手射手請取之進射前着圓座一揖而袒左

袖射訖而正袖退

次 二人進射前儀如前

時使刀禰取矢

次 始ノ二人進射前此時預太夫使青各三度也次第如前
禰授矢於射手

射手各無禰(三度了時正袖亦向の方乍持弓)
以紙卷指(一揖而退焉各弓令青禰返送)

次 所司射手預太夫等起座於樓門西廻廊待社司進侍所

次 正官以下起座入樓畢而於侍所勸盃進侍所此時氏人三獻
等對正官一揖

此時所司出司御結箭數書付ヲ持參正官前正官覽訖而返賜

但社司次第見下之又自最末送上之也
正官卷矢文加懸紙置于前而目于所司所司至于正官前受之退焉

(泉亭所傳ニ據ル)

○夏越神事 (矢取神事とも稱す) 八月立秋の前夜

儀式

本殿祭

第一鼓 預屋へ參集着服 午後七時五十分

第二鼓 祓所(西樂屋)ニ參進

是ヨリ先手水ノ儀アリ

修祓

次 幣殿所定ノ座ニ著ク

次 禰宜 一主典本殿ニ麻木ヲ奉ル

次 禰宜以下神饌ヲ献ス(攝末社ニモ相嘗 此間奏樂
ニテ一座分献進)

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次 禰宜以下列拜

次 禰宜以下神饌ヲ撤ス 此間奏樂

次 退下

中門ヨリ糺ノ池南庭ニ參進

井上社祭

本殿祭畢リテ中門ニ於テ 麻小串ヲ笏ニ添へ持チ 糺ノ池南庭ニ參進

行装 神人 松明 刀禰 神人 松明 神職 樂人 神人 松明 氏子惣代 神人 松明

所定ノ座ニ著ク 麻小串ハ席前小机ノ上ニ置ク

次 禰宜以下神饌ヲ供ス 此間奏樂

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 禰宜以下神饌ヲ撤ス 此間奏樂

次 宮司祓ヲ仰ス

次 禰宜御手洗池(糺ノ池)畔ニ進ミ大祓詞ヲ讀ム

次 禰宜大麻ヲ行フ

次 神人贖物(人形)ヲ池中ニ流ス 此間矢取行事

(池ノ北庭ニ時刻ノ到來ヲ待ツ數十名ノ裸體ノ男子此ノ時池中ニ飛込ミ池中ニ立テラレタル齋串ノ爭奪壯烈ヲ極ム)

次 宮司以下麻小串ヲ執リテ解除

次 宮司以下起座 麻小串ハ笏ニ持添フ

次 宮司以下退下

次 茅ノ輪ヲクマリ儲橋ニ於テ麻小串ヲ御手洗川ニ流シ遣ル

次 宮司主典二名雇一名樓門ヨリ河合神社ニ參向拜禮 神人松明ヲ持チテ先導ス

次 裏參道ヨリ預屋ニ戻ル

神 賑 特別な催物無し。齋場の周圍に竹矢來を設く。夕刻頃より此の神事を拜觀せんとして詰め掛くる群衆は、此の竹矢來の周圍に黒山を築く。禰宜大麻を行ひ、神人贖物を池中に投ずるや、間髪を入れず裸體の壯男數十名、埒を飛越え水しぶきの音も勇ましく、池中の齋串目がけて躍込み、暫しの間勇壯を極むる齋串の爭奪戰に、拜觀者は手に汗を握る。當社の夏越神事を矢取神事と稱するは、此の行事あるに依る。

氏子崇敬者との關係 全氏子及び市内崇敬者より、贖物として人形を出さしめ (前以て神社より人形を頒布し之に氏名年齢を記入の上神社に納めしむ) 此神事に用う。その人形にすべての罪穢を負はせて祓ひやり、身の病災厄難を免れることが、此の床しき神事の意義なり。

由來 此神事は御手洗川の水源をなす井の上に鎮座まします末社井上社(御手洗社とも稱す)の前に於て執行せらる。井上社と申すは祓戸神瀬織津姫命を奉祀し、文祿年中の建立に係る。神事の起源については詳ならざるも、元祿五年衰頹せるを復興して明治維新に至り、其の後、形様を存するのみとなりぬたるを、大正五年再興して現在に及べるなり。

其の他參考事項としては、

イ、糺ノ池ノ中ニ立ツル齋串ハ、小四十八本・大二本計五十本ニシテ、池水中ニ六角ノ梓ヲ組ミ、中央ニ大二本ヲ周圍ニ小四十八本ヲ立テ、上端四垂(實ハ三垂)ノ部分ハ水面上ニ出ツ。

ロ、池ノ四隅ニ忌竹ヲ立テ、注連繩ヲ張ル。

ハ、コノ齋串(矢)ヲ得レバ、招福除災ノ靈驗アリト云ハル。

ニ、茅輪ハ齋場西端、輪橋東詰ノ鳥居ニ懸ケ、經約一丈、上ト左右ニ麻ノ木ヲ挿ス。群衆之ヲクヅリ祓ヲ受ク。

ホ、鳥居ニ次ノ和歌ヲ書キタル紙ヲ張ル。

水無月のなごしの祓する人は 千歳の命延ぶと云ふなり

官幣大社 石清水八幡宮

京都府山代國綴喜郡八幡町八幡莊男山鎮座

祭神 品陀別命・息長帶姫命・比賣神

○青山祭

祭日 一月十八日

起原沿革 「男山考古録」に曰く、毎歲正月十八日頓宮の前庭に於て齋場を設けて神事を行ふ。道饗祭とも云ふ。こはもと異國人來朝の時は惡病を誘引し來るに就て、到來以前と歸去の後に跡を攘ふ式にて、必ず朝廷より仰渡されて勤行あり。又天下疫病流行の時にも同じく、皇都の四方國境にて此儀あり。(天平七承和六の紀)此處は山城河内の國境なるに基づいて、行はれしものにして、今に毎年流例として行はるゝ遺式なりと言傳ふ。

儀式

敷設

頓宮殿前庭を齋場とし、八角形に竹を樹て南方一方を開き、八角形の竹に隨ひて青柴垣を設く。青柴垣の中央に榊の枝にて円形の内青柴垣を更につくり、其の中央に清砂を約二尺

の高さに盛り神籬を立つ。南方入口左右には忌竹を建て、注連縄を張る。神籬の前面に案を設け、燈火を點じ、夕刻より祭典をはじめむ。

式次第

午後八時着席

修 祓

降神行事

(八衢比古・八衢比賣・久那斗等の神を迎へ奉る)

献 饌

祝詞奏上

宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

神職拜禮

撤 饌

昇神行事

○御神樂祭

祭 日 十二月十四日夜

起原沿革

社記云、醍醐天皇延喜十四年、敦實親王に勅して行はせ給ひしより始まり、毎歲春秋二季(十一月上卯日)に行はせらる。堀河天皇康和五年十一月上卯日臨幸の上、嚴肅に行はせられしより、以來代々恒例として絶ゆる事なし。又高倉天皇御宇、承和元年九月十四日公家の御祈によつて神樂を行はせ給ひしより、天災地變ある時は臨時の御神樂を奏し給ふことも亦多し。其後應仁兵亂以來、延寶三年迄、祭祀中絶に及びしが、國家泰平絶えたるを繼ぎ頽れたるを興し給ふ御代に當り、靈元天皇延寶四年三月卯日、御再興執行せられき。よりにて徳川家よりは御料米として五十石を寄進し、爾後連年恒例として行はれしが、明治三年に至りて止められたり。現在執行せらるゝ御神樂祭は舊に倣ひて大正六年に再興せられたるものにして、神社限りの行事として、毎年十二月十四日御祭神應神天皇御誕辰の夜に行はる。

儀 式

敷 設

神職は西廻廊内に着床、庭燎は幣殿に設け、人長並に所作の人の座は舞殿東西兩側に設

く。御神樂奉奏中は開扉、宮司は外殿御帳の西側に候す。御帳の両側には御燈を點じ、神饌は御帳の前に供ず。

式次第

午後五時宮司以下内廊ニ着床

次 樂人東内廊ニ着床

次 宮司昇殿御扉ヲ開ク(御三所)了ツテ側ニ候ス

此間亂聲ヲ發ス

次 神饌ヲ供ス

此間奏樂

次 宮司祝詞ヲ奏シ了ツテ昇殿

次 禰宜御燈ヲ供ス

次 宮司御燈火ヲ紙燭ニ點シ主典ニ授ク主典受ケテ庭燎方ニ授ク

次 庭燎方庭燎ヲ供ス

次 人長樓門ヨリ庭燎ノ前ニ進ム

次 宮司八咫鏡ヲ人長ニ授ク人長拜受シテ退ク

次 人長庭燎ノ左ニ立チ笛所作ノ人ヲ召ス

次 笛所作ノ人庭燎曲ヲ奏ス

次 人長庭燎ノ右ノ方ニ立チ箏所作ノ人ヲ召ス

次 箏所作ノ人庭燎曲ヲ奏ス

次 人長庭燎ノ左ノ方ニ立チ和琴所作ノ人ヲ召ス

次 和琴所作ノ人庭燎曲ヲ奏ス

次 寄合

次 人長庭燎ノ左ノ方ニ立チ本方歌所作ノ人ヲ召ス

次 本方歌所作ノ人庭燎曲ヲ奏ス

次 人長庭燎ノ右ノ方ニ立チ末方歌所作ノ人ヲ召ス

次 末方歌所作ノ人庭燎曲ヲ奏ス

次 人長着床

次 所作ノ人各着床

次 神本末
尻上

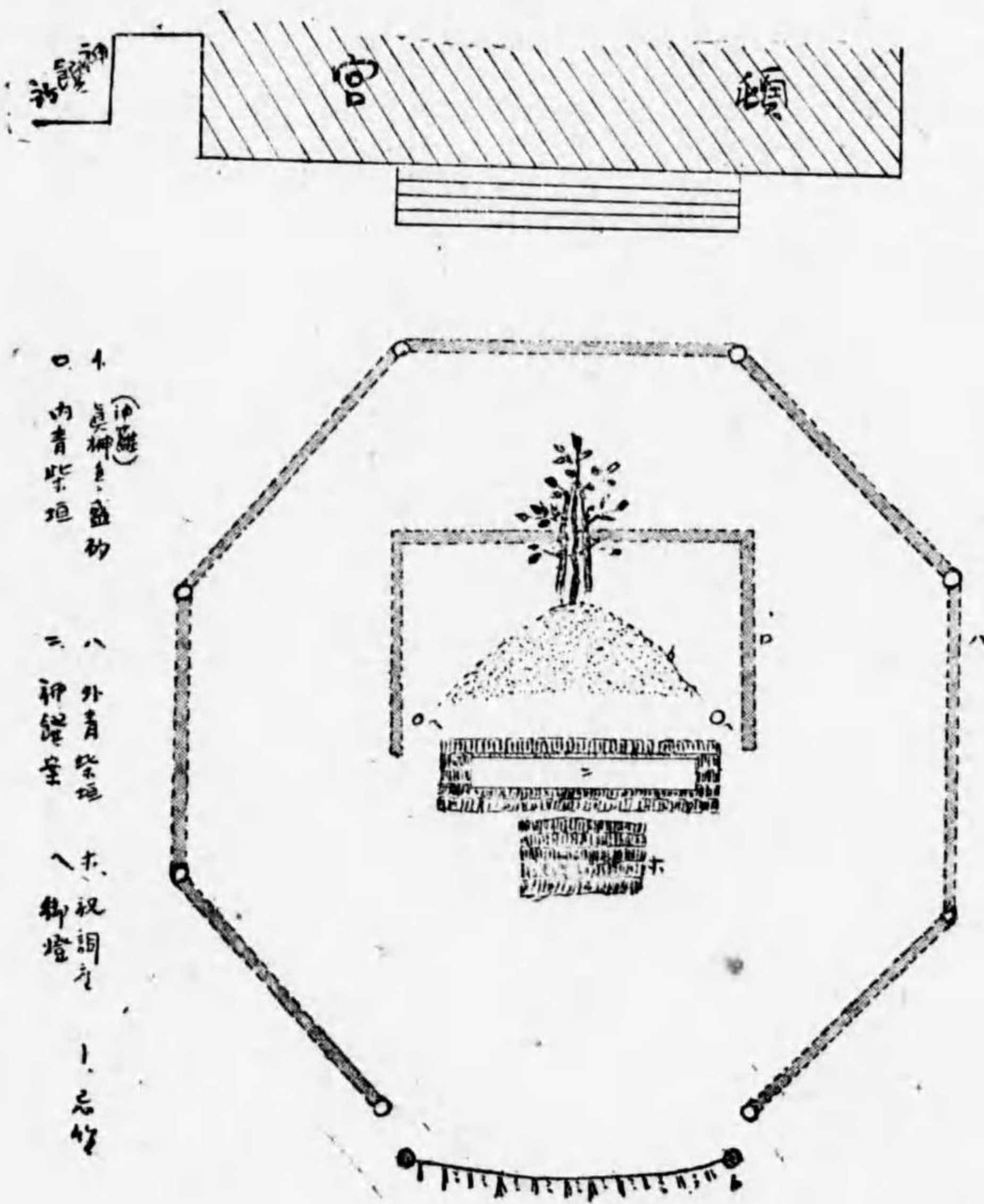
次 靜韓神本末

次 早韓神本末 人長ノ舞

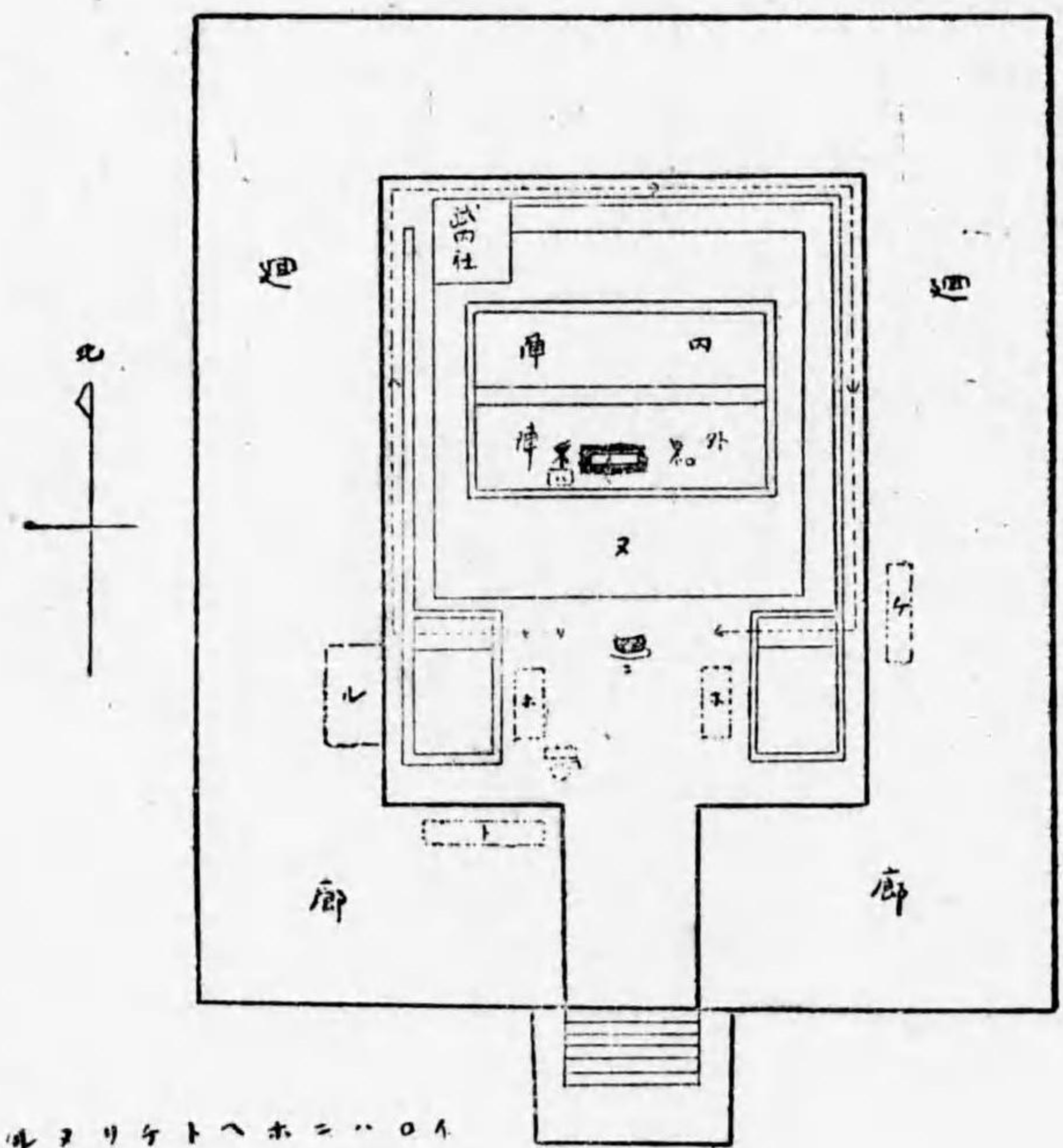
次 宮廻リ此間早韓神ヲ奏ス

次 宮司下殿人長ヨリ神鏡ヲ受取り神前ニ納メ再ビ下殿側ニ候ス

青山祭之場略圖



御神樂祭敷設圖



- 一 神樂殿
- 二 神樂堂
- 三 官目御座
- 四 座席
- 五 所仕人座
- 六 人長人座
- 七 神職座
- 八 神樂座
- 九 官廳座
- 十 神樂座(五禮)
- 十一 神樂座

次 神饌ヲ撤ス 此間奏樂
次 閉扉
次 各退出

官幣大社 松尾神社

京都府山代國京都市右京區松尾山鎮座

祭神 大山咋命・中津島姬命

○西七條奉射式 一月十日

西七條御旅所(當神社御旅所)ニテ執行

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下奉射講員所定ノ座ニ著ク

次 宮司御扉ヲ開キ畢リ側ニ候ス

次 禰宜以下神饌ヲ供ス

次 祝詞奏上

次 宮司以下拜禮

次 奉射講拜禮

次 能舞臺前ニ幣ヲ立テ組ミ的ニ鬼ノ字ヲ裏面ニ記シ釣リ下ク

次 稚兒二名出仕シ勸盃

次 弓矢ヲ執リ先ヅ良ヨリ始メ四隅ヲ射次ニ天地ヲ射ル如クス

次的ヲ射ル

次 神職奉射

次 禰宜以下神饌ヲ撤ス

次 宮司御扉ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス

次 各退出

神饌ハ西七條中野町ヨリ奉リテ三寶ニ強飯 豆腐 サゴシ 蛸 大根 鰹ナマス カマスヲ一膳トシ第二膳ニ
鬘斗及三度土器ニ酒ヲ注キテ奉ル七社各大神ニ奉ル舊例ナリ

○西鹽小路奉射式 一月十二日

西七條御旅所ニテ執行

式次第ハ前記ニ同シ

神饌ハ西鹽小路奉射講ヨリ奉ルモノナリ即第一・二・三膳共各七社ノ大神ニ奉ル舊例ナリ

第一膳ニハ鯛・鰹・鰯ナマス・強飯

第二膳ニハ豆・カマス・里芋・豆腐・長芋・昆布卷・結昆布・鱈昆布卷ヲ三寶ニ盛ル
第三膳ニハ折敷ニ昆布・松梅菜・蜜柑・膝栗・干柿・カヤ・ホントラヲ奉リ 別ニ土器ニ神酒ヲ注キテ奉ルモノナリ

○神幸祭 四月中下卯日

渡御祭(中祭式ニ準シ執行)終了後

各輦下出社神輿ノ飾付奉仕

次 神御面神前ノ所定ノ座ニ著ク

次 宮司昇殿内陣ニ候ス

次 禰宜昇殿外陣ニ候ス

次 宮司御靈代ヲ神輿ニ奉安ス(大宮社)

次 四大神

次 衣手社

次 三宮社

次 宗像社

次 櫛谷社

次 月讀社(御唐櫃)

次 神御面神前ヲ退キ行列ノ先驅ニ加ハル

次 第一神輿四大神拜殿三周ノ上發御

次 第二神輿 衣手社拜殿三周ノ上發御

次 第三神輿 三宮社拜殿三周ノ上發御

次 第四神輿 宗像社拜殿三周ノ上發御

次 第五神輿 櫛谷社拜殿三周ノ上發御

次 御唐櫃月讀社發御

次 第六神輿 大宮社拜殿三周ノ上發御

次 神御面桂川着御船ニテ川ヲ渡ル但供奉員ハ桂大橋ヲ渡リテ東進

次 神輿御船ニテ桂川ヲ渡リ給フ

次 神輿ヲ河原齋場ニ奉安シ祭典執行

但神饌ハ唐櫃ニ納メ行列ニ加ヘ行ク(河原ノ御饌ト稱ス)

前驅神職奉仕

次 行列東進 内一輿(衣手社)ハ衣手社御旅所(西京極郡)ニ向フ

次 他ノ神輿ハ西七條御旅所ニ到着

次 宮司大宮社御靈代ヲ奉戴本殿(御旅所)内陣ニ奉安ス

- 次 宮司 月讀社御靈代ヲ奉戴本殿(御旅所)内陣ニ奉安ス
- 次 宮司 宗像社御靈代ヲ奉戴本殿(御旅所)内陣ニ奉安ス
- 次 宮司 櫛谷社御靈代ヲ奉戴本殿(御旅所)内陣ニ奉安ス
- 次 宮司 四大神御靈代ヲ奉戴本殿(御旅所)内陣ニ奉安ス
- 次 禰宜以下神饌ヲ供ス
- 次 宮司祝詞ヲ奏ス
- 次 宮司玉串拜禮
- 次 供奉員拜禮
- 次 禰宜以下神饌ヲ撤ス
- 次 各退出

此ノ日ハ氏子各區ヨリ駕輿丁、又ハ袴隊トシテ供奉シ、奉拜ノ人、山ヲナシ氏子全般ノオ祭ナリ。

松尾神社幸祭ハ、古來國祭ト稱シ、賀茂葵祭ト竝稱セラレタル由緒深キ大祭ニシテ、殊ニ古例ニ依ル桂川御舟渡ノ御儀ハ、其ノ壯觀ナルヲ以テ著名ナリ。當日ハ拜觀ノ群衆川原ヲ埋ム。

○還 御 祭 五月上ノ酉日

川岡學區下津林より、昔は松尾使、今は稚兒束帶乘馬にて西七條御旅所に奉幣、了つて本

社に奉幣す。

此の日先づ衣手神社・三宮神社の兩神輿は、七條御旅所に參集、こゝに六基の御神輿は御打揃ひにて、唐橋朝日杜齋場に到着せられ、同地附近氏子の精撰したる古例による特種の神饌献備の儀あり。即ち唐橋氏子中より選ばれたる數名の代表者が、白衣淨衣を着し、葵桂を挿頭して奉仕し、神職祝詞を奏し了つて、西の庄に於て古例の「ちまさ」献備の祭儀をなす。珍らしき舊儀と言ふべし。

次いで元の道を還り坐して七條通に出て、更に東進朱雀御旅所に到らせられ、此處に於ても由緒ある祭儀あり。之にて古式の一切の行事を終りて、七條通を西に還御の途に上らせらるゝものなり。

尙この還御祭當日、葵桂を以て社殿を裝飾し、神職供奉員等亦葵桂を挿頭すること、總て賀茂祭に相似たるを以て、一名葵祭とも稱せらる。

○御田植祭 七月二十三日

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

次 宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス
 次 禰宜以下神饌ヲ供ス
 次 宮司祝詞ヲ奏ス
 次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮
 次 禰宜以下拜禮
 次 禰宜以下神饌ヲ撤ス
 次 稻苗ヲ神前ニ供フ
 次 田植式ヲ行フ
 次 禰宜主典一人所定ノ座ニ着ク
 次 植女着座
 次 主典祓ヲ行フ
 次 禰宜昇殿主典階下ニ候ス
 次 主典階ヲ上リテ苗ヲ受ケ付床ノ案上ニ置キ植女ニ渡ス
 次 植女拜殿ノ周圍ヲ三周 退出
 神饌所裏に苗代を作り、當年祈年祭に献備せる粃種を蒔く。氏子中松尾村字上山田區、同松尾谷及川岡下津林區に於て、各一名の少女を選びて植女を定む。

植女奉仕終りて苗を持ち歸り、田に分挿し其の田の豊穰を祈る。能舞臺に於て能狂言の奉納あり、又氏子各區より報賽のため野菜の献納ありて社頭に庭積みす。亦夕刻よりは郷土藝術として保存せられたる六齋の奉納あり。

官幣大社 稻荷神社

京都府山代國京都市伏見區
 深草藪ノ内町鎮座

祭神 倉稻魂神・猿田彦神・大宮女命

○六山祭 (又注連張神 事トモ云フ) 小祭

祭日 一月五日 午前十一時
儀式



官幣大社 稻荷神社 御山參道

早旦山上神蹟七ヶ所(上社一ノ峰・中社二ノ峯・下社三ノ峯・荷田社
間ノ峰・長者社・石・田中社・荒神峰・御膳ヶ谷)ニ注連ヲ張ル

時刻宮司以下常装 雇淨衣ヲ著ケ祓所ニ就キ修祓式ヲ行フ

次 昇殿 宮司以下所定ノ座ニ着ク

次 禰宜以下神饌ヲ供ス 此間奏樂

神饌五座八臺ツ、別ニ耳土器ニ中汲酒及ビ清酒ヲ盛ル

次 宮司祝詞ヲ奏シ玉串ヲ奉リ拜禮禰宜以下自座列拜

次 神樂ヲ奏ス

次 禰宜以下神饌ヲ撤ス 此間奏樂

次 下殿

次 宮司以下下殿後登山御膳ヶ谷ニ臻リ同所ニ於テ耳土器ニ中汲酒及ビ清酒ヲ盛リテ供ス

次 宮司祝詞ヲ奏シ玉串ヲ奉リ拜禮禰宜以下列拜

次 同所ニ於テ直會式ヲ行フ

次 各自襟ニ日蔭蔓ヲ掛ケ字劔石ニ向フ同所ノ南ニテ杉ノ小枝ヲ頭ニ挿シ山上神蹟巡拜畢リテ下山本

殿前ニテ拜禮

次 社務所ニテ直會

氏子崇敬者との關係 氏子役員及特別崇敬者の内より、人數を限り神職に隨從、登山する



ことを許し、祭典後の直會式に臨ましむ。日蔭蔓を襟に掛け杉の小枝を頭に挿して、神職に隨從し、神蹟を巡拜せしむ(此人員例年三十余名)。此の神事に供せられたる耳土器を得るときは、武運めでたく萬の賭事に運強く、又酒造家は酒性を良くし、水質を清澄せしむるの靈驗ありとて、遠近より群參し争ひ取る状勇ましく鯨聲満山を震動す。

由來 此祭儀は往古山上御鎮座の時、御膳ヶ谷(一に云ふ御前谷、神饌殿竝に竈殿の舊跡)に於て、神饌を調進獻供せし故事に依り、百枚(土器の數に定りなしと雖も凡そ百枚)の耳土器に、中汲酒及び清酒を盛りて、獻供する古式なり(往古秦氏は耳土器に清酒、荷田氏は櫛葉に中汲酒を盛りて供せりと)。

○奉射祭

祭日 一月十二日 申ノ刻 (往古ハ十三日)

儀式

時刻宮司以下略服 雇淨衣ヲ著ケ祓所ニ臻リ修祓ノ式ヲ行フ

次 昇殿所定ノ座ニ着ク

次 禰宜以下神饌ヲ供ス 此間奏樂

次 宮司祝詞ヲ奏シ玉串ヲ奉リ拜禮 禰宜以下自座列拜

- 次 神樂ヲ奏ス
- 次 禰宜以下神饌ヲ撤ス
- 次 下殿直チニ境内神幸道ノ西側ナル的場ニ參着北上西面ニ着席
- 次 神職二人的ノ前ニ進ミ神酒洗米供進 宮司以下拜禮再拜拍手
- 次 神饌ヲ撤ス
- 次 神職昔ハ神人神弓ニテ二人眞弓ヲ取ツテ二射神弓ハ的ノ左ニ立置ク畢テ復席
- 次 直會 退出
- 次 社務所ニ於テ宮司射手ノ神職ニ祿ヲ授ク

氏子崇敬者との關係 此神事に供用せられたる弓・矢は、盜難を除くとして信仰者之を懇望す。

由來 御弓始の祭とも云ふ。起源沿革等未詳。

的場の西端中央に、青松の枝を束ねたるを並べて射塚と爲し、大的を掛け左右に白木の神弓及び矢を飾り、射手の神職二人箭を一手宛射る。

○初午祭

祭日 二月初午ノ日 午後一時

儀式

- 時刻宮司以下齋服 履淨衣ヲ著シ祓所ニ就キ修祓ヲ行フ
- 次 昇殿所定ノ座ニ着ク
- 次 宮司御扉ヲ閉キ畢リテ側ニ候ス 此間警蹕奏樂
- 次 禰宜以下神饌ヲ供ス 此間奏樂
- 次 宮司祝詞奏上玉串ヲ奉リ拜禮 禰宜以下自座列拜
- 次 神樂ヲ奏ス
- 次 參列講員玉串拜禮
- 次 禰宜以下神饌ヲ撤ス 此間奏樂
- 次 宮司御扉ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス 此間警蹕奏樂
- 次 退出

氏子崇敬者との關係 河内・高槻・大津等の初穂組より、世話方出張し、祭典に參列す。又前庭所定の箇所に幄舎を設け、參詣の講員には神酒・洗米を授與す。

由來 初午の稱呼は、當社大神の始めて三ヶ峰鎮座の日、即ち元明天皇和銅四年二月七日が、初午の日なりしに起因すと云ふ。

古來、此日の參詣者殊に多く、全山殆んど人を以て埋む。今や毎月の午の日も、其前宵より遠近の參詣者陸續として來り、徹夜神蹟を巡拜す。二月の初午祭には相葉の本を紙にて裹み、四垂を付したるを驗の杉と稱し、參詣者請ひ受けて家に還り、祝福の標章と爲す。古歌あり。

新撰六帖

知家

いなり山杉の青葉をかきしつゝ飯をはしるき今日の諸人

光俊

新撰六帖

きさらきやけふ初午のしるしとしていなりの杉はもつはもなし

顯仲

堀河後百首

いなり山しるしの杉を尋ねきてあまねく人のかさすけふ哉

○菜花祭

祭日 四月初巳ノ日 午前十時

儀式

時刻御旅所詰員淨衣を著し、南北兩御旅殿に於て之を行ふ。神饌に菜種花を添へて献ず。此日御旅所兩鳥居に榊の枝を刺す。神輿元の五ヶ郷各戸並に市中の氏子地街頭に榊を挿

す。之を忌刺と稱す。

由來 四月の神幸祭前に之を行ふを以て見れば、忌刺の名稱あるが如く、氏子地内及神輿元の五ヶ郷を忌み清むるの意ならん。今も氏子一般に此の忌刺後、神輿駐輦中は決して汚穢災異の事なしと云へり。而して菜花祭と云ふは神饌に菜花を添ふるよりの稱のみ。

○神幸祭 中祭

祭日 四月第二午ノ日午前十時(當日ヨリ翌月初卯ノ日マデ 二十一日間御旅所ニ駐輦)

儀式

前日五基ノ神輿ヲ神輿舎ヨリ出シ五ヶ郷ノ神輿元各共受持神輿ノ御搦メヲ竟ヘ拜殿ニ安置ス
時刻宮司以下正服 雇淨衣ヲ著ケ祓所ニ就キ修祓ヲ行フ

次 昇殿所定ノ座ニ着ク 雇杉ノ小枝ヲ宮司以下各員ニ進ム各自之ヲ冠又ハ烏帽子ニ挿ス

次 宮司御屏ヲ開キ御神輿及ビ御劔等ヲ御簾外ノ案上ニ奉安ス畢リテ側ニ候ス 此間警蹕 奏樂

次 禰宜以下神饌ヲ供ス 此間奏樂

次 宮司祝詞ヲ奏シ玉串ヲ奉リ拜禮 禰宜以下自座列拜

次 禰宜以下神饌ヲ撤ス 此間奏樂

次 禰宜 主典 雇ノ三人先ヅ拜殿神輿ノ前ニ進ム雇祓串ヲ採ツテ神輿 祭員 神輿係ノ氏子役員ヲ

祓フ神輿毎ニ順次之ヲ祓フ

次 宮司御劔神輿ヲ奉持シテ主典ニ授ク御劔ハ履 御神輿ハ主典ニ於テ庭上ヲ奉仕ス御神輿ハ錦蓋ヲ以テ拜殿ニ於テ禰宜神輿ニ奉遷ス 此間警蹕奏樂順次(田中社)奉遷畢リテ禰宜以下本殿ニ復座

次 宮司以下一同下殿上社 四大神 中社 下社

次 禰宜 主典 雇 前驅ヲ奉仕ス

次 神幸 神輿出御ノ順序ハ先ツ田中社 上社 下社 中社 四大神

次 宮司昇殿閉扉再拜 此間警蹕 拍手

次 宮司 主典 雇 供奉ス

次 行列ノ順路ハ伏見街道七條ヨリ油小路ヲ御旅所ニ渡ラセラル、古例ナリシカ近來變更シテ本社神幸道ヨリ東九條新高倉ニ出テ 七條 大宮 八條ヲ經テ油小路ヲ御旅所ニ着御

次 神輿 御旅所着御前列ノ供奉員御旅所北島居内西方ニ整列奉迎ス此間北神樂殿ニ於テ奏樂 南神樂殿ニ於テ御神樂ヲ奏ス

次 田中社神輿ハ北島居内南方北面 上社神輿ハ同上北方南面 中社 四大神ノ三神輿ハ南島居内北方南面ニ奉安ス

次 宮司以下供奉員一同神輿ヲ巡拜ス再拜 拍手

次 御旅所詰神職等ノ外一同歸社本殿前拜ニ於テ拜禮再拜 拍手

次 宮司以下順次退出

神幸祭ヨリ三日目午後十時御神輿ヨリ御旅殿へ奉遷亦還幸祭三日前神輿ニ奉遷ス

神 賑 氏子より能狂言の奉納あり。又京阪神の素人淨瑠璃を能くする者、毎夜相競ひて奉納し、この素人藝を聴衆の靜肅に傾聽する迄に至つて、藝の一人前と成り得たるを誇りと爲すの舊慣あり、毎年盛大になりゆくを見る。

氏子崇敬者との關係 宮本組(鴨川を東、北は松原通り南側より東は建仁寺町通り南は七條通りに至る二十四ヶ町を宮本組と云ふ)氏子袴を着し、神幸・還幸に供奉す。宮本組は組内一町毎に、順次祭事當番を定む。之を祭典當町と稱す。前年當番町を前當町と呼び、翌年當役町を後當町と云ふ。而して前當町は、當町の人々を指導誘掖し、後當町は是等を見學するものとす。毎年三月十六日に三當町打揃ひて、參拜献供祈禱を爲し、神前に於て祭典當町たる責務を授受す。

神輿は五ヶ郷と稱する氏子區域の擔任に屬す。五基の神輿(不動堂(田中社)東九條(上社)鹽小路(大)起原沿革知るによしなけれども、構造及び裝飾物は何れも優秀、金銀螺鈿を鏤めたり。亦御戸帳等の織物の繡彩は、概ね名工の作に成り、總て金色燦爛として人目を眩す。其美觀本邦無比の稱あり。

一基の重量二百貫を下らず。昇丁殆んど三百人を要するを以て、其の構造の偉大なるを知

るべし。二里餘の神幸を奉ずる神輿昇の受持村、俗に長柄下と稱する處は、隣町村より多數の昇丁助手を雇入れ、多大の費用を投じて神幸・還幸に奉仕せり。

又、氏子區域中、川西と稱する部は渡御行列の事を擔任し、之に要する祭器具の修補、人夫の傭入、行列の監督等奉賽の誠を致す事、五ヶ郷宮本組に劣らず。今や洛中の年中行事の一として、拜觀者遠隔の地より上洛し、里餘に渉る行列の途上に雲集堵列して拜禮せり。

由來 起原詳ならざるも、延喜八年より舉行すと傳へらる。往古は勅祭にして、神幸當日迎輿の儀あり。還幸の後祭典を行ひ、之を稻荷祭と謂ふ。然るに中古以來、毎年勅裁の繪旨を神祇伯に下さるゝ例となり、爾來勅裁祭と稱し、當日早且神祇伯の家に臻り、勅裁の繪旨を請ひ受け、之を先頭に奉じて神幸せしなり。今尙、繪旨の辛櫃を行列の先頭にする儀あり。

明治六年祭政改革に因り、繪旨の下賜を廢せられてより、四月九日を以て例祭と定められ、以來、神幸・還幸は一社の私祭に屬することゝなれり。然れども稻荷祭は依然として存し、式典行粧等荷も變替する事無し。

○還幸祭

祭日 五月 第一卯ノ日 奉迎進發行事
午前九時

儀式

時刻宮司以下正服ヲ 雇淨衣ヲ著ケ祓所ニ就キ修祓ノ式ヲ行フ

次 昇殿所定ノ座ニ着ク

次 宮司御扉ヲ開キ側ニ候ス 此間警蹕

次 禰宜以下内陣ノ御翠簾ニ葵桂ヲ掲ケ奉ル 但一座葵十五個 桂ノ枝三本ツツ

次 宮司以下冠及ヒ烏帽子ニ葵壹個ヲ付ケタル桂ノ枝ヲ挿ス

次 下殿ノ後奉迎ノ爲メ御旅所へ進發ス

伏見街道ヲ北ニ宮本組祭典當町ヲ經テ宮本組ヲ先供ニ加ヘ御旅所ニ臻ル

次 宮司以下 下社神輿ヨリ順次拜禮畢リテ同所ニ於テ御進發ヲ待チ奉ル

次 還幸祭 午後零時 進發行列及ヒ神輿順次神幸祭ニ同シ此間南 北兩神樂殿ニ於テ御發輿毎ニ御神樂ヲ奏ス

順路 御旅所南島居ヲ大宮へ 大宮ヲ松原へ 松原ヲ寺町へ 寺町ヲ五條へ 五條ヲ伏見街道 本社へ還幸

次 禰宜以下昇殿所定ノ座ニ着キ御着輿ヲ待奉ル

次 庭上ニ御着輿先ツ田中社ヨリ順次内陣御翠簾ノ外面案上ニ奉遷 此間奏樂

次 宮司參着昇殿御神輿ヲ内陣ニ奉鎮ス

- 次 禰宜以下神饌ヲ供ス 此間奏樂
- 次 宮司祝詞ヲ奏シ玉串ヲ奉リテ拜禮禰宜以下自座列拜
- 次 禰宜以下神饌ヲ撤ス 此間奏樂
- 次 宮司御扉ヲ閉ツ畢リテ復座 此間警蹕奏樂
- 次 退出
- 次 社務所ニ於テ直會ノ式アリ

由來 往古還幸の後、祭典を行ふを稻荷祭と謂ふ。當日は勅使及皇后宮、東宮の御使參向あり。儀式最も嚴肅なりしと云ふ。

○火 焚 祭 (冬ノ祭トモ稱シ 輔祭トモ云ヘリ) 小 祭

祭日 十一月八日 午後二時

儀式

- 時刻宮司以下略服 履淨衣ヲ著ケ祓所ニ就キ修祓ノ式ヲ行フ
- 次 昇殿所定ノ座ニ著ク
- 次 禰宜以下神饌ヲ供ス 此間奏樂
- 次 宮司祝詞ヲ奏シ (中門兩側ニ藁ヲ廣ミ重ネ白丁忌火ヲ鑽出ス) 玉串ヲ奉リ拜禮 禰宜以下自座列拜

次 神樂ヲ奏ス

次 御火焚講社員玉串ヲ奉リテ拜禮

次 禰宜以下神饌ヲ撤ス 此間奏樂

次 退出

次 午後七時御神樂奉奏

由來 古三條小鍛冶宗近刀劔を作るも、常に意の如くならざるに、靈驗を蒙りて當山の埴土を採り、刃の湯に合せければ、名劔を鍛鍊し得たりとの傳説により、鍛冶工を始め鋼鐵金銀類の職工の信仰甚だ厚く爲に韃祭の稱あり。

○御 神 樂

祭日 十一月八日 午後七時

儀式

- 時刻宮司齋服 以下略服 履淨衣 御神樂所作人狩衣 人長束帶ヲ著ケ祓所ニ就キ修祓ノ式ヲ行フ
- 次 宮司昇殿中央ノ御扉ヲ開キ殿内ノ御神ヲ執ル
- 次 宮司御神ヲ人長ニ授ク人長御神ヲ拜受シ御神樂ノ神事ヲ行フ
- 次 人長階下ニ進ミ御神ヲ宮司ニ返ス宮司之ヲ神前ニ納ム

次 宮司御屏ヲ閉ツ

次 一同退出

次 直會

神 賑 本末のうつ拍手は、和琴の調べにかゝり、本歌ともにも笛・箏・築とまつはり、澄渡る神の御庭に流るゝよと見れば、榊柴木綿して、やをら座に立つ人長の雄々しき姿、花と咲き散る庭燎をあびて、廣前にさゆきかくゆき立舞ふさま、かみさび渡りて神々しとも神々しけれ。

神 謠

庭燎 みやまには霰ふるらし外山なるまさきのかつらいろつきにけり
早鞆神 かたにとりかけわれから神のわさおきせむやわさおきせむや
阿知女 あちめおけ

由 來 天文十二年以來中絶の處、文久三年禁裏御所格別の御思召を以て御再興相成りたり。明治初年以來また中絶せしも、大正七年より舊儀に據り復活す。

官幣大社 平安神宮

京都府山城國京都市左京區岡崎入江町
岡崎西天王町岡崎最勝寺町聖護院圓頓美町 鎮座

祭 神 桓武天皇・孝明天皇

○時代祭 (中祭式)

祭 日 毎年十月廿二日(雨天順延)

儀 式

當日早旦神殿ヲ裝飾ス

午前七時宮司以下神職一同大極殿ニ着席

次 京都市長及隨員大極殿ニ着席(コレヨリ先手ノ水儀アリ)

次 隨員幣物ヲ辛櫃ニ納ム

次 祓ノ儀アリ

次 宮司神殿ニ進ミ御屏ヲ開キ畢リテ側ニ候ス 此間奏樂

次 禰宜以下神饌ヲ傳供ス 此間奏樂

次 隨員幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ假ニ案上ニ置ク

- 次 宮司幣物ヲ執リテ神前ノ案上ニ奉ル
- 次 宮司祝詞ヲ奏ス
- 次 市長玉串ヲ奉リ拜禮
- 次 隨員拜禮
- 次 宮司玉串ヲ奉リ拜禮
- 次 禰宜以下拜禮
- 次 禰宜以下幣物神饌ヲ撤ス 此間奏樂
- 次 市長及隨員退出
- 次 宮司神幸ノ祝詞ヲ奏ス
- 次 宮司内陣へ進ミ御靈代ヲ遷シ奉ル 此間奏樂
- 次 宮司鳳輦ノ前ニ進ミ御靈代ヲ鳳輦ニ遷シ奉ル 此間奏樂
- 次 宮司鳳輦ノ御扉ヲ閉ツ 此間奏樂
- 次 宮司本殿ノ御扉ヲ閉ツ
- 次 宮司以下神職鳳輦ノ側ニ候シ整列ヲ待ツ
- 次 宮司以下神職大極殿ノ西階ヲ下リ東面シ整列平伏ス
- 次 鳳輦大極殿中央ノ階ヨリ出御

次 路樂

- 次 供奉員應天門外ニ於テ乘馬
- 次 留守居ノ神職應天門外迄奉送ス
- 次 順路御神幸
- 次 市議事堂内行在所へ着御 路樂

行在所式次第

- 手水ノ儀アリ
- 祓ノ儀アリ
- 神饌講社御饌長以下神饌ヲ傳供ス 此間奏樂
- 宮司祝詞ヲ奏ス
- 宮司玉串ヲ奉リ拜禮
- 禰宜以下拜禮
- 神饌講社員拜禮
- 神饌ヲ撤ス 此間奏樂
- 次 行在所御發輦
- 從是各列供奉シテ進發

- 次 順路神幸
- 次 烏丸通三條下饅頭屋町ニテ御小憩(御小憩中同所ニテ神酒ヲ奉ル)
- 次 禰宜神酒ヲ奉献ス
- 次 神酒ヲ撤ス
- 次 同所御發聲 路樂
- 次 順路神幸
- 次 神宮奉齋會着御 御休憩
(御休憩中同會員神饌ヲ献供ス)
此間奏樂
- 次 御發聲 路樂
- 次 順路神幸
- 次 本宮へ還幸 路樂
- 此時留守居神職應天門迄奉迎ス
- 次 大極殿へ着御
- 次 宮司本殿ニ昇リ御扉ヲ開ク
此間奏樂

- 次 宮司本殿ヲ下リ風聲ヲ開扉シ御靈代ヲ奉持シ本殿ニ進ミ遷シ奉ル
- 次 宮司下殿側ニ候ス
- 次 禰宜以下神饌ヲ傳供ス 此間奏樂
- 次 宮司祝詞ヲ奏ス
- 次 宮司玉串ヲ奉リ拜禮
- 次 禰宜以下拜禮
- 次 神饌講社御饌長玉串ヲ奉リ拜禮
- 次 神饌講社員拜禮
- 次 禰宜以下神饌ヲ撤ス
- 次 宮司本殿ニ昇リ御扉ヲ閉ツ 此間奏樂
- 次 各退出

一 當日神饌品

和稻荒稻 神酒 鏡餅 海魚 川魚 野鳥(又水は鳥) 海菜 野菜 果物 鹽水

一 市議事堂行在所及還幸祭の神饌品は神饌講社より奉献す

氏子崇敬者との關係 當宮は京都市崇敬の的として創始せられたるを以て、全市の教育學

區より代表者を選定して平安講社を組織し、同講社の事業の一として、時代祭一切の費用を支辨し、且時代行列の供奉をもなす事となり、明治二十八年以來毎年之を舉行し今日に及べり。

本祭禮の由來 延曆以來、明治時代に到る各時代風俗の變遷を眼前に髣髴せしむる特殊の形式を有する行列にして、金子靜枝・久保田米僊等によりて案出せられ、明治廿八年十月廿二日を以て初めて此祭禮を行はれたり。

左に時代祭各列の由來を記す。

維新勤王隊

以前の山國隊を改稱したるものなり。山國隊の由來は維新の際、幕府の遺臣東北地方に反旗を翻したる時、丹波國北桑田郡山國村の有志ら山國隊を組織して、奥羽征討軍に加はりしを以て、其當時の軍隊組織に倣ひて成れる行装なり。即ち、幕末泰西の兵式教練輸入せらるゝと同時に、從來我國の武裝に大なる影響を與へ、襯衣股引の上に重々しき具足を着たる戦場の活動に不便なる武裝は一頓挫を來し、三齋羽織を着、括緒ある袴を穿ち、下には筒袖の衣を着し、頭には鉢巻又は赤熊を冠り、脚絆草鞋を穿ちて刀を佩び、鐵砲を携へ

たる輕裝と化したる維新當時の隊列なり。

此山國隊は參列經費の都合により不參の事となり、大正十年より壬生の有志之に代りて、毎年略山國隊同様の行列を作り參加する事となり、維新勤王隊と改稱せり。

弓箭組

丹波國船井南桑田兩郡より篤志にて行列に參加するものにして、此兩郡には古より源三位頼政に従ひ、専ら弓箭の術を究めたりと傳へらるゝ家數百戸あり。祭禮當日は此等の家より隊長幹事射手を選び隊旗を押立て、各員は引立烏帽子・素襖姿に弓箭を帶し、數十人列外の先驅を承るなり。

徳川城使上洛式

江戸時代朝廷に大儀ある時、幕府より將軍名代として親藩、或は譜代の諸侯を上洛せしめし時の行列なり。即ちその列は東海道の長途を経て、今しも京都の市街に入りし有様を摸出せるものなり。

織田公上洛式

永祿の昔、勅使立入宗繼、正親町天皇の御旨を奉じて、織田信長に傳へしかば信長奮起し

て、上洛せる行装を摸したるものなり。

城南流鏑馬式

鎌倉時代を中心として、武士間に屢々演ぜられたる競技的武技なり。抑城南の流鏑馬式は、後鳥羽上皇北條氏の専横を憤り給ひ、城南の流鏑馬に托して近國の武士を召され、式を仰付けられたりと傳ふ。行列はこの有様を摸出したるものなり。

藤原文官参朝式

藤原時代堂上文官の優婉纖麗なる當時の行装を、摸装したるものなり。

延暦武官出陣式

延暦の昔、桓武天皇の宏謨により坂上田村麿將軍命を奉じて、蝦夷追討に赴きたる出陣の有様に擬したるものなり。

延暦文官参朝式

延暦朝文官参朝の模様を表したるものなり。當時唐風摸倣の典雅なる、懐古の情自ら禁じ得ざるものあり。

前列

此列は神幸に前行する意味にして、舊幕時代の警衛行装に優美なる雅樂と舞姿を配したる行列なり。

神饌講社

本列は神饌講社の役員と御饌長より成り、當日奉献の神饌傳献に預るものなり。

神幸

御賢木を先頭に、鳳輦神幸の一行より成る。此列には神宮職員前後を承り、供奉するものなり。

官幣大社 八坂神社

京都府山城國京都市東山區祇園町北側鎮座

祭神 素戔嗚命・稻田比賣命・八柱御子神

○白朮祭

祭日 一月元日戌刻

儀式 祭日に先ち、十二月廿八日淨火を鑽る。其の法神職一人前日より神殿に於て齋戒

し、當日早旦に至り祓を修し、神殿前拜の間に於て火を鑽り出す。其の器は厚凡を二寸、長凡を六寸、幅凡を三寸の檜板の兩端に穴を穿ちたるを鑽火臼と爲し、檜の長凡を四寸の棒を杵と爲し、之を轆轤に懸け鑽火臼の穴に挿込み、摩擦して火を鑽り出し、之を紙燭に移し、更に本殿の東西に吊れる燈籠に移し、堅く封を施して混穢を防ぎ、祭儀後に至りても年内不斷の燈火と爲し、祇園祭神輿洗の松明等に點火す。斯くて十二月三十一日に至り、神饌調理所に於て、前に鑽り出せる淨火を以て粥竝に花片餅十二枚を作り、白朮祭の時刻に至り、鹽小鯛十二尾・赤大根十二本・橙十二箇(十二の數は十二月を象る、故に閏月ある時は十三宛を用ふ)を神饌と爲し、祝詞を奏し、伶人神樂歌を奏す。畢つて豫め神殿前拜の間に用意せる十二個の折敷に、白朮と削掛を盛れるものに淨火を點じ、之を神殿前に投ずると共に、此淨火を以て東側に用意せる大篝に點火す。

氏子崇敬者との關係 京都市内の氏子を初め、附近數國の崇敬者はこの白朮火を受けて家に還り、元日の朝饌を炊く時は年内疫癘に罹ること無く、身體健全なりとの信仰を有す。故に祭典前より參拜者蝟集し、撤火式畢りて神殿前の大篝に點火する時は、火繩を持てる群衆一時に殺到し神職より火繩に點火を請ひ家途に就く。當日市内を始め、京阪京津等各

電車内火繩を持參せる乗客を以て充滿するも一奇觀なり。

由來 本社祭神は神速須佐之男尊に坐す。「備後風土記」に「疫隅國社、昔北海坐志武塔神、南海神之女子乎與波比爾出坐爾日暮多利、彼所爾蘇民將來巨旦將來二人在伎、兄蘇民將來甚貧窮、弟將來富饒、屋倉一百在伎、爰仁武塔神借宿處、惜而不借、兄蘇民將來借奉、即以粟柄爲坐、以粟飯等饗奉留、饗奉既畢、出坐後爾經年率八王子還來天詔久、我將來之爲報答、汝子孫其家爾在哉止問給、蘇民將來答申久、己女子與斯婦侍止中、即詔久、以茅輪令著於腰上、隨詔令著、即夜爾蘇民與女人二人乎置天、皆悉許呂志保呂保志天伎、即時詔久、吾波速須佐能男神也、後世仁疫氣在者、汝蘇民將來之子孫止云天、以茅輪著腰上、隨詔令著、即家在入者將免止詔伎」と見ゆるより、古來疫癘消除の神德坐すとして、朝野の崇敬を受け賜ふこと極めて顯著なり。乎介良は蒼朮又は白朮と書す。深山自生の植物にして、「大和本草」に蒼朮をさざんて焼けば、邪氣と惡臭を去り疾氣を除く、常にたくべしなど云へる効能あるものなれば、祭神須佐之男尊の疫癘消除の神德坐すに依り歲末に乎介良を焼き、この火を以て元日の朝饌を炊ぐ時は、年内疫疾に罹ること無しと云ふ信仰を生じたるもの、如し。

○祇園會

祭日 毎年自七月一日至同月二十八日

儀式 七月一日吉符入。例年六月一日古くは五月朔日より致齋の爲め、本社四隅の鳥居竝に四條及三條御供所に神を樹て、七月一日を以て神事始と爲す。昔時は四座の雜色、祇園社の執行所に會合し神事の打合を行ひ、畢て四條東洞院の辻に至れば・長刀鉾・函谷鉾町の行事出迎ひて所司代の命を受く。現今は本社清々講幹事社務所に集會し、祭典中の諸事を協議し、山鉾各町に於ては早朝町會所に八坂大神の神位を勸請し、町民參集して之を拜し、三役大工、手の傳、車方の證書調印等あり。午後囃子方一同參集して、祇園囃子の稽古始を行ふ。自五日至九日、各町山鉾に清祓を行ふ。

十日神輿洗、當日午後、三條臺の輿丁氣勢勇しく駆け來り、神殿前に歡聲を上げ。此時祇園町祇神組、豫め調製せる五本の大松明中最巨大なる一本の松明を昇ぎて西樓門を入り神殿に進み、松明に點火を請ふ。神職神前の淨火を之に點ず。即ち松明を昇き南門を出づ。此時輿丁神輿を奉昇して、中御座御料を南門内に昇据え、東西御座御料の神輿を順次に奉昇して拜殿に昇据う。斯くて南門を出てし大松明は、神幸道より四條通に出て繩手よ

り四條橋上に進み、更に往路を歸り、途中他の四本の松明に點火して社頭に歸着すれば、輿丁中御座御料の神輿を奉昇し、先に道調べの爲め松明の往返せる順路を四條橋上に昇き据うれば、神職神輿に向つて祓を修し、加茂川の淨水を汲みて之を洗ひ清め、畢りて歸路に就き、南門を入り境内を一周して之を拜殿の中央に据え奉る。當日往返の鹵簿次の如し。

高張 松明 神輿 松明 大松明 神 神職 供奉員

同日鉾建車懸。午前一時、各鉾町に於て鉾建竝に車懸式あり。長刀鉾は曳初を行ふ。

十一日稚兒社參。本日午前長刀鉾・放下鉾の稚兒盛裝して銚馬に乗りて社參し、祭儀を行ひ殿上に於て杉葉の御守・神酒・稚兒餅竝に記念盃等を受けて退下す。尋いで山鉾各町の所役ある者順次に社參祈禱の上、玉串を捧げ神酒を受けて退下す。

十四日山建。山二十二基の内、十七日神幸祭の神賑と爲るべき山、拾貳基を組み立つ。

十五日籤取。山鉾巡行の順序を定むる爲め、本日籤取を行ふ。昔時は祇園會に關する取扱ひ惣べて嚴重を極め、籤取の如きも所司代の廳に於て行はれしを以て、明治維新以後京都府廳に於て府知事之を行ひしが、市制を施くに及び市役所に於て市長之を行ふ。當日山鉾

各町の神事掛等禮装して出頭し、抽籤の後順番票を受く。

但し長刀鉾は籤取に預らず、例年鉾の先頭に進む慣例なるを以て世に籤不取と稱す。

十七日神輿渡御。午前九時、本日の神賑を爲す鉾及び山、各定まれる裝飾を施し、祇園囃子につれ各町を出て順路四條通高倉に到れば、下京區長監視の下に、清々講幹事曩に定めたる山鉾順番の籤改あり。畢りて寺町通を南へ、松原通を西へ、新町通を北へ、四條通まで練り通る。其壯觀天下の冠たること普く世に膾炙する所なり。

午後三時神輿供奉の諸員、社頭に參集す。修祓・献饌・祝詞畢つて、宮司古來社頭に傳ふる勅板を禰宜に授け、禰宜之を八雲組に傳へ、八雲組受けて供奉の順位に著く。次に乙訓郡久世村大字久世より出づる駒形稚兒、社頭に參著し直に神殿に進みて參拜、退きて前拜の座に就く。乃ち神饌を撤し稚兒に神酒を賜ひ、退きて供奉の列に著く。次に宮司進みて開扉を行ふ。此時神職絹垣を設け樂員管絃を奏し、宮司神靈を捧げて神輿に移し奉り、神輿は南門より四條通を西へ、繩手通を北へ、三條通を西へ、河原町通を南へ、四條通を西へ、御旅所に着御。廿四日午後に至るまで此所に奉安す。

廿一日山建。此日二十四日に巡行すべき山を建設す。

廿四日神輿還幸。午前九時、本日の神賑を爲す山は各定まれる裝飾を施し、祇園囃子につれて各町を出て、新町通を北へ、三條通に出で、東洞院東入所に於て籤改を行ひ、寺町通を南へ、四條通を西へ、新町まで巡行す。其盛觀十七日に同じ。

午後四時宮司以下供奉員、四條御旅所に參向し、同所神殿に於て發輿の祭典を行ひ、神輿三基御旅所を發して四條通を西へ進み、内中御座御料・東御座御料の二基は、烏丸通を南へ、松原通を西へ、大宮通を北へ、三條通を東へ、西御座御料一基は東洞院を北へ、二條通を堀川へ、御池通を大宮に出で、南へ三條通に出で、他の二基と合し、御供社に昇据えて祭典を行ひ、更に神輿三基御供所を出で三條通を東へ、寺町通を南へ、四條通を東へぬけて本社に還幸在らせらる。

二十八日神輿洗。式次第第十日に同じ。

神賑 祇園會には、古來天下に名を負へる山鉾の神賑あり。鉾は清和天皇の貞觀十一年疫病流行の際、卜部日良鷹が勅を奉じて、六月七日に日本の國數に準じて長さ二丈ばかりの鉾六十六本を立て、同月十四日に洛中洛外の男子を率ゐて、神輿を神泉苑に送り、寶祚の隆榮と疫病の消除を祈れるを權輿と爲し祇園社、本縁録、山は一條天皇長保元年、大嘗會の標の

山に摸して造れるを始めと爲し本朝、世紀、其數上古は百八十四ありしといふ祇園、會記。其後幾多の變遷を経て、現今存在する山鉾は左記の如し。

現在の山鉾竝に所在町名

- 長刀鉾 四條東洞院西入
- 函谷鉾 四條烏丸西入
- 月鉾 四條室町西入
- 鶏鉾 室町四條南入
- 放下鉾(洲濱鉾) 新町四條北入
- 船鉾 新町綾小路南入
- 保昌山 東洞院松原北入
- 箒山(孟宗山) 烏丸錦小路南入
- 占出山 錦小路烏丸西入
- 霞天神山 錦小路室町西入
- 山伏山 室町錦小路北入
- 白樂天山 室町佛光寺北入

- 木賊刈山 佛光寺西洞院西入
- 太子山 油小路佛光寺南入
- 天神山(油天神山) 油小路綾小路南入
- 芦刈山 綾小路西洞院西入
- 伯牙山(琴破山) 綾小路新町西入
- 郭巨山 四條新町西入
- 岩戸山 新町佛光寺南入

以上十七日 神幸祭の神賑

- 橋辨慶山 蛸薬師烏丸西入
- 淨妙山 六角烏丸西入
- 鯉山 室町六角南入
- 黒主山 室町三條南入
- 行者山 室町姉小路南入
- 鈴鹿山 烏丸三條北入
- 八幡山 新町三條南入
- 北觀音山 新町六角南入

南 觀 音 山 新町蝟藥師南入

以上二十四日 還幸祭の神賑

外に山鉾の一部分の保存して市中を曳行せざるものあり次の如し。

蠶 螂 山	八坂神社々務所
綾 傘 山	綾小路新町東入
鷹 山	三條新町東入
船 鉾	新町四條南入
布袋 山	六角新町東入

由 來 清和天皇貞觀十一年、天下に疫病盛んに流行せしに當り、祭神速須彥鳴尊に疫病消除の神徳坐すに依り、同年六月七日より十四日に至る間、洛中に神輿の渡御を行ひ、以て寶祚の隆榮國民の安寧疫病の消除を祈りしもの、祇園會の權輿なりと云ふ祇園社本縁録爾來疫病の流行する毎に、必ず奉幣祈禱を行はれしが、靈驗顯著なるを以て、遂に恒例の神事と爲り、圓融天皇天延三年に至り、祇園會の翌日六月十五日を以て朝廷より走馬竝に勅樂・東遊・御幣等を御奉納あらせられ、之を臨時祭として歷世渝ること無かりしに、

戰亂の世に至つて自ら廢滅したるを、孝明天皇元治二年に御再興あらせられ、現今は同日を以て例祭を行へり。祇園會は明治維新以後、専ら氏子醸出の經費を以て支辨し、其時日も曆制の變革竝に氣候の關係等に依り、年々七月十七日より同月二十四日に至るまでを主要なる祭日と爲す。

○疫 神 祭 (末社疫神社にて行ふ)

祭 日 一月十九日

儀 式 當日早旦社頭に茅輪を設け、粟餅を供し、祭後一般參拜者に授與す。

由來並に氏子崇敬者との關係 本祭典は、白朮祭の條下に載する「備後風土記」の傳説に起因し、神饌に粟餅を供するも亦是に由る。故に氏子竝に崇敬者も疾疫を免れんが爲に、社頭の茅輪を潛り、粟餅の授與を受く。

○夏 越 祓

祭 日 七月三十一日

儀 式 當日早旦社頭に茅輪を設け、神饌には神酒・洗米・南瓜一・あさ瓜一・水無月餅三十一切を供す。

由來並氏子崇敬者との關係 本祭典はその名稱の示す如くもと普通の六月祓にして、七月を用ふるは太陽曆に改正後、謂ゆる一月送りと爲せるにて、神饌に南瓜・あさ瓜等を供するは、後水尾院當時年中行事六月祓の條に、初献白瓜茄子、二献唐瓜など有る風習なるべし。又「備後風土記」に載する傳説に依り、下記の御守を授與し、之を茅輪守と稱し、氏子崇敬者等も一般に疫癘を免れんが爲に參拜す。

官幣大社 白峰神宮

京都府山代國京都市上京區今出川通堀川東入飛鳥井町鎮座

祭神 崇徳天皇・淳仁天皇

○御火焚祭

祭日 十一月二十一日

儀式 小祭式によりて祭典を行ふ。祭典中献饌の次に、禰宜が神前の齋火を松割木に移す式が異なるのみ。

神賑 御火焚祭當日、午前中より附近居住の老幼相踵いて群集參拜し、時刻祭儀を拜觀

し、而して祭儀終了するに至り、各自は撤下物(饅頭菓子)の分與を受け静肅に退散す。

由來 御火焚祭は、毎年十一月廿一日を以て之れを執行す。最初、職員らの二三の崇敬者に就き、僅少の寄附金を集め漸くにして祭典を行ふことを得たるが故に、時に或は執行せざることもありしを遺憾とし、將來恒例祭として續行し、益神威の發揚に励むるの必要を感じ、大正二年白峯會の組織を見るに至れり。

官幣中社 貴船神社

京都府山城國愛宕郡鞍馬村貴船字中ノ森鎮座

祭神 閻魔神

○雨乞祭

祭日 二月九日

儀式

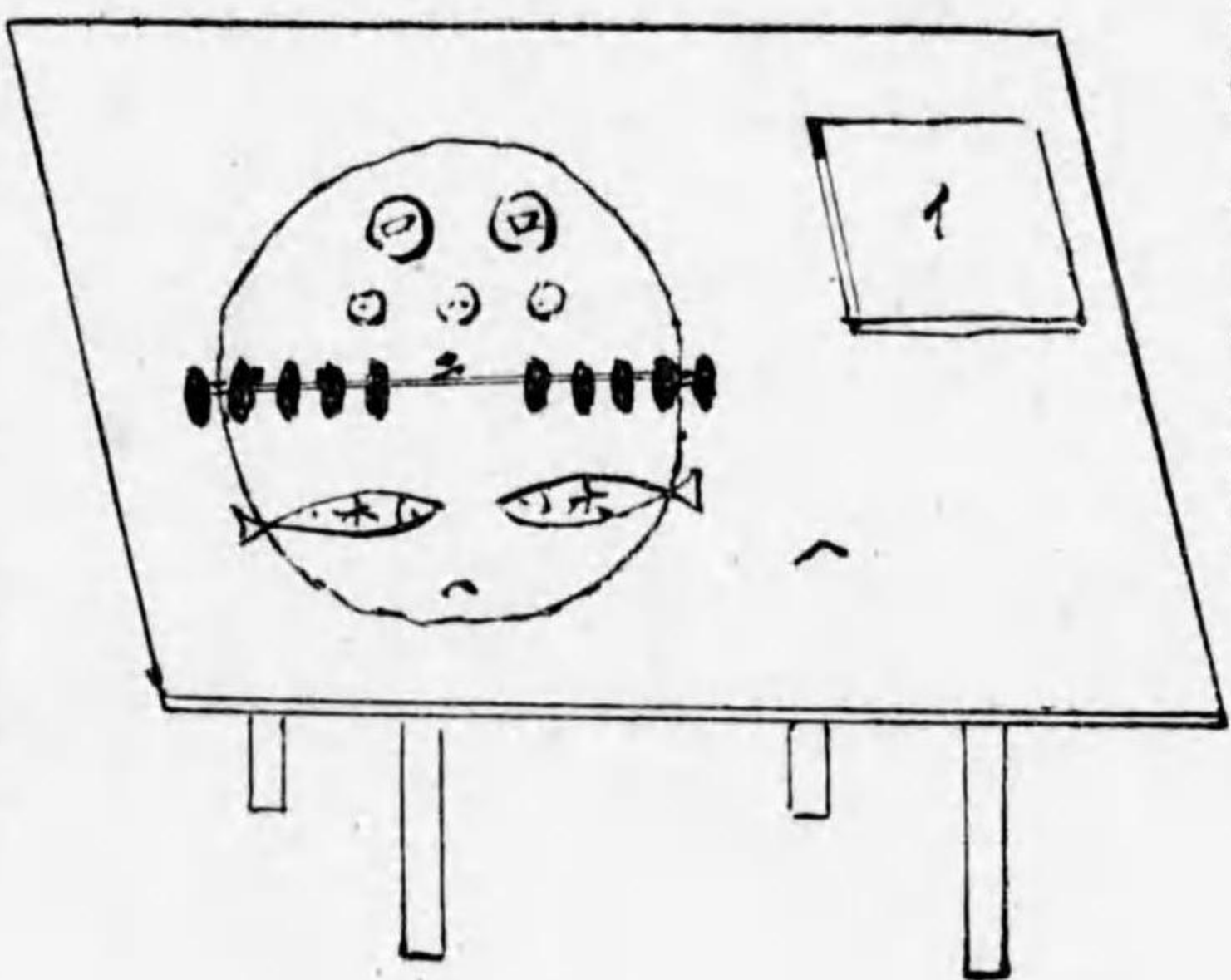
舊儀式次第

此儀御師(役名)一人大行事五人氏人十五人沙汰人(役名)兩人各淨衣着貴船ニ參向愛宕郡野中村ニ有

之清水遙拜是ヨリ貴船奥宮ニ至ル

次 御師進ニ大床ニ次第二着座

次 御師神饌ヲ供ス氏人各轉供



神饌

御酒ニ鏡餅三 干物ニ串柿一本

イ	置幣	二枚
ロ	御酒	二
ハ	鏡餅	三
ニ	串柿	一串
ホ	干物	二
ヘ	丸盤	

次 御師土居ニ降り祝詞大行事以下應之

次 御師奉幣 但置幣

次 撤神饌

次 本社ニ至リ神饌以下奥宮ニ同ジ

次 雨乞瀧ニ至リ神饌以下奥宮ニ同ジ

次 各退散

現行式次第

時刻宮司以下祓所ニ著ク 是ヨリ先手水ノ儀アリ

次 修 祓 中臣ノ祓詞ヲ奏ス

次 宮司以下拜殿ノ座ニ著ク 北上東面

次 禰宜以下神饌ヲ供ス

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 願主總代玉串ヲ奉リテ拜禮

次 一行笛ヲ吹キ大鼓鉦ヲ叩キ祈願ヲコム

次 禰宜以下神饌ヲ撤ス

次 各退下

尋イデ宮司以下奥宮ニ參向ス 其ノ式次第本社ニ同ジ

尋イデ雨乞瀧ニ至ル

式次第

宮司以下二ツ社ノロヨリ上リ一ノ瀧ニ至ル
宮司祝詞ヲ奏シ畢リテ祕歌ヲ唱フ

祕歌

大御田の露ふはかりせきとめていせきに落せ川上の神

唱へ畢レハ一行ハ雨乞瀧ヲセキ留メ神職ニ泥水ヲ掛ク一行モ掛合ヒツ、下リ尙川ニテ水掛合フ

(コハ往昔ヨリ行ヒ來リシ式ナリ)

當日參拜者約百八十名ニ及ブ

神饌品目

洗米・清酒・魚・昆布・果物・野菜・鹽水

右各御櫃壹合

官幣中社 大原野神社

京都府山城國乙訓郡大原野村大原野字大原鎮座

祭神 建御賀豆智命・伊波比主命・天之子八根命・比賣神

○御弓祭

祭日 一月二十二日

由來 儀式 氏子崇敬者との關係

御弓祭は一に御弓神事、又は御弓式とも云ふ。創始年代不詳。口碑の傳ふる所によれば、往古坂上田村麿東征の際、大原野の郷士の從軍せるもの、同將軍の恩顧を記念せんが爲め行ひしに始まるといふ。又一には惡魔を祓ふ祈禱として行ひ來れるものなり。

元社家中澤家日次記に

「享保廿乙卯年十一月十一日、南町烏帽子着に付村中々爲使、安岡武左衛門與左衛門ノ兩人口上ニ、先例之通常日さかつきノ義願申趣、且亦氏家殊ニ見苦敷有之候間、御手前にて御祝被成候様と、十一日烏帽子着相濟、惣中一座ニ會集シ、例之通神主出座にて盃有之候、後刻ノ爲禮雜用銀貳兩禮壹兩來ル(是來年の弓太郎の武射^{ヒキヤ}を勤むる者の式なるべし、自是以前記録あれども、虫喰にて何の式なる歟不明)

同月廿五日、野田村ノ烏帽子着ノ件ニ付、神供座・神樂座兩役上席、次侍株席ト申聞極メタリ。尤神主弓太郎ハ一二ノ席勿論ナリ。

安永六己丑年十一月廿二日、將軍薨去御停止。弓射止ム。社祭ハ不止。

毎年正月廿二日、弓神事大原野村地頭・西還寺・勸修寺・廣橋・樋口・堀川・竹ノ内ノ公卿ヨリ奉納米ヲ以テ祭典奉仕、最初ノ年記録見エズ。紛失歟。弓ハ「みとらし」破魔弓トモ言ヒ、神代ノ武器ナレバ惡魔ヲ祓フノ祈禱トシテ、執行。國々ニアリト聞傳云々」とあり。

當神社の氏子區域は、神社を中心とし南北兩町に別れ（各其半を占む）年々此兩町より、順次當番を以て神事をなす。神社氏子を分別すれば左の如し。

氏子

弓株 サムラヒカフ 侍株 御弓式の侍として又弓太郎を勤め得る家門五拾株あり壹株を貳戸とす
 平株 ヒラカフ 御弓式の雜用夫使丁を勤むる家門株右同
 水吞 ミツノミ 御弓式に關係なし又門地の如何に拘らず株入を許さざりしなり
 一水吞は中世の移住せし家門なり

當番役に上座侍二人・弓太郎二人・下座侍二人・酌人二人・右當番は忌服なきものにて、上座侍は弓太郎を以前に勤めたる者に限るなり。（弓太郎の家をだいたいと云ひ、其他を相當と云ふ）。

酌人は小姓役にして七八歳の童子なり。侍株の家より選ぶ。外に平株より使丁數人當番あり。

一月二日、當渡弓始め、此日前年の弓、當番よりとわたしと云ひ、神事器具等一切を新當番へ送る。弓太郎は各式弓の稽古を始む。式日迄怠ることなく酌人も同様なり。兩弓太郎は朝夕神社へ參拜、一月十五日よりは特に潔齋を嚴にし、一日三回、一回に付桶に三杯の水を被り凡て別火とし、炊事は清淨なる男子之れに當る。座席寢所等も別に設くるなり。又弓太郎は各々一月十五日、石清水八幡宮參拜。（侍壹名使丁壹名隨行）。一月十七日、清水田村堂（京都）へ參拜し（隨行上の如し）、一月十八日、北町弓太郎は、南町弓太郎方へ立會として出向す（稽古合せなり）。一月十九日、南町弓太郎北町へ右同斷。一月二十日射場揃と稱し、射場野に於て南北の弓太郎立會をなす。酌人も同様。（本日午前射場の裝置をなす）。

一月二十二日 式日。

此日村内常使の者、弓太郎兩家へ時間打合の爲七度半の使をなす。（半は使者の途中にて會ふ時目）。午後十二時三十分頃打合せ整ひ、南北より同刻各弓持（使丁）を先にし、上座侍弓太

郎・酌人・下座侍と列をなして、神社へ參着す。
 當日の服装は、神職狩衣・弓太郎素袍・上下侍及酌人袴・弓持は白丁とす。
 神前廻廊に列座、御弓祭を行ふ。宮司以下神職奉仕。中祭に準ず。
 祭典終つて、禰宜・主典貳名、先導(他神職は列せず)神社に參着す。同じく列を正し射場野に向ふ。

射場野は神社の東方貳町餘にあり。行列は本道を迂回し六町許歩行。

次第

- 當日射場ニ假ニ神座ヲ設ク
 神職以下着座
 次 土器壹重ヲ折敷(へぎ)ニ載セ先ツ神前ニ供ス
 (酌人二人勤仕以下同シ)
 次 土器同シク神職ニ供ス
 次 折敷ニ載セタル肴ヲ神職以下參列者ニ供ス
 一 肴ハ式次五回 一 昆布栗 二 蜜柑 三 海老 四 青海苔 五 小判形菓子
 次 長柄銚子ニテ酒ヲ神前土器ニ三献ニ回 南北酌人代リテ又三献ニ回 夫ヨリ盛砂ノ串ヲ抜キテ横



- ニ積ミ其上ヘ三献ニ回 南北酌人代リテ又三献ニ回 神職ヘ三献ニ回 上座侍同 弓太郎三献一回
 銚子ノ酒ヲ補ヒ又弓太郎三献一回 下座侍三献ニ回 土器ハ神職ヨリ順次下席へ手渡スナリ
 次 下座侍ノ前ニアル土器ヲ撤ス 夫ヨリ神職以下ノ肴ヲ撤ス
 次 弓太郎二人同時ニ立チテ 神前ヲ拜シ型ノ如ク武射ヲス 終テ神前ニ拜シ着座
 右ノ如クスルコト 酌人五回 弓太郎五立ヲ以テ式ヲ終ル 一立ニ付箭二本宛 (弓太郎一人分) 初
 二立ハ白羽(神ノ箭ト云フ)ヲ用ヒ 後三立ハ黒羽箭ヲ用フ
 三立目ニ箭ノ變リト云ヒ 酌人ヨリ土器及肴ヲ進ムルハ前ノ如クナレトモ 酒ハ南北入り代リテ酌ヲ
 ナス
 神前及盛砂串ノ酒ハ 初壹回限リトス 後ニ注グコトナシ 又盛砂串ノ酒ハ 土器ヲ用ヒズ 直カニ
 注クナリ
 五立目ノ前ニ至リテハ 酌人先ツ土器肴ヲ諸員ニ進メ置キ、武射終リテ後酌ヲナス
 五立目ニ於テ 弓太郎武射ヨリ前ニ 先南方ノ盛砂ノ所ニ二人寄り、重リ串數ヲ算フ 次ニ北方ノ串
 數ヲ算フ 前ノ如シ 串數ハ十七本ナリ 之レヲ高聲ナラザルモ強ク長ク引キタル音ニテ 二十本ニ
 讀ムナリ 即初十本ハ

ヒト——フタ——ミ——ヨ——イツ——ム——ナ、——ヤ——コノヤ——

ト正シクヨミ 後七本ハ四六八ヲ飛バシテ 右ノ如クヨムナリ

此神事ハ 天候ノ如何ニ拘ラズ 日限必ズ執行ノ定ナリ

神事中 弓太郎ニ於テ 病氣其他異常ヲ發シタルトキハ 上座侍代リテ武射ヲ行フ (但シ古來其實

例アリシヲ聞カズ)

神事中弓太郎ノ武射ニ際シテ 故障アレバ上座侍之レヲ調ベ(弦ノ切レタル時弓ノ破損等)テ弓太郎ニ附

ス 箭ニ故障アレハ下座侍之レヲ調ヘテ(破損セシトキ又ハ取り落シタルトキ等)弓太郎ニ附ス

武射ノ後南北兩町青年ニテ大綱ヲ引キ切ルナリ

大綱ハ蛇ニ象リタルナリ

的ハ鬼(鬼ノ目)ヲ象リ即蛇ヲ斷チ鬼ヲ撃ツノ謂ナリ

又漆樹ニテ作レル串ハ箭ヲ象リ其數ヲ偽リヨミテ鹿ヲ撃ツト云フ

以上終つて一同再び神社へ歸り、廻廊へ着座。宮司以下神職着座前の如し。

官幣中社 吉田神社

京都府山城國京都市左京區吉田神樂岡町鎮座

祭神 建御賀豆智命・伊波比主命・天之子八根命・比賣神

○疫神祭

祭日 節分前日及當日

儀式

當日午前六時疫神祭

先 修 祓

次 閉 扉

次 献 饌

次 祝 詞

次 宮司玉串ヲ奉ル

次 主典拜禮

次 午後十二時撤饌

次 閉 扉

火 爐 祭

太元宮鳥居前ノ火爐ニ諸人ノ納メタル古キ神札山積ス

先 前面ニ案ヲ置キ土器ヲ載ス

次 修 祓

次 献酒

次 忌火ヲ以テ古キ神札ニ火ヲ放ツ

次 祝詞

次 諸人士器ヲ奪ヒ合ヒ以テ厄除トナス

神 賑 神前に厄塚を設け、境内各所に數多の電燈を點ずるの外、參道及境内に種々の露店興行物櫛比し雜沓を極む。

氏子崇敬者との關係 洛中洛外は言ふに及ばず、遠く滋賀阪神地方より參詣するもの拾數萬を超え、後水尾天皇の御宸筆になると云ふ疫神齋守札・方除厄除安産等の神符を拜受し、各自其年の厄除とす。

由 來 神社の傳承に依れば、太元宮は昔大和國生駒山にありしが、山城に奠都後平安京に遷座し、爾來年中行事の一つとして、疫神祭を執行し來りし由なり。今明細書を見るに此社往昔は左京室町卜部家構内に鎮座す、卜部兼俱卿世代に至り、奏請の上文明十六年十一月二十四日神樂岡の地に遷座す、とあり。故に疫神祭は平安朝前後より執行せられたらむも、一般民衆の參詣せしは文明以後の事と思考せらる。

官幣中社 北野神社

京都府山城國京都市上京區御前通今小路上ル馬喰町鎮座

祭 神 菅原道真朝臣

○梅花祭

梅花御供は、菅公薨去の日なる二月二十五日に行ふ。供饌の一種に俗に菜種御供と謂ふあり。古來西の京神人の献ずるところなり。「日次紀事」に、

二月二十五日、忌日、入夜献菜種御供大御供堆盛散挿黄菜花於其上、故稱菜種御供、依年菜花未開則挿梅花、大小供物不知其故、官司自幣殿對立互轉供、官司一老二老侍立神前簾外、一老取右轉之供物、二老執左轉之供物各備神前（雍州府志ノ三）二月二十五日 菅神正當忌日（禁中）聖廟御法樂有和歌御會、六月亦然、今夜西京預御供田之家献大小御供於北野社、官司老少相向竝立、自幣殿至神前階下、每手傳之官司一老與巫女文子各直取之供前、是謂手供、又稱轉供、或號菜種御供、供物上挿黄菜花故云爾、或依歲而菜花未開則挿梅花

往時當日の夜、西の京社人等正装し行列を整へ、此御供を奉じ參社献備したるものなり。維新後、舊神社八等此神供献進を繼續せり。

二月二十四日早曉一同當社に集り潔齋別火し、梅花御供の調進に従事す。白米四斗を二度蒸して、二個の大御供とす。下部は年々新調の桶に壓詰め、上部は金屬製型に詰めて桶上に移す。

二十五日他の神饌と共に、當社に於て献備す。稀有の大供にて重量なるものなるを以て、主典三人掛りにて神前に供す。

○青 柏 祭 赤柏祭

青柏祭(六月六日)は社記に、夏期奉賽の祭也、とあり。神饌を青柏葉を以て包み、或は之を敷く。多少特殊の供物なり。

赤柏祭(十一月三十日)柏の枯葉を神饌に敷き、或は包む。社記に、秋に報賽の祭也、とあり。右兩者は、一種の祈年新嘗の意なるべし。

○御手洗祭 七月七日

七夕の祭なり。前日御内陣御掃除奉仕、夕には御手洗祭。前夕神饌を奉仕す。

七夕祭は、往時は重き祭典なりき。明治七年の社記には中祭典とあり。今は小祭とす。

現時の七夕祭には、普通神饌の外に松風御硯箱・御水次角盃を備ふ。角盃の上に簀を横

たへ、梶の葉二把を置く。御詠歌御認の料なり。以前は御硯水は芋露葉上の露を用ゐたり。

○瑞 饋 祭

北野祭八月四日の日の神輿渡御は應仁以來中絶せしを、明治八年再興せらる。十月一日渡御、十月四日還御あり。當日列外に瑞饋ズキキミヨコ神輿を出す。是に因りて、當社渡御祭を俗に瑞饋祭と稱す。

其由來左の如し。

應仁の兵亂より此神輿渡御式も断絶せしに付、更に瑞饋祭を九月四日となし以後明治七年まで七日を以て行ひたり古例祭日には社人西の京に住し神供のことに従ふの家毎に、神饌一臺づつ供へしを各社人の家より社頭へ納むるものは丸き曲改め物に神饌を盛り頭に頂き參るを古例とす改めて一臺の神饌を二三家宛の組合にて、鄭重に飾り調進せしが、年を逐ふに従ひて粧飾を盡し、大永七年に至り、一臺の大形に作り、社人總掛りにて新穀菜蔬果臝に草花を風流に挿し、飾り、添ふるに此の品々を以て人物花鳥獸類の形容を作り、華美なる神饌となし献ぜり。但御供船には二本然るに、中世以來諸社の祭禮には神輿を振動する事、行はるゝにより、慶長十二年に至り之に倣ひ、社人西の京の農民等と聯合して、葱花輦形とし瑞饋祭のすゐきの音により、芋苗英を以て屋根を葺き、飾るに、例年神饌に供する品を以てし、名づけて瑞饋神輿ズキキミヨコと稱へ、廣前にも据奉り御靈代納めずは後、西の京中を振り巡れり。以來、大私祭となりしが後之に倣ひ、大將軍・上七軒・紙屋川各町孰れも氏子なり毎歲新奇を競うて造り、壯觀を爲すに至れり。斯くて天保年間には、仙洞御所へ昇き參り特に觀覽を忝うし、農作凶年の外は毎秋献

じ來りしが、明治八年の私祭執行に當り、瑞饋神輿の巡行を廢し、神幸列次の後列に加ふる事となれり。世俗芋苗英神輿と云ひ、或は隨喜祭と稱して、訛傳するに至れり。明治八年、村上天皇御寄進一條天皇御修補の神輿を修飭し、渡御の私祭を執行することゝなれり。

右の如く瑞饋祭は、往事にありては渡御祭とは別途の祭にして、全く一種の新嘗祭なりしが漸次其形狀發達變化して、一つの神輿形となりたるものなり。故に神輿と稱するも神輿を遷すものにあらず。其形狀は年により異なるも、大體左の如し。

木製の神輿を作り、其屋根は大なる芋莖を以て葺き、柱楹より華表環絡に至るまで、悉く米・麥豆・種實野菜花卉等を或は貼付し、或は剪綵し、四方又は額等には人物鳥獸花卉を作り出し、天然の賦色を以て色彩を施し、年々新奇の考案を競ふ。西の京の青年は、右の新嘗輿を昇き、各町を巡行し當社に詣り、神前に供す。瑞饋神輿は以前に、數基ありしも、近年は西の京一基のみ之を出す。

○初雪祭

當社一の鳥居の内に影向松と稱する松あり。三冬初雪の節天神此松に降臨あり、雪見をなし給ふとの古傳に依り、初雪の日に、雪中此の松の前にて祭典を行ふ。其儀は常の如し。神佛分離前に於ては、祭員一同、素足にて雪を踏み影向松の壇の周圍を三度巡りたりと謂ふ。今は此事なし。

○献茶

豊太閤、天正十五年十月一日より十日間、北野境内に於て一大茶會を催したり。北野大茶湯と稱す。其以來宇治より御茶奉納連續し、當社にも献茶の儀あり。維新後廢絶に歸せしが、明治十年之を再興せり。

御茶壺献納式。毎年十一月二十六日、献茶の式あり。宇治茶商は、献茶を辛櫃二荷に納め列を整へ京都に來り、京都茶商に合し行列を改め社頭に來る。修祓の上殿上に運び、献納の儀を行ひ、献茶祭の料とす。傳説によれば、豊太閤頃以來繼續せる行事なりと。

献茶祭十二月一日當日祭典常の如し。供饌了り、案下に香を薫し、先づ濃茶、次に薄茶を献ず。點茶は毎年輪番にて各家元宗匠奉仕す。撤茶は神職參列員一同之を拜服す。此の例に倣ひ、毎月一日各流の茶人輪番献茶式を行ひ、尙一般希望者に拜服せしむ。有志者の組織せる献茶保存會なるものあり、當社献茶の諸事を幹旋す。明月舎の建築の如きも専ら同會の盡力によるものなり。

國幣中社 出雲神社

京都府丹波國南桑田郡千歲村千歲字出雲鎮座

祭神 大國主命・三穗津姬命

○粥占祭

祭日 一月十五日

儀式 宮司以下前日より齋戒し、午前二時神饌所に於て粥占の準備を了し、祓の式を行ひ了つて、宮司職員を率ゐ忌火を以て粥占を焚始む。當日早旦社殿の裝飾を終り、庭燎を焚き境内總燈を點じ、午前五時小祭式により祭典を行ふ。

粥占作法。粥は米五合と、小豆三合と、水二升の割合にて充分混和し、内に太き篠竹の節なき所三つを切取り、長さ各壹寸七分とし、每管の表に小刀を以て一二三の印形を刻し、之を粥と共に煮るものなり。即ち一は早稻、二は中稻、三は晚稻の印にて、尙又三管は豫め清き緒にて一括し、細き紐を付し、又之を清き割竹に結付け、其端を釜の外に出し置く。之は煮訖したる後、取出すに便ならんが爲なり。右の如くにして全く煮訖りたるときは、三管を取出し清き紙にて能く拭ひ、各管の上部を割き粥占を見はし、平釜に盛り之を

神前に供す。これ粥占の神饌なり。當日祭典を了り、直に撤下の粥占を各管毎に平釜に移し入れ三方を取替へ、特設の幄舎に於て一般の參拜者に拜觀せしむ。

氏子崇敬者との關係 當地は農業本位なれば、稻作の豊凶は直接深甚の關係ありて、此の神占により、當年の稻種を用意することなれば、近郷は勿論遠地よりの參拜極めて夥し。

○花祭

祭日 四月十八日

儀式 宮司玉串拜禮を了るや便宜拜殿に於て、神歌（謠曲）を奉奏する（二人又は三人）慣例あり。

神賑 花踊・おいせ踊・萬石踊・さゝ踊など異稱する風流ありて、春秋の大祭に奉納せしものなりしを、何時の頃にや練物は廢し、朱棹の踊りのみ傳はりて主として雨乞の節行はれたり。之も明治十九年頃を限りとして打絶え居りしを、東宮殿下御成婚記念事業として再興し、當日奉納（右朱棹のみ）せり。

歌謠 花踊歌あり。（後記す）

氏子崇敬者との關係 從來祭典費は氏子支辨にして氏子祭の感ありしも、報賽會設立後大

正十一年より氏子及報賽會の事業として執行することとなりたれば、漸次報賽會の進展と共に、往時の盛儀を見るに至らんとす。

由來 四月十八日は、和銅二年出雲大社より遷御、當社に御着輦の佳辰なりと云傳ふ。

花踊の歌

- 壹番 御伊勢踊 七番 播磨踊
- 貳番 長者踊 八番 名所踊
- 參番 正月踊 九番 姑をどり
- 四番 御殿踊 拾番 但馬踊
- 五番 戀の踊 拾壹番 商 踊
- 六番 大仙踊 拾貳番 暇 踊

花踊歌謡ハ、何等當神社ニ存スルモノナク、氏子中ニ之ヲ求メシ處異本數冊ヲ得タリ、依リテ屢次實地ニ就キ之ヲ古老ニ質シ、正鶴ト認ムベキモノヲ記載セリ。

入葉

老せぬや／＼薬の名をも菊の酒盃も浮み出てもに逢ふぞ嬉しき此ともに逢ふぞ嬉しき

一本「お伊勢のや薬の名をも菊の酒 イヤサツ 盃に浮み出て共によふぞ嬉しけれ又共によふぞ嬉しけれ」

に作る

笛之手

ヒヤララ 拍子 ハッソリヤ ヒヤラ、ロラ。ハッソリヤ。ヒヤララ トレロロラ、

一本

ヒヤララ、ヒヤロラ ヒヤラリトルロ ヒヤララヒヤラリトルロ ヒヤラロラ
ヒヤラリラ、ヒヤラロラ

壹番 御伊勢をどり

千早ふる／＼ちはやふる ハアソリヤ 神のおにはでいさごふる□ハアソリヤ お伊勢をどりは有がたや目出度やの

爰はお伊勢の宮川よ ハアソリヤ いざや人々こりをとろ (□印ハ以下同上)

あすはお伊勢の宮めぐり天の岩戸の油火は神の御利生できえもせん□

葎に實のなる世の中よ山にかねふる里に米ふる内にはしらげの米がふる□

御作は／＼(一本辨作ニ作ル) 親に子がさき子に子がさいて目出たやの□

榊づきは／＼稻三束で米五斗五升五合ある□

榊と斗かきとみとゆれば國の世の中ゆりなをす□

ゆふべ夢見たよい夢をお月むかひに火を出して (一本お月むかひで火を焚いて、又お月むかふて日を出てに作る) 御かどの盃のむと見た□

是迄よ (一本お伊勢踊は是迄よ に作る)

貳番 長者をどり

長者やかたはにぎやかなく東の小山をながむれば松に唐木を植まぜて杉に櫻を植そへて檜にもみちを植ならべ五色の山の見事さよ□ハアソリヤ 長者をどりは一踊りく

さもとの花畑ながむれば牡丹芍薬ほけの花大菊白菊白つばき扱も見事な花畑よ□

南表をながむればすわまに池をほらせつゝ大船小船をうかめさせ綾や錦でかざりたて御船遊びと打見ゆる□

西のみくらを打見れば米が萬石つかさね銀も億々つみてある□

次の御藏を打見れば絹布藏とぞ打見ゆる外白壁に内黒にかな具をつかひし桐から戸數もしらすにつみかさね□

乾の御藏を打見れば泉わくく酒のくら大つぼ小つぼをすゑ並べ小川の水を汲む如く□

是迄よ

參番 正月をどり

正月には又門に門松七五三かざり内にはしらげの米がふる□拍子 オンヤ サアサ チャツキリコトトハチャツキリコ トントトトトトトトトトトン ハアハアハアソリヤ

二月には又つばくろがく自在小かげにすをかけて錢米生ると(一本世の中よかれと に作る)

お三度さへづる□(以下拍子同上)

三月には又桃の花く祝ひの御所へ参るとの□

五月には又ごゝら五日の(一本今日から五日の又五五は五日の に作る)若草蒲くやかたをふいてまはるとの□

六月には又夏せみが高きこすゑをとりのぼり我等も(一本あれらも又おれらもに作る)時の音(一本時世のに作る)を出す□

七月には又七夕の年に壹度のちぎりとして天の河原で出あはるゝ□

八月には又八放生會神々の いかなる神も駒くらべ□

九月には又菊の花祝ひの御所へ参るとの□

十月には又小池の上なる薄氷り唐のかどみにさも似たり□

おんや是迄よ(一本正月をどりは是迄よ に作る)

四番 おとのをどり

おとのへ参りて御門を見れば唐繪の彫物雁白鳥や八ツむね作りの見事さよ□おとのゝをどりををどらうよ イヤをどらうよ

おとのゝ御庭へをどりが参るをどりがまゐればせむりよも(一本千夜又千りやうに作る)まゐる十六ぐにがみな参る イヤく□

御とのへ参りて御馬屋を見れば七間御馬屋に七疋たてゝ七人番衆が神をまつ（一本神をまつる又神をま
くに作る）駒も勇みておもしろやく□

おとのへ参りて廣間を見れば弓千丁に鏈千筋にほろ掛鞆が千かゝる□

おとのへ参りて泉水見れば大菊しら菊梅の花こがねのつたがはへかゝる□

秋風たてば木の葉もちるにいさや（一本いさまらに作る）姫らもちりましやうよく□是迄よ

五番 戀のをどり

おれは御所の横ぶえよイヤ御所の内をばしのび出て □イヤつれてござるか嵯峨の奥までく イヤ

戀の路はよしなやのく

二人の親の御意おもくて□

ふみ玉づさでおとしての□

踏もならはぬ道芝をすそは露でたもとは涙でぬれてござるか嵯峨の奥までく戀の路はよしなやの

く

人はとも言へ角も云へおれと瀧口水いらす□ 是迄よ

六番 大せんをどり

大せんなく日本二ばんと申せども先づ壹番に打見ゆる峯は八ツ尾（一本八やう又八丈に作る）八つの谷

表は七つと打見ゆる□

大仙山は福ぶのお山いさゝに錢がなりさがる□

大仙姫（一本大仙ちごに作る）をおとそとおしやるおとされまいぞかま中に□

大仙姫がはらむときかばとふかひくたし（一本とかいゑくだせ又とうかいくだせに作る）水か石を□

大仙姫（一本大仙ちごに作る）は姿はよいが心は谷のなまうつき□

あの山からはくるみをまはすおれらは人の妻まはす□

むかいの山へさをさしわたすまはればあひのとほさよの□是迄よ

七番 播磨をどり

おれは播磨の三木の長嶋（一本な島に作る）のものなるが今年はじめてかな山へと□ゑいさのゑいさのゑ
いさのゑい（一本ゑいさのゑいゑいに作る）

いとし四十郎が旅へたつふじはこがれて銀山へと（一本新十郎又瀬十郎に作る）□

おかた船かと出て見れば（一本見たりやに作る）あしき柴船そでなやの□

船は出てゆく出てはしるほかけかくすはみづくしま（一本みつぐしま又嚴島に作る）と□

しのぶほどこそほそ道の（一本ほそ道よに作る）しのびえたもの（一本しのびいた夜はに作る）野も山も□

なんぼふかゝるつるゐほどおれが戀しやうば（一本戀せばに作る）あさからじと（一本あさからずに作る）
□

なんぼこひには身がほそるふたへこたまが三重まはると□
暇ごひにはきたれども碁盤面や目がおほいと□
いとし四十郎が繩ならばたぐりよしよもの宮もとへ□是迄よ

八番 名所をどり

おれは都のものなるがあすは吉日江戸下り三條小橋を打わたりぎをん清水伏しをがみ(一本伏しをがむに作る)□名所をどりはひとをどりく
近江の國へも入りぬれば勢田の唐橋打わたり駒も足なみいさむらん□
伊勢の國へも入りぬれば鈴鹿の權現ふしをがみ三つ子御山(一本三つ子山又三つお山に作る)の見事さよ□
尾張の國へも入りぬれば熱田の明神伏し拜みかほど涼しき宮立や(一本宮立よニ作ル)□
三河の國へも入りぬればおとにきこえし杜若八つ橋がかりの見事さよ□
遠州の國へも入りぬれば湯屋(一本遊屋ニ作ル)の屋敷を打ながめ□
駿河の國へも入りぬれば富士の御山を伏し拜み田子の浦波おもしろや(一本いさむらんニ作る)□
伊豆の國へも入りぬれば三嶋の明神ふしをがみ□
相模の國へも入りぬればとら御前屋敷を打ちながめ石のから戸の見事さよ□
武藏の國へも入りぬれば御かど館(一本御もん屋形ニ作ル)を打ちながめ御城掛りの見事さよ□是迄よ

九番 姑をどり

おれが姑のきぶい世(一本氣分よ又きぶいやうに作る)はく岩をはかまにたちぬへと岩をはかまにたちぬはゞそなたはまなごをいとによれ□ イイヤ ヨイく 姑をどりは一をどりく
おれが姑のきぶい世は水ない川で船をこげ水ない川で船こがばそなたは目籠で水を汲め□
おれが姑のきぶい世は空たつ鳥の羽をよめよ空たつ鳥の羽をよまばそなたは天なる星をよめ□
おれが姑のきぶい世はあの松山の葉をよめよあの松山の葉をよまばそなたは海なる波をよめ□
おれが姑のきぶい世は落ちくる川を手でせけよ落ちくる川を手でせかば其方はふりくる雨をせけ□
おれが姑のきぶい世は愛宕の山をいたゞけよあたごの山をいたゞかば其方はふじの山だけ□ 是迄よ

拾番 但馬をどり

おれは但馬の國のものくおれが殿御は今年はじめて都へ登り祇園清水三十三間堂(一本三十三間に作る)東福寺まで一見したがまだ参らぬは愛宕山□ イヤ但馬踊をよどらうよイヤ 踊らうよ
都みあげにやなにくぞ越後かたびら尺の帯かどみ手具足(一本手道具に作る)たもりたよ□
一人娘を丹後の府中の信長殿へ召され候が今はやるすかやるまいか□
さがりいちこに松そへて 其方まつ代おりやいちご□

竹のきりよのたまり水すますにこらすですいらす□

ひさにをどればお名がたつをどりははやめていざもどろく□ 是迄よ

拾壹番 あきなひをどり

おれは都の者なるがおれが殿御は今年はじめてをん國方へとあきなひに□ イヤあきなひ踊は一をど

りく 坂東やつくしや三河の國やさつまの方へとあきなひに□

沖のど中の人買船の船頭殿くはやくいそげよ若き姫子を船にのせう□

爰なひめ子は國のならひか面白や笠をきもせで手にもちてかほへ木の葉のちりかゝる笠をめせとよ人
をしのぶにや笠がよい□

國の習ひじやござらねどく二又川の瀬に又はえたる川柳ひと瀬につきたき(一本千年につきたる又せに
ついたおれが見よに作る)おれが身を□

一人娘を遠國方へやるまいのうふみ(一本船ニ作ル)の通ひもあるにこそならびの國へ縁につけう(一本
國の習の縁に付けに作る)□

さつまであきなひしすましてく都へ登りて土産にせう□ 是迄よ

拾貳番 暇をどり

暇にえて来た此ふみをひろげうかよもすかと思へども

女の身なれば似合はずや先づ歸せまづ戻せ□ 暇をどりは一をどりく

暇に得て来た小脇差ぬこすかさそすか思へども女の身なればにあはずやまづかへせ先づ戻せ□

暇にえてきたかけの駒ひこすかのろすか思へども女の身なればにあはずや先づ歸せ先づ戻せ□

いとまに得てきた此弓をひこすかはなそかと思へども女の身なればにあはずや先づかへせまづ戻せ□

暇に得て来た此帯をたすきにかけてもみやぶるかはら立や(一本たすきにかけやうかと思へども女の身なれ

ば似合はずやに作る)まづ歸せ先づ戻せ□

人のむじつは北時雨曇りなければ晴れてのくく□ 是迄よ

(寛政年間ノ記録寫)

小花五拾本 長四尺二寸ふさ付十二ふさ宛

大 笠 しん花二十本 不いまき赤カミ末まき白

但シ八寸より五寸まで菊ならば二十五本より三〇本まで

是より小笠ハ段々見合可致者也

色合は白花はしべに中にさし

其外のぞみト

小花半紙に而きらば拾五より内がよし
吉野紙に而八九に可致也此紙大がさに壹束
百六拾枚末まきか二十壹枚不いまきが拾貳枚
葉紙か八枚あや又ハそうりに合色紙

國幣中社 籠 神社

京都府丹後國與謝郡府中村大垣鎮座

祭神 天水分神

○四月葵大祭 四月中の午日 但午二つ有れば
下ノ午日を用ふ 現今四月廿四日

神事前三日、清火し毎日行水 但身曾伎祓
修行

前日早旦ヨリ從者神殿ヲ裝飾

夜十時長官清祓及神事ヲ奏ス神靈ヲ神輿へ遷座シ奉ル

當日早旦從者社頭ヲ守ル

次 十二時長官從者幄舎ニ着ク

次 手水ノ榊ヲ散ス

次 拍手

次 身曾伎祓ヲ奏ス

次 大祓

次 祓具ヲ散ス

次 榊ヲ取持神事上奏 警蹕

次 神膳ノ祝詞 八拜八平手

次 神酒ノ祝詞 拍手

次 從者奉幣ヲ長官ニ手長ス

次 長官奉幣執行終リテ

次 祝詞

次 祈念

次 榊持チテ神言ヲ奏ス 警蹕

次 拍手再拜終リテ

神輿へ進奏ス

次 拍手

次 身會伎祓ヲ奏ス

次 祈念 天津祝詞

次 拍手再拜終リテ

神輿還幸竝職奉幣神鉾御弓等産子供行スル還幸終リテ神輿へ進ミ再拜ス

次 拍手

次 身會伎

次 神言

次 拍手

次 再拜終リテ

神靈ヲ御本宮奉還座シテ再拜神言

次 拍手

次 大祓

次 祈念

次 拍手再拜終リテ退出ス

葵祭の由緒 社傳に當社葵祭は、欽明天皇の御宇に始まり、其元は山城國加茂の葵祭を引

くと云へり。按ずるに加茂川合小社コモリ神社と同社の如く傳へしより、當社にても葵祭と稱し加茂の祭儀を象りたるものなり。

藤の花を頭挿す事。當社例祭の砌、神輿供奉の徒が、藤の花を冠に懸くるは、加茂の葵祭に葵草を飾るをまねびたるにて、藤も日蔭草なれば代用することゝなれりと云へり。而して當社に藤花を頭挿すことの物に見えたるは「後拾遺和歌集」に従五位俊綱丹後守に侍りける頃、臨時の使にて藤の花を頭に挿して侍りけるを見て詠める歌に

千年経む君がかざせる藤の花 松に懸かれるこゝ地こそすれ 良暹法師

とあるを始めとす。既に八百四十年の昔に於て、當社葵祭の事世に知らる。

古獅子及神樂獅子の事。口碑によるに古獅子とは、往古加茂祭に猪頭いのかしら（猪頭は獅子頭のまなる假面なりと伴まなる假面なりと伴）を蒙るに象りたるなりと云へり。當社にては獅子頭に、獅子の衣装を着けて中に數人

入り、周圍貳尺五寸の鐵鈴に、四尺の丸棒を附けたるものを杖つき、神輿神幸中振り鳴らして供奉し、唯だ歩行のみにて何等の曲もなき獅子舞なり。之を加茂縁起に徴するに、馬に鈴を係け人は猪頭を蒙りて駈馳し、以て祭禮を爲し能く禱祀しむ、之に因つて五穀成就天下泰平なりき、馬に乗ること此に始まるとあり。然らば當社に於ける獅子頭も、加茂縁

起に見えたる猪頭ならんも、中途に獅子頭に變りしならんか。其は前注伴氏の説の如し。又大なる一個の鐵鈴は、往昔馬に係けたる數個の鈴を合して、一個の鈴に合せたるものと思はる。

次に大神樂と稱する獅子舞あり。これは寛文延寶の頃のものと思はる。前記古獅子は字江尻部落の擔當にして、大神樂は大垣部落これを擔任す。

山鉦の事。府中の地は、中古國府を置きし地方の都市たるに依りて、帝都の風俗をまねびて、當社に於ても古來山鉦を飾りし事あり。室町時代に於ける山鉦の人形とて、今尙數個遺れり。現今當社の貴重品となる。又天正年間祭日に曳きたる山鉦の車輪と稱して、徑三尺二寸六分の車輪八個現存せり。而して此車輪は當國中郡上常吉村字車ヶ谷（たに）より奉納せしものなりと云傳へ、其より此地を車ヶ谷と名付けたりとて、今尙地名を存せり。

太刀振の事。當社太刀振の事は社記に、貞觀年中に生まれりと見えたり。一名振鉦とも云へり。現今用ふる所の太刀の形狀は、四尺の棒に三尺の秋水を仕込み、先後に紙總を着けたるものなり。而して演曲のときは、或は背にて振り、或は前に差翳して踊り舞ひ、或は眼下に太刀を横手に構へ數回前後に飛交す等の態を演ず。又樂臺と稱し車輪を附けたる屋

形あり。此に大太鼓と太鼓と備附け、打ち囃して社内に練込むを例とせり。其團體は府中村の中にて、字溝尻・字中野・字江尻の三部落總員にて、各自に祭日早天より順次に練込み、各部落の壯丁皆な之に當る。當日は近國より道俗男女踵を接して群衆し、實に國中無比の盛典なり。

又太刀振の終る毎に、笹ばやしと稱し、太鼓三つ腰鼓二つを打ち、歌に和して唄ふ。唄者五人、若しくは七人、之を音頭出（かんどだ）しと云ふ。其歌一二を擧ぐれば

春はさくらのその下に鞠をけあげてたよ／＼とまりのおどりはおもしろや

夏は柳の其下に鞠をけあげてたよ／＼とまりのおどりはおもしろや

秋は紅葉の其下に鞠をけあげてたよ／＼とまりのおどりはおもしろや

牛市の事。葵牛市は、今を距る八百四十年前、白河天皇應德五年籠宮造營の時に、其資材を府中村字江尻小字粉河（古名）より供し、其賞として毎歲四月葵祭の日に當り、粉河の地に於て市場を設くる事を許さると古記に見えたり。是に因りて、當時の状態を觀察するに、籠宮神領は古より數十町の多きを有し、朝家の崇敬他社に越えたるにも拘らず、白河天皇の頃より府中の莊園益々増加し従つて神領は漸次減少し、造營等は人民の物を徵する等の

有様にて、當時は籠宮の零落も愈々極度に至り、一時眞名井神殿(現今攝社)に合祀せしことありしが、後に籠宮を改修して眞名井原より遷宮せしなり。此時字粉河より造營の資材を寄進し、其賞として牛市を創設するを得たりと。爾來每歲四月葵祭に牛市を開設し、時運に消長ありと雖も未だ曾て中絶せしことなし。

葵牛市碑

天橋之西北有村落、曰府中、村之一部稱江尻粉川、傳曰應徳年間、經營籠神殿也、粉川村民供其資材、因許之牛市、民乃ト每歲四月葵祭之吉辰、以設市場、隣國之民相競牽牛、連日貿易世俗稱葵牛市焉、其儀至今不絶、比者村民胥謀建碑於祠域、欲勒其事以垂不朽、因記其概云、

大正二癸丑四月

籠神社宮司從六位 海部武富撰

別格官幣社 豊國神社

京都府山城國京都市東山區大和大路正面茶屋町鎮座

祭神 豊臣秀吉朝臣

○古式祭

祭日 十月十八日

儀式 古式祭式次第

午前十時諸員着床

建勳神社幣物ヲ庭上便宜ノ所ニ置ク

次 修祓

次 開扉 此間奏樂

次 献饌 此間奏樂

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 建勳神社幣物ヲ假案上ニ置ク

次 宮司建勳神社幣物ヲ案上ニ奉ル

次 建勳神社御使祝詞ヲ奏ス

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次 建勳神社御使玉串ヲ奉リテ拜禮

次 高台寺住職玉串ヲ奉リテ拜禮

次 禰宜以下拜禮

次 崇敬者總代玉串ヲ奉リテ拜禮
 次 八乙女社參 舞ヲ奏ス
 次 禰宜以下幣物及神饌ヲ献ズ 此間奏樂
 次 閉扉 此間奏樂
 次 各退出

神 賑 古式祭當日は狂言・仕舞等の奉納ありて、市内崇敬者多數參拜し賑ふ。

氏子崇敬者との關係 市内下京・貞教・修道・菊濱・六原・一橋・新道の六ヶ學區の崇敬者により經費を負擔す。

由 來 當神社古式祭は、慶長年間の豊國祭に起因し、明治維新以後當神社御再興後、明治八年九月十八日、始めて附近崇敬者の私費を以て祭儀を執行し、同九年に崇敬有志を以て、豊國神社開運講社を設立し、同十年四月滋賀縣長濱町より鳳輦一基を寄附し、明治十一年崇敬有志の寄附により上京區元聚樂第梅雨井の遺跡に御旅所を設け、私祭と稱し、年一回神幸祭を行ひしが、近來神幸祭を中止し居祭を行ふ。同祭に際し、建勳神社より宮司御使として參向奉幣の儀あり。

因に建勳神社古式祭に際しては同様豊國神社より奉幣の儀あり。

當日北野八乙女社參、團子を献じ舞を奏す。この儀は豊公北野茶會の行はせ給ふ時、團子を献ぜしに因ると。この八乙女は従前北野上七軒より社參の古例なりしも、近來は北野有志者より之を催す。

○獻茶祭

祭 日 四月十八日 (豊國廟ニ於テ)
 九月十九日 (神社ニ於テ)

儀式

献茶祭式次第
 時刻午前九時宮司以下職員着座
 次 献茶主及社中着座
 次 修 祓
 次 禰宜以下神饌及御茶壺御菓子等傳供ス
 次 献茶主香爐ヲ假ニ案上ニ置ク

- 次 禰宜香爐ヲ神前ニ奉ル
- 次 御濃茶ヲ奉ル (其儀香爐ヲ奉ルコトノ如シ)
- 次 御薄茶ヲ奉ル (其儀香爐ヲ奉ルコトノ如シ)
- 次 宮司祝詞ヲ奏ス
- 次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮
- 次 禰宜以下拜禮
- 次 献茶主玉串ヲ奉リテ拜禮
- 次 献茶社中拜禮
- 次 各退出

神 賑 献茶祭當日は參拜者に拜服を許し家元社中多數參拜相當賑ふ。
 由 來 茶は祭神生前の嗜好により毎年九月十八日神社に於て籾内家の篤志を以て同宗匠
 献茶奉仕す
 豊國廟献茶は毎年四月十八日千家表裏兩宗匠隔番奉仕す

官幣大社 水無瀬神宮

大阪府攝津國三島郡島本村廣瀬字門内鎮座

祭神 後鳥羽天皇・土御門天皇・順徳天皇

○松 囉 神 事

祭 日 一月三日

儀 式 當村大字廣瀬、舊水無瀬領配下粟辻の氏族戸主男子十餘名、各麻上下・三刀を帶し竹枝を捧げ、一列縦隊となり、先頭に太鼓を打ち、次のもの祝歌の上句を唱ふれば、以下のも一同下句を合唱し庭前の橘樹を廻ること三回。畢つて各退出。次に大字廣瀬、舊水無瀬領配下山本の氏族戸主男子十餘名、同じ服装にて同じく竹枝を捧げ、祝歌を唱へ、庭前の橘樹を廻ること前と同じく、畢つて各退出するの式なり。

祝 歌

御戸開カセタマヘヤア 此レモ御祝ヨイネガトンダア
 西ノ國カラ御米以テ參ツタア 此レモ御祝ヨイネガトンダア
 今年ノ鶯ハ何ヲ以テ參ツタア 此レモ御祝ヨイネガトンダア

升ト斛搔ト依以テ參ツタア
 御所ノ御内ニ藏建テタリヤア
 錢藏金藏順ニ建テタリヤア
 乾ノ角ナル佐々良波立坪三百ヤア
 例年ノ鶴ヨリモ龜ヨリモ此ノ御所芽出度御暇申シテ明年參リ候

此レモ御祝ヨイネガトシダア
 此レモ御祝ヨイネガトシダア
 此レモ御祝ヨイネガトシダア
 此レモ御祝ヨイネガトシダア

氏子崇敬者との關係 當社は氏子なく粟辻・山本兩氏族は、後鳥羽天皇の御影、往古隱岐國より此の地即ち御舊殿に遷され給ひしとき供奉し來り、爾來當村に居住し、水無瀨宮に奉仕し來りたるも、現今にては此の神事にあづかるのみなり。

由來 後鳥羽天皇の御影、隱岐國より此の御舊殿に遷されし以來、隱岐國より産物を年毎に献供せしときの舊規を表し、此の神事を奉仕せるものなりと傳ふ。其の年月等は詳かならず。

官幣大社 枚岡神社

大阪府河内國中河内郡枚岡村出雲井鎮座

祭神 天兒屋根命・比賣神・武甕槌命・齋主命

○御粥ト神事

祭日 毎年一月十五日

儀式

一月十四日午後三時禰宜以下手水ノ儀アリ祓所ニ着ク次ニ祓式ヲ行フ

次ニ禰宜祝詞ヲ奏ス

次ニト定ノ上氏子總代中四名ヲ御粥焚掌トスト定ノ方法ハ神前ノ案上ニ籤ヲ置キ祝詞畢リテ之レヲ氏子總代ニ與ヘ記號ノ有無ニ依リ判定ス

次ニ禰宜及御粥焚掌四名神饌所ノ忌籠ノ前ニ至リ古傳式ニ依リ火切板ニテ齋火ヲ切り出ス此間一同祝詞ヲ唱フ

次ニ忌火ヲ以テ竈下ノ齋木ヲ焚ク且同所ニテ櫻樹ヲ燃シ年中ノ晴雨竝ニ風害ノ有無ヲト定ス

次ニ御粥白米五升 小豆三升ノ煮エ終ルヲ待チ御粥竹ヲ三方臺ニ載セ辛櫃ニ納メ閉鎖シ翌十五日迄神饌所ニ置ク

一月十五日午前七時宮司以下神職及氏子總代手水ノ儀アリ畢ツテ祓所ニ着ク

次ニ祓主祓式ヲ行フ

次ニ禰宜御粥竹ヲ第一御正殿ノ案上ニ奉ル

次ニ宮司祝詞ヲ奏ス

次ニ宮司拜禮

次ニ禰宜以下氏子總代拜禮

次ニ御粥竹割掌各御粥ト屋ノ座ニ着ク
 次ニ禰宜案上ノ御粥竹ヲ御粥ト屋ノ案上ニ移ス
 次ニト定人^{中臣}氏人御粥竹割掌御粥竹ヲ割ル
 次ニト定人御粥搔竹ヲ持チ起立參詣人ニ豊凶ヲ報告シ畢ツテ復座
 次ニ宮司以下一同退出
 同日午後二時報賽ノ祭典ヲ執行ス式次第概要
 一修祓 二獻饌 三祝詞 四玉串奉奠 五宮司以下一同拜禮 六撤饌 七宮司以下一同退出 但獻
 撤饌ノ間奏樂

因ニ云フ當日及前日ノ服裝ハ總テ略服ナリ

由來 起源未詳、古書を閲するに靈元天皇寛文十年九月刊行の「神社啓蒙」枚岡神社の條に、
 社記にて正月十五日ト田祭當日於神供所燒小豆粥、粥上五寸掛管管中納百穀署、依蒸氣強弱占年穀之吉凶也、蓋當社第一神事水速氏神主之外無有相承」とあり、其他元祿年間出版「神道名目類聚抄」及享和年間出版「河内名所圖繪」にも、亦上記と大同小異の記事あるを以て見れば、爾來繼承今日に逮べるものなるを知る可し。

ケニムケマツリ
 ○平國祭

祭日 毎年五月二十一日午前十時

儀式

- 當日午前十時宮司以下手水ノ儀アリ
- 次ニ祓式ヲ行フ
- 次ニ宮司以下着座
- 次ニ禰宜以下獻饌
- 次ニ主典振矛
- 次ニ宮司獻矛
- 次ニ宮司祝詞
- 次ニ宮司獻玉串拜禮
- 次ニ禰宜以下一同拜禮
- 次ニ禰宜以下撤饌
- 次ニ宮司以下退出 服裝略服

由來 「神社啓蒙」枚岡社の條に曰く、

「神武天皇御宇戊午年春三月入當國草香村、四月九日皇師勒兵欲東踰伊駒山而入中洲時、能皇師不進戰退還示弱、禮祭神祇、遂因此神態平中州凶徒天下一統矣」とありて平國祭の起源とす。又同書に

「社記曰二月朔日、平國祭、及暮而入山採木、叩拜殿樓閣趨歸也、水速神主申祝詞拜而退有社流口決」とあり。按ずるに、社記中及暮而入山採木云々とは、皇師敵の監視を避け、夜間山に入り矛の柄の料を伐採し矛を着けて平國靈時に奉り、赤誠戰勝の祈念をなし、倉皇各兵舎に還る時の遺風ならんか。其靈時の前に矛を列べし時、其音の物を叩きしが如く聞えしにより、後世拜殿樓閣を叩きしものならん。往古より當社々務水走氏神事を執行し來りしが、明治維新の際中絶せしを、大正七年五月再興せしものなり。

官幣大社 大鳥神社

大阪府和泉國泉北郡鳳町大鳥鎮座

祭神 大鳥連祖神

○花摘祭 四月十三日

儀式 神殿祭を行ひ、本社表參道より直に鳳街道に出て濱寺公園に至り、左折して行宮所に至り、行宮祭典を奉仕して後還御。

氏子崇敬者との關係 當社は古來當地方に在住せる氏族の祖先を祀りし關係上、上代に於ては唯一の氏神として尊崇せられ、附近一帶は所謂氏子區域たりしものなり。後郡國の制を劃するに至りても、依然和泉國の一の宮として上下の尊崇を受けたるが故に、氏子崇敬者と稱するもの、區域、從つて廣く、氏子にして各地へ轉住せるものあるも、依然其地に於て當社を奉齋し、或は講社を組織して金品を寄献せるもの少からず。

當社の恒例祭祀を官祭私祭に區別し、花摘祭堺渡御祭竝に冬季祭の三祭は特種の祭典に屬するを以て、之を私祭係の經營に任せ、鳳町・堺市及接續各町村より選出せる委員に依りて、私祭に關する一切の準備會計寄附金募集等の事務を分擔せしむ。又堺市には別に崇敬者總代ありて堺市の崇敬者に對し、祭典に關する諸般の事務を分掌せしむ。現今堺市の崇敬者總代は四十二名にして、内十二名は私祭委員を囑托す。尙郡部には郡部周旋人を置き、接續町村の崇敬者に對し、神符の頒與初穂料献納等の事務を斡旋せしむ。別に當社職員竝に鳳町役場吏員を協議員として、隨時協議を開き、祭事に關する諸般の事務を整理監

啓す。講社として現在存続せるものには長承寺・永樂講・同名正會・大鳥淨祐舎・北王子美波比講・堺松風講等あり。

由 來 起原詳かならざれども、古來花摘祭神事と稱し、本社東馬場前御旅所へ神輿渡御の御祭ありて、花摘女・花籠を献る祭ありしも、明治五年以來一時中絶し、當日社頭に於てのみ祭典執行せるものなりしを、明治十四年に至り府知事の認可を経て、再興するに至れり。

○堺渡御祭 七月三十一日

儀式 三十日より齋戒、神殿を裝飾し、卅一日當日、堺行宮に神幸あり。

その神幸の御道筋は本社表參道を出て小栗街道を北へ、湊を経て堺市北半町より左折、七道濱に至り御休憩。御休憩所御發輦中濱を経て、堺宿院攝社大鳥井瀬神社に御着。行宮祭典を奉仕し、次いで還幸。

歌謠

かひこそよかへりはてなば飛びかけり

はごくみたてよ大鳥の神

氏子崇敬者との關係 花摘祭と同じく私祭係の幹旋に屬し、委員長に鳳町長を充て、各委員及崇敬者總代と協力して、祭典の準備・神札の頒與、初穂料の募集其他寄附金等に關する一切の事務を分掌せしめ、神職は協議員として祭典に關する協議に參與し、祭儀を執行す。

由 來 明治五年堺市民の願出に依り、同年八月十三日大鳥神社堺渡御の儀に就き、區長より上申の處、明年迄見合す可き旨申渡さる。

次いで明治九年七月二十三日地方長官よりの指定に依り、神輿渡御の儀は七月三十一日と相定められ、爾來毎年七月三十一日渡御の儀あり。後大正十年十一月七日宿院頓宮に當神社の攝社大鳥井瀬神社を遷座し奉りたるを以て、現在に於ては該宿院頓宮は當社の攝社所在地となれり。是より先、住吉神社に於ても一時中絶せる同所渡御の儀を復興して、毎年八月一日執行の事となり、同頓宮は堺市に於ける大鳥住吉兩神社の行宮所にして、現在に於ては兩神社協議の上、傭人を置きて平常の奉仕に宛て、別に堺市選出の管理人を置きて社務を管理せしむ。

官幣大社 住吉神社

大阪府攝津國大阪市住吉區住吉町鎮座

祭神 表筒男命・中筒男命・底筒男命・息長帶姫命

○踏歌祭 一月四日

起原竝沿革 古傳の神事なれども、其起原未詳。

現時執行の模様 神職以下所役二人直垂着一人は梅の栞を持ち、一人は大和錦の袋に小餅を入れたるものを持ちて神前に着座。神職祝詞奏上の後、先づ袋持の所役、庭上五六間の所に出て神座に面して立つ。

此時梅の栞を持ちたる所役、庭上に降り袋持の所役と相對し大聲にて「ふくのもち」と呼ぶ。袋持所役「おうともよう」と答へつゝ進む。如此呼應すること三度、行違ひ丁度兩所役の位置を換へたる形となる。

袋持所役は其儘拜殿に昇り、設けの案前に進み拜禮の後、袋の小餅を數へつゝ案上に獻じ、「^{ヒコ}一二三四五^{イヒ}十^{イヒ}千秋萬歲樂萬歲樂萬歲樂——ツ」と唱へ、拜禮をなし畢つて退出す。

○白馬神事 一月七日

起原竝沿革 當社は古來皇室の尊敬篤く、京紳の崇敬深厚を極め従つて宮中の儀式の社頭に傳承せられたるものなるべし。

以上、踏歌白馬の式とも寛政年間前は夜之れを行ひ、以後朝に改め、而して維新後古式を殘し略式を以て之を行ふに至る。

現時執行の模様 奉行二人附添、神馬を第一本殿庭上に牽出し、祝詞奏上れば神馬舍人神馬の口を執り、拜禮の後、第一本殿を一周、次に各本殿を拜禮し、社殿の周圍を駈廻ること三度、畢つて退出す。

○御結鎮祭 一月十三日

起原竝沿革 神功皇后三韓征討の御故事に因むも起源未詳。維新以前一月九日、御結鎮弓習禮あり。當日は弓場に於て弓拾番行ひ、終に賭弓あり。

現時執行の模様 今は祭典のみ行ふ。

○壻使 二月十一月

起原竝沿革 祈年祭及新嘗祭に附隨したる主要なる行事にして、皇祖神武天皇天香久山の

埴を以て天平瓮を作り、天神地祇を祭らしめ給ひし故事に倣ひ、祈年新嘗兩祭の前この使を發遣す。

現時執行の模様

祭典に先立つ十日、正使一人副使一人埴宮持使丁隨行大和に向ひ出發。高市郡雲名梯神社に到り裝束を改め、衣川の清水にて手水をなし、畝火山頂なる畝火山口神社に於て祭典を行ひ、同社前、往古より所定の所にて口に埴の葉を含みて埴三握半を採り、之を埴宮に收め、埴の小枝に木綿を付けて埴宮に附し、途中汚穢を避けて歸參し、埴司をして、天平瓮を作らしめ、祈年新嘗兩祭の祭器とす。

維新前までは、祭衣を着し騎馬行列にて出向す。今は汽車の便による。

○卯之葉神事 五月上旬の卯の日

起原竝沿革 當神社の御鎮座は、神功皇后攝政十一年四月上旬の卯日なれば、古來四月上旬日之を行ひしが今五月上旬卯日に改む。

現時執行の模様 第一本殿前に神馬及鳳輦を寄せ奉り行粧を整へ、西の正門より境内の周圍を一周し、第一本殿に還御の後祭典を行ふ。此月神職以下供奉の諸員、空木の小枝に木

綿を附けたるものを簪とし、又卯之葉女は之を手に捧げて神幸に供奉し、玉串として奉る。

○神輿洗神事 月齡六月十四日

起原竝沿革 是は夏越の祓に泉州堺開口の頓宮へ神幸の儀に用ふる神輿を、社頭西方長峽浦に昇出で海水にて神輿を清むる行事なり。

現時執行の模様 前日夕刻神輿を長峽浦に昇出し、神輿洗式を行ひ、住吉公園内御旅所に安置。當日午後八時、神輿舎に納む。

當日この潮水に浴するときは、百病平癒の功驗著しとて、海水に浴するもの多く、俗に「住吉のちゆ」と稱す。又此日紀州熊野浦の潮流に乗じ、大鯨茅海に遊びて住吉浦に來ると口碑に傳ふ。

○御田植神事 六月十四日

傳説に神功皇后三韓御歸陣の時、長門國より植女を召し神祭の田を植ゑさせ給ひしが其始にして、此植女は後、舊社領堺の乳守の遊女となれりと云ふ。其後も永く乳守の遊女、植女を奉仕來りたるが、明治初年に至り新町廓より御田を奉納したる緣故にて、今は新町廓

が奉仕する事となれり。住吉踊の名も床しく、古は五月廿八日に行はれ、猿樂・田樂等行はれたるも今はなし。

現時執行の模様 第一本殿に於て五穀豊穰の祭典を行ひ、昔長門國司より年々綿を献上せし故事に倣ひ、甲冑を着せる武者、神前を拜禮し敵前に於て覬視するが如き狀をなし、行事を行ふ。之を風流武者行事と名づく。又長門國司が綿を献ぜしとき、その警固の武士武運長久を祈るため、武事を行ひしを、今に傳へて雑兵に扮せる甲冑武者、紅白の兩軍に別れ六尺棒を打合せ戰の態をなす。又往時の故事に因み綿の花に蝶等を配せる花笠を被りたる田植女に、神前に於て早苗を授け、風流武者は供揃をなし、次いで八乙女歌方等列を整へて御田に至り、その中央に設けたる舞臺にて再び風流武者の行事あり。それより歌方の奏する田舞の歌につれ、雅かなる八乙女は田舞を舞ひ、植女は早苗を植付け、又陣具陣太鼓の音、勇ましく紅白兩軍御田の畔を左右より突進し、再び棒打戰をなし、式了る。

當日遠近の老若男女群參し、田畑を害ふ蝗を驅除するため神符を受く。尙此日些かにも降雨あらば、其年水利潤澤なりと古より云ひ傳ふ。

田舞の歌左の如し。

みましもしけやわかなへとるてやは

しらたまとるてこそしらたまな

ゆらやほととぎす をれよかや

つよをれなきてぞ

われはよ たにたつよ

われはよ たにたつ

はるのたをあらすきかへせば

なはしろみづにはなのなみたつ

ヤヨアリヤンヤンヤンヤン アリヤン

このあさけあをくもいでぬ

さみだれはれぬなへうゑこども

ヤヨアリヤンヤンヤンヤン アリヤン

あきのたをかりわけゆけば

いなばのつゆにすそぬれぬれぬ

ヤヨアリヤンヤンヤンヤン アリヤン

ふゆのたをいなくきかへせ

こほらぬさきにむぎまけこども

ヤヨアリヤソヤソヤソヤソ アリヤソ

○南 祭 七月三十一日 八月一日

起原竝沿革 南祭は夏越大祓或は荒和大祓と云ひ、又俗に「おはらひ」とも云ふ。住吉三柱大神は伊弉諾尊、筑紫日向橘小戸櫛原に禊し給ひし時、出現せられたる神なれば、特に上古祓の遺風嚴に傳承せられたり。

古來泉州宿院に渡御ありて、祭典の後飯匙堀に於て大祓の式を行ふ。蓋し宿院とは宿居にて、大神御宿居の謂、飯匙は飯飼なりと云ひ、神功皇后御凱旋御賜宴の地、潮干珠を埋められたる所とも云ふ。

維新前までは六月三十日に行はせられ、古く攝泉の大祭なりしを以て、大阪城代堺奉行も參列し、祭典の終るを待ちて早馬にて朝廷に奏聞せり。

現時執行の模様 七月三十一日、宵宮祭執行。此日徹宵。

八月一日、時刻 神輿 神馬第二を一本宮前に進め御動座の御儀を了し行粧を整へ、堺宿

院開口頓宮へ向け進發す。宮司は延元二年七月、後醍醐天皇御下賜の檳榔毛牛車、其他の神職は騎馬にて、又神寶捧持先驅供奉の輩は騎馬或は徒歩にて従ふ。

近郷の船主水主等奉仕し、重さ凡そ五百貫と稱する神輿を舁き奉り、社頭反橋の絶頂に登り、各掛聲勇ましく頭上高く捧げ奉る状實に壯觀を極む。聽て颯々數町の行粧、紀州街道を南進し先驅大和川に到る頃、遠國近國船持船頭水主等數多の提灯を點じ、渡御を出迎ふ。之をお迎挑灯と云ふ。之より宿院に着御、祭典を行ひ、飯匙堀に於て大祓式を修し、終つて頓宮御進發。

翌二日拂曉、本社へ還御あらせらる。

○賣之市神事

起原竝沿革 神功皇后三韓征伐の後、彼國より貢船住吉浦に着して、其貢物を當社に献ぜられしを起元とす。貢物の内若干を諸民に頒賜せられたるにより、此の儀を賣之市、又は財市と稱して全國市の濫觴と云ふ。近來まで此日社頭にて升を賣る。芭蕉の句に「升買うて分別かはる月見哉」あり。一に升の市とも云ふ。

昔は九月十三日、社頭の北邊玉出島頓宮にて、津守神主勅使代として宣命を奉り、相撲十

番あり。又競馬を行ふ。故に又相撲會とも稱したり。

此祭一時中絶したるを官民の惜しむ所となり、再興計畫の折柄、海中より禁裡御祈禱所と刻付けたる石柱を發見したるを以て、之を入口に立て、行宮とし神事を行ふなり。

現時執行の模様 行粧を整へ行宮に渡御、宮司以下神職・齋市女・同女等隨從す。

行宮に於て祭典を行ひ、五穀及五色絹五色絲を奉り、國家の安穩五穀の豊穰を祈願す。畢つて還御あらせらる。

官幣大社 生國魂神社

大阪府攝津國大阪市天王寺區生玉町鎮座

祭神 生島命・足島命

○初穂祭 十月十五日

儀式

第一鼓 參列者所定ノ座ニ著ク

第二鼓 宮司以下祓所ニ著ク

次 修 祓

次 宮司以下所定ノ座ニ著ク

次 宮司御屏ヲ開キ畢リテ側ニ候ス 此間奏樂

次 禰宜以下神饌ヲ供ス 此間奏樂

陪膳女初穂ヲ供ス

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 神樂

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮禰宜以下陪膳女拜禮

次 氏子總代玉串ヲ奉リテ拜禮

次 奉賽會員代表玉串ヲ奉リテ拜禮

次 出征者家族代表玉串ヲ奉リテ拜禮

次 參列者代表玉串ヲ奉リテ拜禮

次 禰宜以下神饌ヲ撤ス 此間奏樂

次 宮司御屏ヲ閉ヂ畢リテ本座ニ復ス 此間奏樂

次 陪膳女退出

次 宮司以下退出

次 參列者退出

由來 其起原は何時の時代なりしか不明なれども、陰曆五月二十八日、當社に於て御田植式の祭行はれ、是れを早苗祭と稱して其年の豊作を祈り、陰曆九月二十八日に至りて刈田祭を執行し、早苗祭の時に植付けせし早苗の、秋になりて豊に實りたるを苜取り、神前に供へ奉りて奉賽の意を表する祭典なりしが、其後中絶せしを、昭和三年聖上陛下御即位の御大典記念として復興し、同年十月十五日より初穂祭と稱して、中祭式により祭典を執行することゝなれり。當日は選ばれし十二名の處女が、陪膳女として身に白衣・紅切袴を着け、其上に蘆を浮き織にしたる粕、稻穂を浮き織にしたる唐衣蝶と蜻蛉を浮模様とせる小忌衣を装ひ、髪はおすべらかしに結び、楓と菊との簪を挿したる古雅なる姿にて、末社北向八幡宮境内に設けたる神饌所より、竹籠に盛りたる稻穂を捧持して本殿前の神饌案に供進して拜殿に着座す。神職は更に其初穂を神前に奉り、宮司祝詞を奏上し、神樂の奉奏・玉串奉奠等あり。

○ 末社北向八幡宮御弓祭 一月十三日

儀式

先 宮司以下祓所ニ著ク

次 修 祓

次 禰宜以下神饌ヲ供ス

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 神 樂

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮 禰宜以下拜禮

次 禰宜以下神饌ヲ撤ス

次 宮司以下退出

次 北向八幡宮側廣場ニテ御弓神事

宮司以下順次奉仕

由來 その起元については詳ならざれども、豊臣秀吉の大阪城を築くに當り、本社を石山(今の大阪城本丸の地)より現在の地に遷座し奉り、特に境内に社殿を建設し、八幡宮を請勸して城方向八幡宮と稱し、大阪城守護神と崇め、城中の武士も亦厚く崇敬し、日頃參詣しての場を作り弓術を練り、又騎馬の術をも練りしことは社傳によりて明かなり。現在の御弓祭も、これによりて行ふことゝなりたるものならんか。

此日神前に弓矢を飾りて祭儀を行ひ、宮司祝詞を奏して、其の由を奉告し、後神職一同八

幡宮境内の廣場に於て、交々射的して神慮を慰め奉る。

○走馬祭 五月五日

儀式

小祭式によりて祭典を行ひ、終りて表門前にて宮司以下交互に乗馬馬場先を往復す。

由來 社傳に依れば神功皇后三韓征伐に當り、元當社大阪城本丸の地にありしに對し御參拜あり。神鏡・神劔を納め、三韓の降伏を祈らせ給ふ。又社前にて射御の術を行ひ給ひ、神慮を慰め奉れるに始まるといふ。次に近世の初めに至り、豊臣秀吉の天正十一年大阪城を築くに當り、當社を現今の地に遷座し其守護神と崇め、又八幡宮の武神たるを以て特に社内に北向八幡宮(城方向八幡宮と云ふ)を建設して、大阪城守護神となし、城中の武士參詣し、又此所に射的場を作り、竝に騎馬の術を練りたるものなり。當日は城中の武士腹巻・陣羽織等を着して、威儀を調へ流鏑馬を奉仕せりと傳ふ。

大阪落城し豊臣家滅亡後は、氏子の壯年の有志者之を奉仕せるが、後漸次衰頽に歸したり。されど其遺風は維新後も尙存せし所、計らずも明治四十五年一月十六日の南地の大火に依りて、本社殿其他社地の建物烏有に歸し、同時に祭事用の武具一切も焼失し、今は

たゞ神職によりて祭儀を行ひ、後表門より馬を馳せ馬場先を往復して神慮を慰め奉り、たゞ昔の形式を傳ふるのみとなれり。

官幣中社 坐摩神社

大阪府攝津國大阪市東區渡邊町鎮座

祭神 生井神・福井神・綱長井神・波比祇神・阿須波神

○鎮魂祭 二月節分當日

儀式 (特殊神饌を含む) (中祭式による)

一、式次第

先 修 祓

次 獻 饌 (十一稗ウチ一臺鹽鯛ヲ奉ル)

次 降 神

次 齋主祝詞奏上

次 鎮魂行事 (別記)

次 玉串奉奠

次神樂
次撤饌
次昇神

一、鎮魂神事

祝詞奏上の後、齋主外陣鎮魂箱の前に着座、數取所役濱床所定の座に着き、巫女一名柎をつけたる柎を執りて宇氣槽(船形のものを覆せる)の上に立ち、一名氏名の鎮魂名簿を取り、拜殿所定の座に着く。次いで數取所役一二三四五六七八九十と數ふ度毎に、齋主玉緒の絲結を奉仕し、巫女柎にて槽を衝き、更に他の巫女一名鎮魂名簿を納めたる宮を左右左と振ること十度、終つて着座。次いで氏名讀上所役名簿の前に進み、氏名讀上をなし、巫女神樂を舞ひて神事を終はる。

氏子崇敬者との關係 當祭典に用ゐる鎮魂名簿は氏子崇敬者の氏名を掲げ、鎮魂を行ふものなるも、別に又氏子崇敬者より、各自の小形鎮魂箱をその都度持ち來り、神前に於て玉緒結びをなし、遊離魂を招いて身體の中府に鎮め、以て延命長壽を祈り奉り、後自家に持ち歸りて神棚に奉安するを例とす。

由來 當神社の鎮魂祭は、何れの時代より始まりしか不詳なれども、相當古き時代より嚴修し今日に到りたるものにして、恐らくは當神社の御祭神柄竝御由緒の上よりして、古來朝廷との關係密爾なるに鑑み、朝廷の御儀が移りたるものと思料せらる。

○花 祭 (一名獻花祭) 四月二十二日

儀式 (特殊神饌を含む)

當神社の例祭にして、神前に各種草木の花を献ず。

由來 この祭典は社傳に依れば、神功皇后新羅御征伐の後、目出度御凱旋遊ばされたる砌、御親征中坐摩大神の御加護を受けさせられ、その目的を達成せられた報賽の意味にて、咲き匂ふ時の花を種々神前に懸け、この御社の大神を祭らせ給うたに起因するものと言ふ。

○夏越神事 (一名夏祭) 七月二十二日

儀式 (特殊神饌を含む) (中祭)

本社の創祀と關係深き神事にして、神前に蘆葉包の白蒸の供御及び醬を奉るを例とし、明

治八年迄は石町の御旅所に神輿竝に御撫物の渡御ありて盛大を極めたり。

由 來 石町の御旅所は、本社の元の御鎮座地と傳へられ、神功皇后新羅を征し歸り給ひて、此所の石上に大神を祭り給ひし折、賤女醬を献じたる故事に依りて、祭禮の神供には醬と蘆葉に包みたる白蒸とを奉ると言ふ。

○陶器祭 七月二十三日 二十四日 二十五日

儀式

末社陶器神社の夏祭にして、中祭に準じて奉仕す。

氏子崇敬者との關係 この陶器神社は、御祭神柄全國の陶器業者より厚く崇敬せられ、又「火災の難を除かせ給ひ、萬一過ち出火ありとも其の家を限りて隣家に火の移ることなく、衆人に朝暮安堵の思ひをなさしめ給ふ」と「攝津名所圖會大成」にある如く、防火の神として昔より今に至る迄、一般の厚き信仰を受けさせらる。祭禮三日間に亘つて、社頭を始め附近町内數ヶ所に、陶器類のみにて組立てられたる精巧なる人形が飾られ、瀬戸物の市が立ち、境内を始め街中は雑沓般賑を極め、床しき浪華の祭禮情緒を横溢せしめる。世人之を「陶器祭」と呼び、昔より浪華の名物の一つに數へられ、今も一般市民の尊崇深く

參詣者多し。

尙特に近接せる瀬戸物町に於ける業者の崇敬厚く、同業者にて「神陶會」なる崇敬團體を組織し、祭典のみならず終始御神徳の發揚に助力しつゝあり。

由 來 陶器神社の御祭神は、大陶祇神・迦具突智神の二柱なり。當町開發以來、陶器業者等が商運隆昌のため奉齋せしものにして、もと西區靱南通一丁目に鎮座にせられしが、明治四十年八月本社境内に移轉合併せらる。防火神として永く民衆の尊崇を受け來れり。

祭禮中は鎮火祭に因みある「火除の瓢」の土鈴を竹の笹に付けて授與せられ、之を受けんとして參拜する者終日終夜跡を絶たず。

○懸鳥祭 十二月二日

儀式 中祭式に依る。神饌十二臺、特殊神饌なきも神前に諸鳥を懸け供ふ。

玉串奉奠の後、古例に依り神樂「山幸の舞」を巫女二名にて舞ふ。

氏子崇敬者との關係 この祭典は昔より武將を始め、狩獵家鳥商家等諸鳥を神前に懸け奉りて、武運長久・商業繁榮・家内安全を祈願し來りたるが、今も尙獵友會鳥商家の人々の崇

○除 蟲 祭 七月半夏生日

創設年代は不詳なれども、「古祭禮記」四月の條に「同月半夏生日」と見ゆれば、近來の創設にはあらざるなり。稻田に害蟲なき様にとの祈願祭典にして、殆ど全島に互る農民の參拜あり。各自除蟲の神札を拜受して、持歸り、其の耕耘の水田に樹立するに、靈驗顯著なりと云ひ傳ふ。

○夏 祭 七月十五・六日

「古祭禮記」六月の條に十五日の祭禮あり。即此の祭典に當れり。一に又「かもさゝ祭」とも稱し、翌十六日にもわたれるなり。即ち

味地草 六月十六日 魚鳥を祭供す。俗に「かもさゝ祭」と稱す。江井浦より海魚調達する祭典なりとなり。魚鳥を供進するを特記せるは、聽て當時佛式祭典の旺盛なりし狀を語るものなり。現今は兩夜共氏子中より芝居・仁輪加など各種の餘興を奉納する例なり。現今は小祭。

○秋 祭 十月九・十日

此の祭典は、當神社に於ける盛儀の一なり。

神事として九日に流鏑馬式、十日には相撲式を執行す。往昔は此の祭禮を稱して、「喜悅寶起の祭」と云ひ、一日の祭なりし由諸書に散見す。

「古祭禮記」には「九月同九日但當日は晝間流鏑馬夜は相撲國中群參」と見ゆ。

味地草 九月九日 喜悅寶起の祭と云、駟馬相撲を興す。

現時に於ては、古儀を直ちに踏襲すべくもあらず。先づ各當日本殿祭あり、續いて數頭の馬匹を借用、若くは集合馬匹を抽籤し、其の一头を神職の乗用とし、先づ拜殿前より騎乗して東門を出て、正門前を通過して西門外に至り、豫て設置しある標的を騎射す。如斯する事三回にして式を終る。弓矢は青竹にて造る例なり。次いで相撲式は中域内にて謂ゆる常の相撲開始前に行ふなり。續いて集合せる力士の花相撲となり、定刻に終るの例なり。現今は郡内青年の相撲となり居れり。

官幣大社 廣 田 神 社

兵庫縣攝津國西宮市廣田鎮座

祭 神 撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命

○探湯神事 七月十六日

儀式 小祭式中、宮司祝詞奏上の次に左の神事を行ふ。即ち當日早旦より、社前庭上に齋竹二本に注連引延べ、其の下に大釜三基を据え、齋火を以て湯玉の立つまで炊き上ぐ。弱肩に太禰取かけたる巫女一名、湯釜の前に降り立ち、先づ白米・清酒を釜に振注ぎ御幣を以て湯を搔廻す。次に奏樂に唱せて小篋コナブを以て舞ひつゝ、湯玉を左右前後に振り散し、天下泰平・五穀豊穰・氏子繁榮を稱へつゝ舞ひ納め、最後に再拜拍手を以て了る。

○御田植神事 六月中旬吉日

儀式

先づ社前にて奉告祭執行、準小祭
普通神饌の外に早苗を献る。
田人・早乙女等、田植裝束を整へ、社前に設けられたる席に著床參列す。祭典終了後、宮司以下列を整へ神田に向ふ。

田植式

先づ神田及ヒ早苗ヲ祓フ

是ヨリ先 神田ハ牛馬ニ頭馬瓜ヲ以テ搔均シ田代ヲ整ヘ置ク

次 田人早乙女等神田ニ降り立チ早苗ヲ配ル

次 田人早乙女等定位置ニツキ神社ニ向ヒテ一禮

次 田植歌ヲ歌ヒツツ田植ヲ行フ

次 田植ヲ終リ宮司御田ヲ檢知ス

次 一同神社ニ向ヒテ一禮

列ヲ整ヘ社頭ニ歸リ神前ニ一禮退下

氏子崇敬者との關係 氏子六區あり。當番と助とを一組として輪番にて奉仕す。

由來 永正・元龜年中の古文書中に散見すれども詳細窺ひ難く、徳川末期に於ては執行せざりしものゝ如し。明治初年復興し明治の末頃まで繼續、其後又中絶せるを、昨紀元二千六百年の佳歳を奉祝記念する爲復興し、前記の儀式を以て執行せるも尙舊記を調査して古式に憑らむと努めつゝあり。

官幣中社 生田神社

兵庫縣攝津國神戸市下山手通一丁目鎮座

祭神 稚日女神

○千燈祭 七月十五日

儀式 祭典小祭式に依る。黄昏に至り、本殿中門の左右玉垣前に各七段の燈架を設け、千燈爐を列ね之に點火す。參拜者亦随意に火を秉りて點燈し、燈光燦然として美觀を呈す。

氏子崇敬者との關係 氏子部内より燈油料を奉納す。之に對し神札神供を頒與す。

由來 昔時千燈大祓と稱し、千燈を點じて六月大祓の行事となせるによりて此の名あり。然るに明治十八年官幣小社に昇格せらるゝに及びて、六月の大祓も定式に準據して執行することゝなりしかば、本神事は七月十五日に行ふことゝなれり。其の起原は詳ならずれども、菩薩藏經に「燃千燈明懺悔衆罪云々」等あるを見れば、佛説より出でしもの如し。

○注連燒却神事 一月十六日

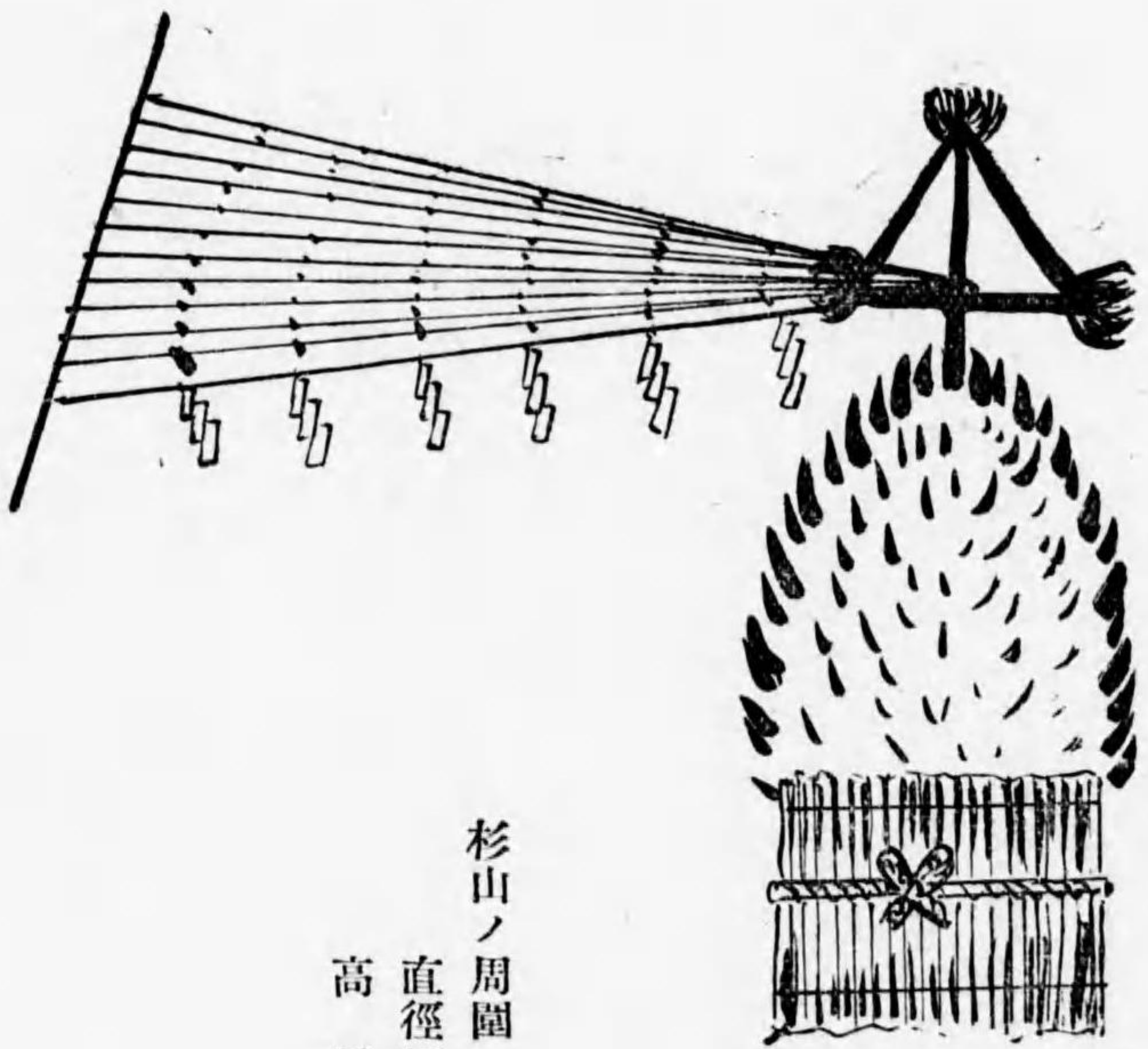
儀式 新年裝飾の杉山杉山の圖は後掲すを繪馬舎前に移し、葉付竹其の他の飾物を全部取り拂ひて其の周圍に積み重ね、附近に水桶を用意し清水を湛へて非常に備へ、神職拜殿に上りて

忌火を燧り、下殿して繪馬舎前に至り點火燒却す。

此の日神社專屬の消防夫を召集して監視せしめ、併せて消防器具の檢閲を行ふ。

氏子崇敬者との關係 此の日參拜せる附近の氏子崇敬者は、殘灰餘燼を持ち歸りて、鎮火の靈呪となす。

由來 本神事の由來詳ならず。蓋し注連繩門松等を燒却する神事は、他社にても往々行はるゝことなるが、杉山の事は當神社獨特の事に屬す。元來當社に於ては、古より新年の注連飾に一切松を用ふること無く總て笹竹を以てし、且拜殿と本殿中門との間に前記の杉山と云ふものを築き、其の頂上に尾花を結び付け、結目より十二筋の注連繩を中門に曳く慣例なり。(舊時改曆以前に在りては、平年には十二筋、開年には十三筋曳けりと云ふ)古來當社に於て、松を忌みて用ひざるは神慮に依ると傳へらる。故に神域の内一株の松を見ず。此の杉山の事に就ては、記録傳説の徵すべきものなく、其の因由については知り難きも、形の上より之を見れば、昔時吉田齋場所に設けしと云ふ厄神塚(厄塚とも云ふ)と異なる無く、曳き延ぶ注連繩の條數より云へば、江戸時代武家の間に行はれし松薪の墨筋にも似たりと思ふに、彼是折衷せしものにして年中の除厄祈福の儀とせしものならん。杉山の形狀は左圖の如し。



杉山ノ周圍
直徑三尺以上
高二間以上

官幣中社 長田神社

兵庫縣攝津國神戸市林田區長田町三丁目鎮座

祭神 事代主神

○追儼式

祭日 毎年二月節分の日

儀式 七つの鬼、社殿の周圍を廻りて種々の所作を行ふ。

一 式場、社殿の周圍

前日より、社殿の周圍四方延長六十間餘の埵を結び、白砂を敷き忌竹を立て、注連を引廻らし、拜殿前正面に幔幕を張り、神鏡及幣を立て、燈明臺を据う、拜殿内の左右に餅花と稱し、柳の大枝數本に無数の小餅竝に橋實を吊し、同殿向拜虹梁間に泰平と稱する大鏡餅を榊の葉にて飾りたるもの、左右二個を懸け、又六十餘州と稱する小餅、六十四個を同じく榊の葉に挟み、拜殿前に懸け、別に影の餅（鬼の餅とも云ふ）と稱する鏡餅を十二ヶ月に配し、十二個を製し、各々六個宛蔓草にて結び、狙上に据え、向拜下正中に置く。

境内戌亥の隅に鬼室（桁行十七尺梁行十四尺瓦葺土藏造南向）あり。其中の小祠に燈明を獻じ、鬼役此中に身仕度をなす。鬼役及肝入役の外一切出入を禁ず。

二 所 役 鬼役七名、太刀役五名 肝入役壹名

鬼役は、鎮座地長田村(現今町名)の成年若者これを奉仕し、太刀役は同じく長田村の十歳前後の童子奉仕し、肝入役は鬼役・太刀役の所作に通ずるもの之を勤む。

鬼役は七鬼の形装をなして當日の主役を勤め、太刀役は下記行事中鬼に太刀を引抜き渡す役目をなし、肝入役はそれを助くるなり。

鬼役は擧式の前日より、禱家と稱する行事宿を定め、裸躰の儘灌水潔齋し、徹宵參籠して式の稽古をなす。當日は未明、鬼役一同駒ヶ林(或は須磨)にて海水に投じ、海濱にて數回舞踊し歸來再灌水、下稽古をなし、更に三十三杯の灌水をなし、畢りて衣服を着け、邊込の形装をなす。

御太刀役も前日より、御太刀宿を定め、稽古をなし、當日潔齋して、後、太刀合せと稱して参り宿(當日鬼役等勢揃への宿)にて鬼役と合併打合せをなす。

三 祭 典

當日午後一時、宮司以下拜殿ニ着座。神殿ヲ開扉シ神僕ヲ獻ズ。此時鬼役七名邊込ノ裝束ヲ着ケテ宿ヲ出デ、青竹ヲ持テ爾前衛ニ導カレ、村役員一同隨行シテ拜殿ニ參着ス。宮司神前ニ進ミ祝詞奏上、一同拜禮神酒ヲ戴キ退出。

四 行 事

祭典終りて七名の鬼役は直に鬼室に入り鬼の身仕度をなす。裝束は麻布一重にて製し、青・赤の二色あり。裸體の儘着用、其上に木綿の禪を付け、手足所々を蔓にて結び顔に鬼面を著く。其鬼面に依りて鬼の名あり。

一番太郎鬼 (いちばんたらうおに)	赤	鬼 (あかおに)
呆助 鬼 (はうすけおに)	姥	鬼 (うばおに)
青 鬼 (あおおに)	餅割 鬼 (もちわりおに)	
尻くぢり鬼 (しりくぢりおに)		

午後二時、樂所(拜殿前)より起る太鼓螺貝の音に、先づ一番太郎一鬼、鬼室を出で右手に燎火を打振り、拍子面白く舞踊し神殿周廻三度、次に赤・呆助・姥・青の順序にて一鬼一鬼鬼室を出で、一番太郎、殿鬼を勤め、五鬼各々燎火を躑し、舞踊しつゝ神殿を巡ること二回、此時重役(大役ともいふ)餅割り左手に木斧、右手に燎火を、尻くぢり鬼は木槌を腰に挟み、大矛を左手に杖き燎火を右手にして各々鬼室を出で、神殿を舞踊一周すれば、先の五鬼更に拜殿前に居並び太刀渡しの式あり。而して各鬼は受取りたる太刀を拔身の儘、左肩にかつき燎火を振りつゝ舞踊一周す。

是より先、太刀役は午後三時、御太刀宿を出で、肝入を先導に各紋服袴・帶刀にて參進、拜殿前に居並び、時刻に太刀を引抜き五鬼に與ふる所作あり。是を御太刀掛りといふ。次に餅割・尻くぢり兩鬼は、五鬼に代り第二回の舞踊一週なし終れば、五鬼は御禮参りと稱する舞踊一周回す。此間、日は既

に西山に落ち四面暗黒寒風肌に粟せむとするの裡、神前百餘の燈籠一時に點火せられ、鬼の持てる燎火炎々として映ゆ。亂舞すること長時、右演じ終るや群集に儼はれ鬼室に逃れ去る。

次に最後の所作として、餅割・尻くぢり兩鬼は持ちたる燎を棄て、餅割鬼は先づ拜殿梁上左右の黍平餅を割らんとして、左に右に付け狙ふ状面白く、此間尻くぢり鬼は或は大矛を下手に構へ、一鬼の後を窺ひ、或は斧を木槌と取替へて割らざらしむ。二鬼かくすること長時に亘り、而も終に餅を割ることを得ず。却つて木槌を以て空しく狙上を打つ。

この時、群衆は喊聲を揚げ、仕舞太鼓の音すさまじく、兩鬼は終に儼はれて鬼室に逃ぐ。時に午後七時、是にて式全く畢り、鬼役各自元の服装に改めて社前に拜し、行事宿に退いて一陽來復の祝盃を擧ぐ。

氏子崇敬者との關係 前記の如く、鬼役其他の所役は、鎮座地長田村の者これを勤め、餅搗き式場の設備・式の準備・當日の鬼の世話・警固等悉く長田村の役員青年會員等これになす。

尙氏子崇敬者等は、鬼の持ちたる燎の残りを争ひ取りて、各自家に持歸り、入口に吊して疫病除の守とする風習あり。

附記

式に用ゐる古鬼面の中、約壹千年を経たるものあり。又鬼の佩く太刀の中の一振は源頼朝の奉納と傳へられ、約六七百年以前のものにて、この式に附隨せるより見れば其由來の古きことは知るべきなり。明治初年神佛取別ちの際、是を佛式なりとして一時廢絶に歸したるを、古儀保存の主旨に依り明治二十年より復興せられたり。尙式日は舊曆正月十六日なりしを、明治四十三年より現今の如く節分當日に行ふこととなれり。

○長田祈禱祭 二月二十一日

沿革 鎮座地なる長田村(現今は數多の町名に改稱されてゐる)の里人が、年中の村内安全、五穀豐饒を祈るため各戸擧つて參拜し祭典を執行し來りしが、現今にては長田戸主會が主催となり、舊村從來の住民とも稱すべき戸主會員之に參列す。而して此祭典には古來神饌に團子を供するに より、俗に團子祭とも稱す。もと舊曆二月五日に行はれたるが、明治四十三年より現今の如く改められたるなり。

祭儀 長田戸主會にては、毎年順次祭事當番の家(これを祈禱といひ追儼式の禱家と區別す)二戸宛を定め、献供の團子を調製せしめ其他祭事を擔當せしむ。團子は米の粉に糯米の粉を混合して練り固め、直徑約五分位の大さの丸玉にし、これを蒸してつくる。

當日午前十一時、相圖の太鼓を打つや里人は社頭へ參る用意を爲し、第二鼓鳴れば一同打

ち揃うて集る。第三鼓で一同社殿の周圍を廻つて百度詣を爲す。其間に神職は修祓をし拜殿所定の座に著く。次に里人の修祓ありて一同拜殿所定の座に著けば、先づ献饌、次に宮司祝詞奏上、次に奉幣行事ありて、宮司・戸主會長玉串奉奠の後、其幣を居竝べる里人の頭上に戴かしむる例なり。祭典終れば撤下の神酒と團子とを會所へ戴き歸り、直會式を行ふ。直會式は今なほ昔時の儘の風を存し、席次は地位職業の別無く、年長順によつて座に著き、先づ祈禱の挨拶ありて、次に祈禱の神符と團子・神酒・肴(肴は祈禱の家にてコンニヤクキザミ昆布のシタシ物 水菜漬物)を順次戴き、終つて退場する。

○長田祈禱祭 九月五日

沿革 祭儀すべて二月に行はる、祈禱祭と其趣を同じくす。たゞし此祭には團子の代りに蒸飯を献り、野菜に茗荷の芽・湯菜・カヤマを供し、神符を授與することなし。もと舊曆八月一日に行はれしを以て八朔祭と稱す。明治四十三年より現今の祭日に改めらる。

○池田祈禱祭 九月十三日

沿革 もと舊曆九月十三日の明月に行はれしを以て、明月祭の名あり。又神饌に甘酒を献るより甘酒祭とも稱す。明治四十三年祭日を改めし翌年より一時中絶せしを、昭和二年

よりこれを復興し執行さるることとなれり。氏子等、舊池田村(現今數多の町名に改稱さる)の安全を祈る祭典なり。

祭儀 當日池田より甘酒・餅・鯛・枝豆等の神饌を献る。午前九時、池田の里人打揃ひ參著すれば、宮司以下神職修祓・參進・拜殿所定の座に著き、祭典を執行す。祭式は長田祈禱祭と同様にして、終つて甘酒と餅とを頂き一同退出す。

官幣中社 海神社

兵庫縣播磨國明石郡垂水町西垂水鎮座

祭神 底津綿津見命・中津綿津見命・上津綿津見命

○秋祭

祭日 毎年十月十二日

儀式 當日神幸式を行ふ。列を整へ東行宮所(鹽屋)に御着、直ちに祭典を行ひ、中食後御發輿、西行宮所(舞子公園)へ前同様御着、祭典後直ちに同様列を整へ御還幸、然る後馬場前海岸に於て走馬の神式を行ふ。(走馬は古來相當なる式行はれたる模様なれども、目下は只單に馬子乘馬)

し、東西に走るのみ。別に式なし。

神 賑 右行列に隨從する神樂・太鼓・壇尻等は東西垂水鹽屋東垂水北區の各青年引出す。

尙又東西垂水の青年等幟十數旒を前後左右に押立て、輿を添ふ。

氏子崇敬者との關係 當日は早旦より社頭に集り、準備萬端に意を用ひ、午前十時頃御發輿、午後六時頃御還幸。此間總ての世話は各區長其他重立ちたる者にて幹旋し、神幸式中不敬の行爲其他粗漏なき様取締を爲す。

右祭典終り、翌十三日は報賽の意にて、境内に於て神覽角力（氏子青年竝に小學兒童等奉仕）を奉納す。

祭典後、直會の小宴を開くを例とす。

國幣中社 出石 神社

兵庫縣但馬國出石郡神美村宮内鎮座

祭 神 八種神寶

○立 春 祭 （世俗卯日祭と稱す）

○新嘗 祭

祭 日 立春日 十一月二十三日（維新前は十一月上卯日）

儀 式 立春祭に神馬藻（俗に「ほんだわら」と云ふ海草）を神前に供す。

新嘗祭 數日前より齋戒沐浴して、新嘗祭の前夜、楯と櫛とにて揉火を採り、其火にて餅米を蒸して徑三寸程の薄片の圓餅を製しそれを御年花と稱す。其形葩の如き故、俗に「おはなびら」とも稱す。又中には徑七八寸大のものを作り、「をどし」と稱して共に翌新嘗祭に之を供す。

神 賑 立春祭にはなし。新嘗祭に供奠の御年花を撒下、後之を投散らして參詣者に頒與す。その頒與に預らんとして氏子は勿論近村より參詣する者多し。

歌 謠 立春祭供奠の神馬藻に就て、「新拾遺集」に曾根好忠が但馬伊津志の宮にて名のりそといふものを詠めと、源重之「千早ぶるいづしの宮の神の駒人な乗りそやたゝりもぞする」と詠ず。

氏子崇敬者との關係 新嘗祭御年花造りの神事は古來氏子中の特殊のもの十數名奉仕す。

供奠の御年花は、世人之を尊重して、或は病者或は旅行者之を拜受すれば災禍を免るゝと

稱して、遠地より拜受を願出づるものあり。

由來 立春祭に神馬藻を奠る事、由來沿革詳かならざるも、新拾遺集に載せられし歌により、既に其當時有名なる行事なりしなり。

新嘗祭の御年花の神事も、由來沿革不明なれど、古文書等によれば古より行はれし神事なるが如し。維新前は十一月上卯日之を奠りしも、維新後は新嘗祭に社頭に於て之を調製供奠することとなれり。猶古へ社内末社比賣宮社が出石郡畑村に鎮座せし頃は、當日神輿該社に神幸あり、翌々午日に還幸の例ありたり。

國幣中社 伊和神社

兵庫縣播磨國宍粟郡神戸村須行名字宮ノ元鎮座

祭神 大己貴神

○三山祭

祭日 六十一年目に行ふ

由來 當社の周圍に、三つ山(白倉山・高畑山・花咲山)在り。此の三山の靈を一度に祭る

を三山祭と稱す。然れどもこれが由來は記録の徴すべきもの無きを以て、詳かならず。尙昔より三山祭のことを「御戸開」又は「御開帳」とも云ふ。是は平素の祭典に於ては本殿の御扉を開くことなく、此の大祭の時にのみ開扉せし故ならん。而して三山祭は當社御鎮座以來、甲子の歳即六十一年目毎に、執り行はるゝ特殊の神事なり。

往古は奉幣勅使の參向も有りて播州一圓の大祭としてなかくの嚴儀なりしものゝ如し。かくして創始以來既に幾十回の干支を送迎し、時に隆替消長なきに非ずと雖も、毎に式年の大祭として嚴に奉仕し今日に至れり。而して大祭典には二十日間を要せしものゝ如く、概ね陽春三月(今の四月)朔より、二十日間交互りて執行せられたるものゝ如し。右祭典に二十日の長期を要するは、當社に舊播磨十六郡の式内社を末社として祀れるが故に、本社に一日、三山の各山に一日宛、各郡に一日宛の祭典を行ふが故也。當社再三炎上し、是に關する古記録の存するもの尠し。故に其の詳細を知ること能はざれども、前々の三山祭、文化元年記録「一宮伊和大明神御戸開」に據りて、略々當時の状態を察知することを得るなり。大正十三年恰も甲子に相當し、千載一遇の大祭なれば、斯の大典を奉祝し其の盛儀を奉賛し、永久に當社祭神大己貴命の大業偉績の跡を追念欽慕すべく、三山祭奉賛會を組織

し播州一圓より一萬圓の淨財を募り、四月十日より晴天十二日間の大祭を執行す。此の募集の淨財は常に祭儀餘興費用に充當するのみならず、末社の神池改修・社號標柱改修末社五柱社の改築、末社玉垣新設、記念植林等に大部分を費し、此の機會に諸設備を完全にし、當社の威靈發揚をつとめたり。

神 賑 當社の例祭及式年の大祭には餘興に出山車・屋臺・獅子舞を出す例なり。但し山車及獅子舞は漸次頽れて、今は屋臺のみ氏子内に三臺あり。屋臺は氏子青年奉昇し、次の歌を太鼓に合せて節面白く歌ひつゝ、時々ヨイサ／＼の掛聲勇ましく境内を練る。神幸の際は神輿の後に續いて賑やかに練る例にて、奉昇の青年は太鼓を打つ者（屋臺の中に乗る）のみ簡單なる模様入の上衣を着け、他の者は裸に禪（前方側方に糾捻せる青紐尺位のものを付く）をせるのみなり。甚だ質素にして且面白く男性的にして、青年の意氣を發露せしむるに最適當の餘興と思惟せらる。

歌 謠 (屋臺昇ノ時ニ謠フモノ)

- (イ) この屋形は目出度いやかた 鶴が御門に巢をかけた
- (ロ) この裏には茗荷や藪や 茗荷目出度やふき繁昌

- (ハ) お前百までわしや九十九まで共に白髪のはえるまで
- (ニ) 土田通れば二階から招く しかも鹿の子の振袖で
- (ホ) 播磨一ノ宮は芽出たいお宮 鶴と龜とが舞ひ遊ぶ

○渡 御 祭

十月十六日 例祭の翌日

慣例として毎年行はる。最も盛大なるは十月十五日例祭の翌日、即ち十六日の渡御祭にして、往古此の祭典に當りて氏子は白鹿を献るを例とせり。然るに年々歳々其の數を減じ狩獵容易ならざるが爲に、氏子先づ鹿肉を食はざる事を神明に誓ひ、代ふるに毎戸神饌一品を以てす。殊に此の神饌は各自神幸地迄捧持するものなり。尙昔は御神幸の砌、近郷の獵師相集り、小銃を打鳴らしつゝ是が先驅を爲せりと。是祭神の武神なるが故ならん。

○萬 燈 祭

二百十日の前七八日頃

五穀豊稔、家内安全を祈願するの祭にして、名の如く齋庭に數千（土器ヲ棚ニ並べ、是ニ種油ヲ

注_ス燈明を點す。此の種油は氏子各自持參するものなり。闇夜に無數の燈明燦然として輝く光景實に名狀すべからず。

官幣大社 大神神社

奈良縣大和國磯城郡三輪町三輪三輪山鎮座

祭神 倭大物主櫛履玉命

○繞道祭

祭日 陰曆正月元旦

儀式 中祭式に準じ執行す。祭儀了りて御神門前にて淨火を鑽り、其火を大松明二本に移す。松明長四間。廻り五尺之を人夫數人に擔はせ、境内外の攝末社を巡拜す。俗に八社廻りと云ふ。

氏子崇敬者との關係 當日は氏子は勿論攝津・河内・和泉・伊賀・紀伊等の人、黄昏より大庭に充滿し、點火の際各自火繩及松炬を揮ひ頭髮身體の火傷を厭はず、競うて其火を取りて各家に持歸り、新年の忌火と稱して之を神燈に點じ雜煮を調ふるを吉例とせり。

○御田植祭

祭日 陰曆二月六日に相當する日

儀式 小祭式に依り執行す。松の小枝に靱種を結び付けたるもの俗に苗松といふ數百本を神前に供へ、宮司祝詞了りて神樂男八乙女等、拜殿の西縁に於て耕鋤より挿秧に至るまでの實狀を演ず。式了りて苗松を參拜の群衆に授く。

歌謠

若苗とりか女子の手にとる右手と行やら左手と行やら京から下る藤室の稻はいね三把とやら米八合吾田に咲たる富草の花はよう咲たるや宮へ參ろ

氏子崇敬者との關係 苗松を受け苗代に挿み、其年の豊穰を祝する慣例なり。

由來 往古は正月初卯日を以て之れを行ひしも維新後は陰曆正月六日に改む。現今は陰曆二月六日に相當する日に行ふ。

○攝社若宮渡御式

祭日 四月九日午後三時

儀式 攝社太田々根子神社の御靈を神輿に遷し奉り、三輪町各字渡御の式あり。
神職騎馬・甲冑武者騎馬數十人及氏子三十二大字の者等前後を警衛し、眞榊楯鉾弓矢等の
神寶を捧げて供奉す。

官幣大社 大和神社

奈良縣大和國山邊郡朝和新泉鎮座

祭神 倭大國魂神・八千戈神・御年神

○御弓始祭

祭日 一月四日

儀式

豫メ月番年預 月番年預ト稱スルモノハ、氏子郷内新泉・岸田・中山・萱生・成願寺・佐保之庄・三味田・兵庫ノ
豫メ月番年預 八箇大字ノ區長中二名ガ、年々交代シ、而シテ長柄ハ最大ナル大字ナルガ故ニ、別ニ常年預一名ヲ
置キ、共ニ三名ノモノガ此役ヲ勤ムルモノト、該祭典執行ノ旨ヲ通知ス。
ス、以下月番年預ト稱スルモノ之レニ同ジ、
當日祭典時刻ニ至レハ神職一同拜殿ニ着キ年預等モ亦拜殿ノ下方ニ設ケタル座ニ着ク 但シ修祓ハ
先ヅ禰宜以下神饌ヲ供ス 神饌品ハ和稻・荒稻・神酒・海魚・海菜・野菜・果物・
鹽水ニシテ七臺以上トシ並ニ弓矢ヲ神饌案ノ前ニ立ツ

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次 禰宜以下拜禮

次 各拜禮

次 神前ノ弓矢ヲ執リテ一同射的場ニ向フ 星山ノ麓ニ於テ圓形ニシテ徑三尺共中央ニ同徑七寸ノ黒點アル
的ヲ立テ其レヨリ距離拾間アル南方ノ芝生ニ幔ヲ張り廻ラス

次 宮司以下弓矢ヲ執リテ射的ス

次 射的終レハ一同拜殿ニ復座ス

次 神饌ヲ撤ス

次 退下 直會

由來 此御弓始祭の嚆矢を索ぬるに、其年月は詳ならざれども、維新前には 生太刀 平國
廣矛の神事と稱し、早朝より神主・社司・祠官・宮座長老 (宮座長老とは郷中各村の年長) 等奉
仕するものにして、同夜丑の刻より神前に於て燎火を焚き、神饌は晝夜兩度に献供したり
き。

抑々御祭神の日本大國御魂神は、皇國の御魂神の大神に坐しまして、この國土を守護し給
ひ、又八千戈神は其國土經營の時に、之れが妨碍をなす惡神等を八尋廣矛を以て撥ひ平け

給ひたる其御武徳を稱揚せんが爲めに、往昔より特に此神事を執行せられたるものなり。維新後に至りて御弓始祭と改稱せしも、猶其御神徳を追稱して毎歲此祭典を執行することゝなれり。但其燎火を焚くは十二月三十一日除夜祭の夜と改む。

○粥 占 祭 節分の夜午後十一時より執行

豫め竹にて長さ約三寸の細管七本を造り、中央に約一尺五寸の苧紐を結び付け、其の端へ八分に二寸五分の木札を付け、早稻・中稻・晚稻・裸麥・小麥・大豆及西瓜の七種名を各札に記入せるものを準備す。

時刻宮司以下拜殿所定ノ座ニ着ク

次 禰宜以下神饌ヲ供ス 神饌ハ御弓始祭ノ時ニ同シ

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮 禰宜以下同時ニ拜禮

次 禰宜以下神饌ヲ撤ス

次 粥占行事 庭上ニ於テ行フ

粥占行事ハ洗米八合ニ水二升ヲ入レ前記ノ細管七本ト共ニ約一時間之レヲ炊キ後一本ツツ檢ス細管中ニ粥米ノ充實セルヲ十分トシ以下多少ニ依リ協議ノ上之レヲ決定ス

由 來 本社御三座の内に、五穀を守護し給ふ御年大神の鎮り坐すを以て、前記の如く七種の豊凶を占ひ、御田植祭の當日、松苗授與に際し豊凶の印刷物を頒布す。而して本祭典は大正十年以來年々執行す。

○御田植祭 三月十日午後一時より執行

例の如く豫め月番年預へ、本祭執行の旨を通知す。

是日早朝より社務所に於て松苗松の小枝に稻種を紙に包み藁にて之れを結を授與す。郷内農家のも陸續として來り、之を請ふ。此松苗は播種の時苗代田の畦畔に挿して、稻苗の生育と禾穀の豊饒を祈るものとす。

當日先づ拜殿前に於て齋竹を立て、注連繩を張り御田植行事の式場となし、而して其内には牛頭一面、木製の假面なり・牛の装束一領、茶色の綿布にて製す・犁一挺・馬鍬一挺鍬一挺(以上木製の模倣)・竹箕一枚中に稻種切種苗四本松苗の大ききを辨備す。調製せるものを辨備す。

時刻修祓シテ各設ノ席ニ着ク

次 式場竝御田植行事人及ヒ農具等ヲ祓淨ス

次 神職及ヒ月番年預等拜殿ニ着座月番年預ノ座例ノ如シ

之れを食ひ、有ゆる害蟲の名を呼びつゝ之れを食ひて、稲苗の蟲害に罹らざらんことを祈るものとす。

明治四年頃までは、社務所に於て伏兎餅を調製し、神符に添へて等外出仕のものが、郷中の各戸に就き之れを配布したりしが、故ありて之れを廢したりき。然るに其後四五年を経りて長柄の區民等、社務所より伏兎餅の配布あらざりし以來、稲苗の蟲害に罹れること多しと云ふに及び、區民等相議りて郷中より献備することゝなりぬ。

○神幸祭 四月一日午後二時より執行

前月十日前後に於て、村長郷年預各大字區長村社々掌等を社務所に召集して、神幸祭に關する諸般の協議をなさしむ。

同月廿三日より、御宮入と稱して各大字の當家カウヤに關する事項を勤むるもの、齋戒して當人兒ニシ神輿の渡御に供奉せしむるものにして烏帽子直垂を着用すを連れ、同三十日まで神社へ日參をなさしめ、神輿渡御の供奉に安全ならんことを祈願す。其初日には宮座のもの等齋戒して白敷人と共に參拜して、御饌御酒を献供するを以て神職は修祓を行ひ祝詞を奏す。次に撤饌して參拜者に神酒を賜ひ各人をして退下せしむ。斯くて神幸祭の前日には、午後

二時頃より同四時頃まで各大字より、神輿の渡御に供奉せんとする者一同着用整列して大幣を捧げ、之れを奉獻せんが爲めに參拜す。隊列拜殿に着けば神職即ち祓を修し、祝詞を奏す。

次に神職奉幣行事をなし、終れば一同拜禮して退散す。俗に之れを宵宮渡と稱す。この日夕御饌を調進して前夜祭を奉仕す。其祭典の順序及び奉饌品は常例に異なることなし。

さて此神事を宵宮祭と稱して、氏子の内外を論ぜず參拜する者夕刻より群集す、諸々の觀せ物露店等を張るもの多く甚だ賑ふ。

明くる四月一日は御例祭日なるを以て、午前に供進使の參向あり官祭を執行あらせられ、次いで、午後二時頃より神幸祭を奉仕するものとす。時刻至りて、先づ供奉員の參集並に諸準備の整ひたる旨を年預より申來れば、禰宜以下増御子神社に參向し御移式を奉仕す。

先 禰宜出御ヲ奏ス

次 神輿前日二十八日ニ本社及ヒ當社ノ神輿ヲ拜殿ニ出スヲ社前ニ奉ス

- 次 出御 此間警蹕
- 次 神輿ヲ拜殿前ニ奉安ス
- 次 宮司本社中御殿ノノ奉遷式ヲ奉仕ス
- 先 宮司以下所定ノ座ニ着ク
- 次 宮司御屏ヲ開ク 此間奏樂
- 次 宮司出御ヲ奏ス
- 次 宮司殿内ニ參進シ以下ノ神職所定ノ位置ニ列立ス
- 次 出御 神輿ニ奉遷ス 此間奏樂
- 次 供奉員及ビ諸役行列ノ準備ヲ整フ
- 次 渡御

行列次第

- 鑊棒 梅鑊 産子幣 大鼓 先拂 猿田彦面 村長乘 錦旗 産子幣 産子幣 大神 神僕辛櫃 楯
- 鉞棒 田樂幣 産子幣 大鼓 先拂 産子幣 産子幣 産子幣 大鼓 樂人 鎧武者馬騎 朱辛櫃
- 弓矢 大幣 産子幣 千代山梓 祓幣 風流傘 龍頭 産子幣 樂太鼓 樂人 鎧武者馬騎 朱辛櫃
- 増御子神輿 床几 隨身 白辛櫃 彌宜馬 御本社神輿 床几 錦蓋 御太刀 矛 神馬 神馬

神馬 宮司乘 主典馬 産子幣 産子幣 産子幣 社掌馬 籠長持

神輿、市場大字岸田にありてに當社の境外地なりに至り給へば御小休あり。其れより柳本の村界を通過し給ひて、中山の御旅所に着御あり。此處に二所の神輿を並安し奉る。

(備考)

田樂幣——此幣は幣串に頭紙を挟みたるものにして、兩方に垂のなきものなり。傳へ聞く。中古には田樂法師が舞をなす時に用ひたるものにして、今其形の残れるものなりと云ふ。大字新泉の受持なり。

田樂幣の圖

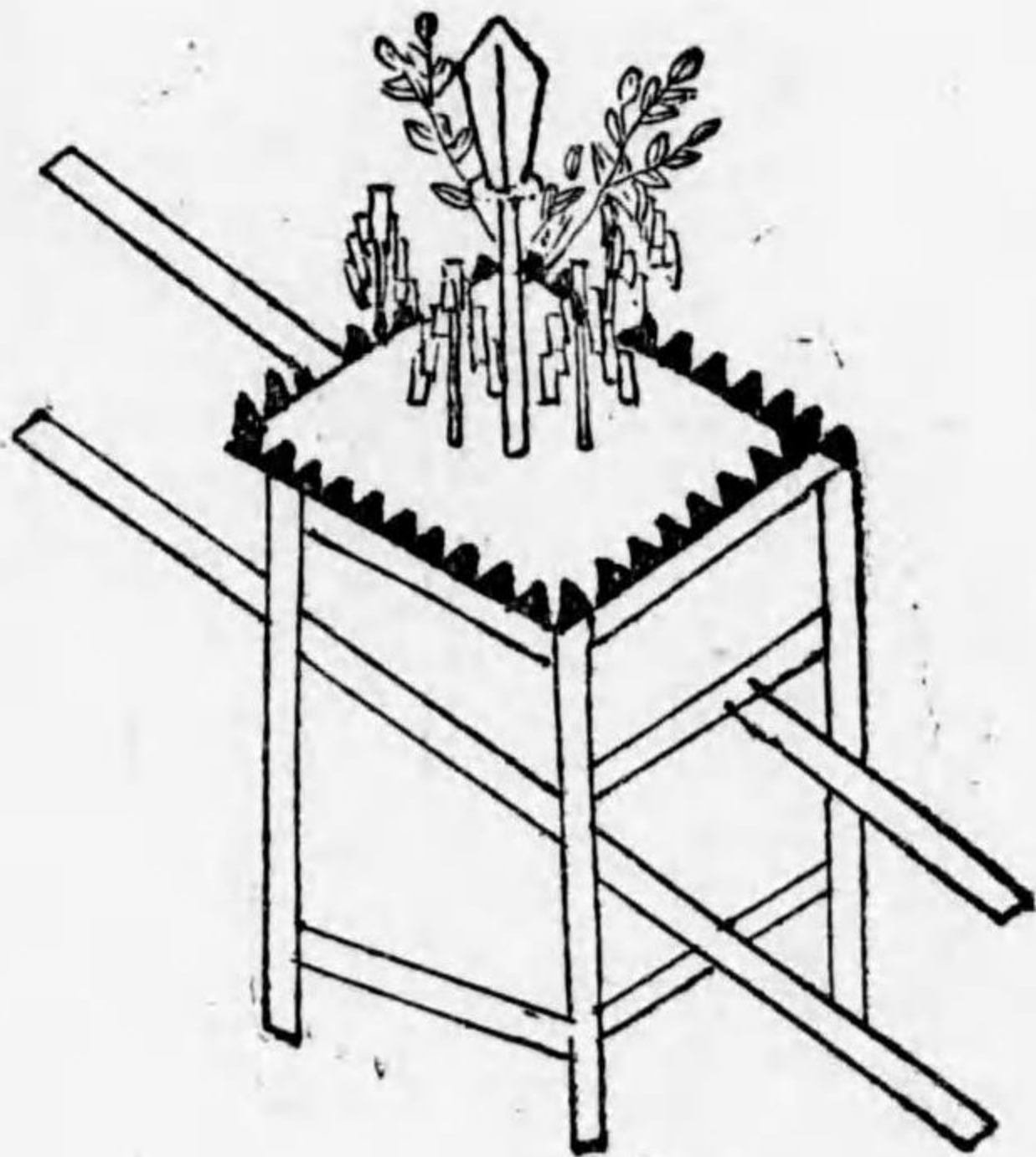


千代之山梓——此山梓は、大字兵庫の受持にて、渡御の行列に加はるものなり。古老の傳説によれば往昔御例祭日には勅使の御參向ありて、神輿の渡御に加はらせ給ひしを、永祿中兵亂により、勅使の御參向なかりければ、其れより其御代りとして此千代之山梓を捧持して、供奉する由縁になりたりと云ふ。

千代之山棒の圖

永祿以後のものにして
天正年間兵火に罹
る

其後此れを略するこ
と左圖の如し



即ち方今のもの



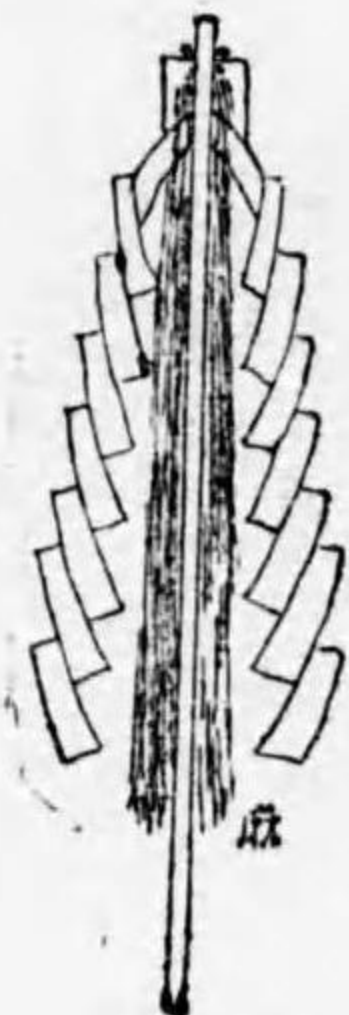
龍頭——木製の假面にして、頭の邊より黒布を長く垂るゝものなり。是亦大字兵庫の受持にして、
同大字の少童之れを被ぶり、御旅所の神輿前に於て、龍の舞と稱するものを奏す。

龍頭の圖



産子幣——此幣は各大字の渡御に供奉する者の一團中に、一本づゝを捧持する大幣にして、還御の
後、拜殿上に於て奉幣するものなり。

産子幣の圖



御旅所祭典次第

神職ハ左側 伶人ハ右側ニ列立ス

先ツ大麻鹽湯行事ヲナス

次 禰宜以下神饌ヲ供ス 此間奏樂

次 官司祝詞ヲ奏ス

次 官司玉串ヲ奉リテ拜禮

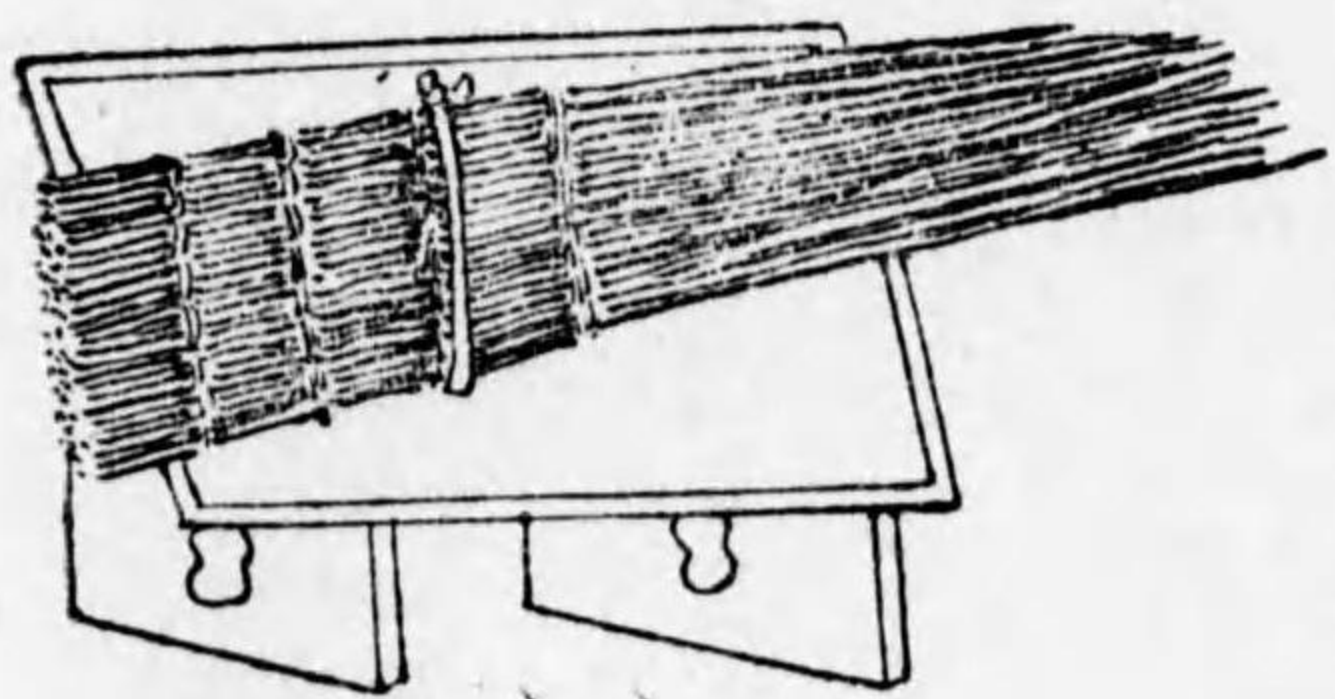
次 禰宜以下拜禮

次 撤 饌 此間奏樂

次 大字中山宮座ノ人ヨリ御酒粽餅ヲ獻備ス

(備考) 中山宮座よりたてまつる粽餅——青き眞菰草四五科の中に、飯粒を包み藁にて之を結び束ねたるものにして、數十連を獻備す。此撤下の粽餅を頂けば疫病除けともなり、或は牛馬の病めるとき之れを食ましめば即治する效ありとて、諸方より來り請ふ者多し。按ずるに飯を青き眞菰草にて包み、黄糸にて結び束ぬること、延喜式に見えたり。

粽餅の圖



次 龍之舞

大字兵庫ノ少童之レヲ奏ス

(附記) 此龍之舞と同時に昔は、大字新泉宮座の者翁之舞といふを奏せり。今は其舞絶えたるも、龍之舞は今に至りて之れを奏す。蓋し翁之舞及び龍之舞は往昔の猿樂の形の遺れるものなりと云ふ。

さて猿樂の名は、平安朝より存したれども、其伎の稍々整ひしは鎌倉の末より南北朝にかけてのことなるべく、各地の大社には皆これに附屬する猿樂座あり、近江・河内・丹波・攝津・伊勢等にも稍々盛なるに似たれど、大和にては外山(寶生)結城(觀世)坂戸(金剛)圓滿井(金春)の四座ありて、春日の神事に奉仕したれば、春日祭の興隆はやがて四座隆盛の因をなしぬ。又鎌倉の末期よりは、京都には田樂獨り流行して、所謂田樂法師の輩これを業としたりけるが、新興の大和猿樂師は、或は將軍家の童坊として寵幸せらるゝあり、尙更に國內に地を有して嚴然たる領主なりければ、其伎も田樂に比して高尚なりけん。義滿義政時代に於て専ら上流社會の嗜好に投じ、且つ新たに幾多の新曲をも創作せしかば、猿樂の名は全く大和猿樂の獨占に歸しぬ。爾來此伎は殆んど武家の式樂なるが如き觀をなして、王公貴人亦自ら立つて舞ふことあるに至りぬ。故に當社に於ても、大祭日には猿樂を執行せしこと、大乘院尊尊僧正記にも見え、又大字兵庫より大なる鏡餅數重を猿樂方へ進めたる趣等同大字中島氏の藏せる天文慶長年間の古記録にも見えたり。

次 田ノ實之舞 大字新泉宮座ノ
者之レヲ奏ス

(備考) 田の實之舞は、先づ笠を被ぶり、鋤を持ちたる者一人出で、田を鋤き種を播く状をなし、次に傍に在る者も一同に小桶に入れたる櫛の葉を取りて、大御手洗の水と唱へて之れを振り播くなり。是れは播きたる種に水を漑ぐの意ならんか。

次 宮司還御ノ祝詞ヲ奏ス

次 還幸 行列前ノ如クニシテ市場ニ於テハ御小休ナシ

次 増御子神社入御 其儀出御ノ如クニシテ禰宜入御ヲ奏ス

次 本社入御 其儀出御ノ如シ

次 宮司中門内ニ伺候ス 禰宜以下拜殿ニ着座

次 大字成願寺區ヨリ奉納ノ舌餅 御戸落ノ餅トモ云ヒ
一社ニ三十枚ツツ 一夜酒ヲ獻備ス 禰宜以下奉仕ニ臺 舌餅一臺
甘酒一臺 三殿

別々ニ奉供ス 此間奏樂

(備考) 舌餅とは白糯壹合許を以て一枚に調製したるものなり。一夜酒とはもと濁酒なりしが、當時は甘酒となせり。傳へ云、瘡病を患ふるもの此撤下の舌餅を戴けば、即治するとして諸方より之れを請ふものあり。

次 宮司鎮座祝詞ヲ奏ス

次 成願寺區供奉員拜禮

次 供饌ヲ撤ス 此間奏樂

次 閉扉 此間奏樂

次 一同退下

次 氏子ノ各區供奉員ノ順次ニ納幣ス 此幣ハ渡御ニ奉持セシ産子幣ニシテ
此納幣ノ行事ハ宵宮渡ノ奉幣ニ同シ

次 拜殿ニ於テ成願寺供奉員ニ神酒ヲ賜フ

次 拜殿前ニ於テ龍之舞田實之舞ヲ奏ス 御旅所ニテ奏セ
シモノト同シ

次 岸田ノ人神馬 三頭ヲ牽クコト三返

以上諸式全ク修了シテ退散ノ太鼓ヲ打ツ

由 來 抑々神輿渡御大祭の權輿年代は詳ならざれども、蓋し往古より四月朔日に執行せられたるものならん。大字兵庫中島氏の所藏に係る天正慶長年間の古文書にも、同月同日なりしことを記せり。斯くて明治御改正以前の祭式行事を茲に記さんに、毎年三月二十三日を神事始と稱して神輿を拜殿に出し、同晦日の夜御神體を神輿に遷し奉り、翌四月朔日辰の刻に至れば出御ありて、御旅所中山村大塚山の頂上迄渡御あらせ給ひしなり。其供奉の行列は先づ拂神、次に増御子神の神輿、次に神主馬上、次に社司祠官、次に神馬三頭 往古は
三十頭を牽立て御旅所に着御あれば、同所の社殿に於て神供に數多の粽餅 此餅のこと
前に出せりを献

備し、次に田實之舞此舞のことに出せりとて、神職の者之を奏し、次に翁之舞、次に神主天下太平五穀豐饒萬民安樂の壽言を奏し、次に社司祠官其外一同拜禮了れば、還幸ありて御神體を御殿内に奉遷す。次に社前の大馬場に於て流鏑馬の執行あり、次に御戸落餅と稱へて、精米一夜酒、舌餅一座に四十枚づゝ(此舌餅のこと前に出せり)を三座大神の殿内に献備し、神主・社司・祠官其外神職一同、寶祚無窮之御祈禱をなし奉り、而して其御神符は直に御奏者所へ献上し奉りしなり。

(附記)

流鏑馬は俗に馬長と稱へて競馬十騎これに隨ひ、神輿渡御の供奉をなせしものなり。其流鏑馬なるものは、郷年預等協定して、氏子中より二名の幼童を某々家より出さしめしなり。その粧装たるや、花笠を被ぶり、絹布にて調製したる艶麗なる装束を着け、五彩の房々せる褌を懸け、弓矢を負ひて馬に乗らしむるものにして、明治二十七年まで絶えず行はれたるが、時に日清戦役に際し費用多端、のみならず馬匹も徴發せられて、其用に充たすこと能はざりければ、遂に是年より流鏑馬は競馬と共に中止せられて今に其再興を見る能はず。古老の説にちゃんく祭と唱へて、殊に世に著はるゝものは毎年四月一日に行はるゝ此御祭禮なり。明治維新前には、何れの神社にても兩都合體の風俗にて、僧侶等も祭禮には、與り居れり。當神社にても、坊と云へる僧舎ありて、御神輿渡御の節には、その住

僧も共に供奉せしなり。而して此住僧が中山の小川(古へ此川畔を渡御ありし故に今に此川をちゃんく川と呼ぶ)の畔に到りし時、頓て御神輿が御旅所へ御安着なりければ、其れを合圖にちゃんちやんと鉦を撃ちしにより、ちゃんく祭と呼べる起原とはなれりと云ふ。

○神樂祭 五月一日午後一時より執行

先づ十種神寶・鉦幣其他神樂舞ニ要スル種々ノ器具薙刀・劍・神杖・鈴・扇・長柄銚子・探湯釜・笹葉等ヲ拜殿ニ陳列ス

此鉦幣ハ、十種神寶ノ瀛都鏡・邊都鏡・八握劍・生

十種神寶鉦幣ノ圖



玉・死反玉・足玉・道反玉・蛇比禮・蜂比禮、種々ノ物ノ比禮ニシテ此鉦幣ノ頭板ニ一個ヅ、ノ圖ヲ描ケルモノナリ

時刻神職神樂人拜殿ニ着キ講社世話人亦殿上ニ參列ス

次 神職一人大麻ヲ執リテ參列員ヲ祓フ

次 禱宜以下神饌ヲ供ス神饌ハ和稻・荒稻・神酒・餅・海魚・海菜・野菜・果物・鹽水外ニ配布用ノ切餅

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次 各拜禮ノ後神樂數曲ヲ奏ス

神樂ノ曲名ハ總神樂・十種神寶鉦幣舞・片劍之舞・兩劍之舞・薙刀之舞・岩戸舞・宮巡之舞・袖神樂・神之舞・扇之舞

探湯之舞・長柄銚子之舞等ナリ

次 撤饌各退下

此神事ハ講社組織ナルヲ以テ氏子ノ内外ヲ問ハズ其入社スル者ニ對シテハ授與スル所ノ太々神樂ノ神符ニ撤下ノ切餅ヲ添ヘテ講社世話人ヨリ之レヲ配布スルモノトス。

由來 此神樂祭の創始を訊ぬるに、往昔は神女と稱して數名の少女これが勤仕に當り、四月一日の御例祭日には祈願者の需めに應じて、神女は神樂服を着し、拜殿に於て唯鈴を振りつゝ平神樂を奏せしのみなりしが、明治二十年に至りて、郷内の森口・森島・出口の某々等が相謀り、始めて神樂講なるものを組織したりき。是に於てか神樂なるものは大に發展を來たして、之を演奏するに三管笙、篳篥、横笛太鼓・摺鉦等の音物を要し、隨て之れを鼓吹する神樂男の必要を生じければ、更に神樂男なる者も勤仕することとなりき。是れより以後、同三十七年まで連綿として此舞奏は行はれたりしが、其翌年に至り神樂女の辭すと共に、神樂男も亦退くこととなりぬ。然れども神樂祭は舞奏のなき儘にして、毎年怠りなく執行し來れり。大正五年當時の宮司吉田 豊其舞奏の絶えたるを慨き、同年より神樂女・神樂男數名を他方より雇ひて、之れを再興することとなりぬ。

官幣大社 石上神宮

奈良縣大和國山邊郡丹波市町布留布留山鎮座

祭神 布都御魂劔

○御田植祭

祭日 二月十五日

儀式 小祭式

儀式 次第

時刻前農具一式(犁一 馬鍬一 齊鍬二 苗籠二 小箕二 竹一)ヲ式場拜所北妻下ニ整備ス 苗松及粃種

ヲ撤シ來リテ拜殿前ニ置ク

時刻神職及神式仕人着席(宮司式ヲ始ムヘキ由ヲ仕人ニ告ク)

次 神式仕人神前ニ向ヒ再拜拍手一拜

次 農具ヲ點檢ス

次 齊鍬ヲ採リ地拵ヲナス(東南隅ヨリ始メ右ヘ廻ル)

次 畦拵ヲナス(同上)

次 牛(緒繩 白木綿六尺)ヲ使役シ犁ヲ以テ田ヲ鋤ク(畦畔ヨリ始メ左ヨリ右ヘ廻リ中央ニ至リテ止ム)

次 東南隅ヨリ水ヲ引入レ切返シ塗土ヲナス
 次 牛ヲ使役シ馬銚ヲ以テ田ヲ整フ(畦畔ヨリ始メ左ヨリ右へ廻リ中央ニ至リテ止ム)
 次 水入口ヲ塞キ水出口ヲ作り竹ヲ以テ表面ヲ均ラシ水口ヲ開キ水出口ヲ塞ク
 次 神職粃種ヲトリテ仕人ニ交付ス仕人受ケテ神前ヨリ播キ漸次左ヨリ右へ廻リモトノ神前ニテ播キ納ム

此時仕人左ノ語ヲ唱フルコト數回
 よい種まこ 福の種まこ

次 神職苗松ヲトリテ仕人ニ交付ス仕人受ケテ神前ヨリ漸次後退シ復前進シツ、挿秧ノ式ヲナス
 此時仕人左ノ語ヲ唱フルコト數回
 東の國八百西の國八百 合せて千六百八乙女中

次 仕人神前ニ向ヒ再拜拍手一拜
 次 仕人着席 コノ時宮司ニ式終レル由ヲ申ス
 次 一同退出

由 來 當祭典は古來行はれ來りしこと古書に見ゆるも、其後中絶せる處、大正四年に至り御大典記念事業の一として再興せられしものなり。本神式は祭典後行ふものにして、粃種・苗松は神饌と共に奉獻す。農具中の「牛」は木を以て模造せしものなり。仕人は白衣。

白丁を着け持笏のこと。

○神劍渡御式

祭 日 六月三十日
 體 式 中祭式による

神劍渡御式

本社祭典後神劍(金欄ノ袋ニテ蔽ヒ鏡及幣ヲ附ス)奉戴午後第一時出發大字三島字神田ナル末社神田神社ニ渡御

着後直ニ神田神社例祭執行 其儀小祭式ニ準ス
 還御前神田神社ニ木綿紳ヲ納ム

列次道筋等渡御ノ際ニ同シク途中末社惠比須神社ニ木綿紳ヲ納ム 本社拜殿ニ着御神劍ヲ拜殿奥ノ正面ニ安置ス

由 來 本渡御式の由來不詳なれども、古昔より行はれしものゝ如く、一時中絶の處大正四年に至り御大典記念事業の一として古式に稽へ再興せしものなり。

○榜示渡御事

祭 日 十月一日

儀式

神職仕丁南北二班ニ分レ各受持區内ヲ巡廻シテ執行ス
式場ハ草ヲ犂キ土ヲ盛リテ以テ神枝ヲ樹テ献饌スルニ適スルヤウ各區長之ヲ辨備ス

時刻修祓

次 献饌

次 祝詞ヲ奏ス

次 撤饌

○渡御祭

祭日 十月十五日

儀式

早旦社殿ヲ裝飾シ祭具ヲ整頓ス

午前第十一時田村當屋者及座中一同着席

次 郡長 警察署長 町村長 區長 氏子惣代等着席

次 神職着席

次 修祓

次 宮司殿ニ昇リ御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス 此間奏樂

次 禰宜以下神饌ヲ供ス 此間奏樂

次 田村荷前ヲ奉ル

次 奉幣 幣ハ主典之ヲ田村當屋者(奉幣稚子)ヨリ持來リテ宮司ニ進ム

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次 禰宜以下一同拜禮

次 田村奉幣稚子拜禮外奉迎ノ人員之ニ繼ク

次 稚子拜禮

次 氏子惣代拜禮

次 郡長警察署長町村長其他官公署長拜禮

次 主典幣ヲ撤シ田村當屋者(奉幣稚子)ニ渡ス

次 禰宜以下神饌ヲ撤ス

次 神寶ヲ授ク

次 行粧ヲ整列シテ風輦ヲ樓門外ニ安置ス

次 樂員樓門内ニ於テ東面列立ス

- 次 列掛行粧具ハル由ヲ宮司ニ申ス
- 次 禰宜主典絹垣ヲ捧ケテ本殿ニ進ム但三名進テ平伏ス
絹垣ハ豫メ拜殿ニ置ク
- 次 雇員布單ヲ敷ク
- 次 宮司内陣ニ進ミ御靈代ヲ奉シ外陣ニ出ツ禰宜主典進ミテ絹垣ヲ捧ケテ下殿シ御靈代ヲ鳳輦ニ遷シ奉ル此間禰宜主典警蹕ヲ唱ヘ訖ツテ一同輦前ニ於テ再拜拍手
雇員樂ヲ奏シ一同警折ス
- 次 先驅供奉ノ輩各鳥居外ニ至リテ乘馬ス
- 次 樂員樓門外ヨリ鳥居ニ至ル迄道樂ヲ奏ス
- 次 鳳輦ヲ奉昇渡御ス
- 午後第一時前驅供奉人員一同田村嚴島神社境内ノ御旅所前藥師堂ニ至リテ次第第二下馬下乘ス 樂員ハ此處ヨリ行宮ニ至リ鳳輦ヲ奉安スル迄道樂ヲ奏ス
- 次 鳳輦ヲ帷屋ニ奉安宮司側ニ候ス
- 次 神寶其他ヲ所定ノ所ニ安置
- 次 禰宜以下供奉ノ人員帷屋ノ床子ニ着ク
- 次 禰宜以下神饌ヲ献ズ 此間奏樂
- 次 宮司祝詞ヲ奏ス
- 次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

- 次 禰宜以下拜禮
- 次 稚子及田村奉迎人員拜禮
- 次 氏子惣代拜禮
- 次 郡長 警察署長 町村長 其他官公署長拜禮
- 次 禰宜以下神饌ヲ撤ス 此間奏樂
- 次 各休憩 此ノ時宮司以下(何候者ヲ除ク)村社嚴島神社ヲ拜ス
但田村有志者ヨリ煙花奉納
- 午後第四時宮司以下供奉人員輦前ノ帷屋ニ著ク
- 次 宮司還幸ノ祝詞ヲ奏ス
- 次 列掛行粧ノ具備セル由ヲ宮司ニ申ス 列次出御ノ時ニ同シ
- 次 樂員樂ヲ奏シ先導シ奉ルコト着御ノ時ニ同シ
- 午後第五時本社鳥居前ニテ前驅ヨリ次第第二下馬
- 樂員酒殿跡ヨリ道樂ヲ奏シ樓門前ニ至リ西面列立ス
- 次 鳳輦ヲ樓門前ニ奉安ス 是レヨリ先留守居ノ神職氏子
惣代等神門外ニ出迎ヘ奉ル
- 次 雇員布單ヲ敷ク
- 次 宮司以下一同輦前ニ進ミ再拜拍手

- 次 禰宜主典絹垣ヲ捧ケテ葦前ニ進ム人員其他出御
- 次 宮司御靈代ヲ奉シ本社本殿ニ遷シ奉ル此ノ時警蹕奏樂一同警折等スベテ出御ノ時ニ同シ
- 次 禰宜以下神饌ヲ献ス
- 次 宮司還御ノ祝詞ヲ奏ス
- 次 宮司以下供奉ノ人員一同拜禮
- 次 禰宜以下神饌ヲ撤ス
- 次 列掛鳳輦ヲ拜所ニ昇入ル
- 次 神寶ヲ納ム
- 次 宮司御扉ヲ閉ツ 此間奏樂
- 次 各退出

由來 本渡御祭の起りは白河天皇の永保元年臨時の奉幣ありて、歌舞の十列走馬等行はれしに始まると云ふ。

社記曰「白河天皇永保元年勅して神門を改めて、拜殿造營仲冬中の寅日臨時祭奉幣竝歌舞十列走馬等の式を行はる、勅使參議藤原俊明卿」

○鎮魂祭

祭日 十一月二十二日

儀式 中祭式

次第

- 當日早旦社頭ヲ裝飾ス
- 午後第五時三十分着床是レヨリ先修祓
- 次 宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス 此間奏樂
- 次 禰宜以下神饌ヲ供ス
- 次 柳宮及鈴著ケタル榊ヲ神前ニ奠ク
- 柳宮ニハ土器三個ヲ納ル向ツテ右ノ土器ニ洗米及玉緒五色ノ絹ニ色ツ、十カセノ各兩 端ヲ奉書ノ紙ヨリニテヒネル 中央ノ土器ニトシロモフクロ 大奉書ヲ縦ニツ折ニシタル廣サヲ四角形ニ切り更ニ之レヲ五角形ニシテ兩面ヲ張り合セ中左ノ十代物袋ニ十種神寶ノ圖形紙ヲ納レ上方ノ處ニ穴ヲ穿テ紙ヨリヲ通ス表面ニ一振御玉神ト記ス
- 土器ニハ切麻及紙ノ二三分四ヲ盛ル 方形ニ切りタル物
- 鈴著ケタル榊ハ長三四尺位ノモノニ鈴徑六分位 四個ヲ赤色絹糸ニテ各枝ニ結ヒ付ク
- 柳宮ハ左側ノ案上榊ハ右側ノ案上ニ立ツ案ハ何レモ神饌案ノ前面ニ置ク
- 次 奉幣 幣ハ上席主典執リテ宮司ニ渡ス
- 次 宮司祝詞ヲ奏ス